

平成 3 0 年

# 三川町議会会議録

第 8 回 議会定例会

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 開会

平成 3 0 年 1 2 月 7 日 閉会

三川町議会事務局

平成 3 0 年

## 第 8 回 三川町議会定例会会議録

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 開 会

平成 3 0 年 1 2 月 7 日 閉 会

三川町議会事務局

## 目 次

第 1 日                    12月4日(火)                    会議録第1号

会議録署名議員の指名	.....	3
会期の決定	.....	3
諸般報告		
・議員派遣報告		
山形県町村議会議員研修会の報告	.....	4
荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	.....	5
・常任委員会報告		
閉会中の所管事務調査報告	.....	6
・議会運営委員会報告		
閉会中の所管事務調査報告	.....	16
議第 58号	平成30年度三川町一般会計補正予算(第4号)	17
議第 59号	平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	17
議第 60号	平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	17
議第 61号	平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)	17
議第 62号	平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	17
議第 63号	平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)	17
請願第 2号	主要農作物種子法の復活等を求める請願	34
請願第 3号	ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について	35
請願第 4号	消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願	36

第 2 日                    12月5日(水)                    休 会

<請願審査委員会 開催>

第 3 日

12月6日(木)

会議録第2号

一般質問	5名	.....	40
請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)			
請願第2号	種子農作物種子法の復活等を求める請願	.....	106
付託事件の委員会審査期限延期要求(産業建設厚生常任委員会)			
請願第3号	ライドシェアの導入に反対し、安全・安心のタクシーを国に求める意見書の提出について	.....	109
請願審査委員会報告(総務文教常任委員会)			
請願第4号	消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願	.....	110

第 4 日

12月7日(金)

会議録第3号

議第64号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	.....	117
議第65号	三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について	.....	131
議第66号	町道路線の認定について	.....	132
議第67号	社会資本整備総合交付金事業(橋梁)町道尾花天神堂線鶴三橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について	.....	133
意見書第2号	消費税増税中止を求める意見書	.....	134

平成30年第8回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年12月4日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	遠藤淳士 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	黒田浩 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤直吉 建設環境課長
佐藤亮 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹	
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長      佐藤真子 書記      鈴木拓也 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 1 日 12月4日(火) 午前9時30分開会

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 議員派遣報告<ul style="list-style-type: none"><li>山形県町村議会議員研修会の報告</li><li>荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告</li></ul></li><li>・ 常任委員会報告<ul style="list-style-type: none"><li>閉会中の所管事務調査報告</li></ul></li><li>・ 議会運営委員会報告<ul style="list-style-type: none"><li>閉会中の所管事務調査報告</li></ul></li></ul> |
| 日程第 4 | 議第58号 平成30年度三川町一般会計補正予算(第4号)   |
| 日程第 5 | 議第59号 平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)   |
| 日程第 6 | 議第60号 平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  |
| 日程第 7 | 議第61号 平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)   |
| 日程第 8 | 議第62号 平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)   |
| 日程第 9 | 議第63号 平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)  |
| 日程第10 | 請願第2号 主要農作物種子法の復活等を求める請願   |
| 日程第11 | 請願第3号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について   |
| 日程第12 | 請願第4号 消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願   |

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから平成30年第8回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番 佐藤栄市議員、  
4番 佐久間千佳議員、以上2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る11月29日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成30年度一般会計並びに特別会計補正予算6件、条例改正2件、事件案件1件、以上9件であり、このほかに諸般報告6件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長より内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日4日から7日までの4日間と決定を見たものであります。

第1日目の本日は、諸般報告6件に引き続き、平成30年度一般会計並びに特別会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願3件が上程され、それぞれ紹介議員から請願の趣旨説明のあと、所管の委員会に付託となります。これで本会議は散会となります。

第2日目の5日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の6日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は通告順に5名の議員が行い、次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日7日は、午後1時に本会議を開き、初めに一般質問を1名の議員が行います。その後、条例改正2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。次に、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書の提出が予定されております。

これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑を、町当局からは明快、かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月7日までの4日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月7日までの4日間に決定しました。
- 議長（小林茂吉議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。  
初めに議員派遣の報告であります。派遣議員からの報告を求めます。9番 梅津 博議員。
- 9番（梅津 博議員）  
最初に、

#### 山形県町村議会議員研修会の報告

##### 1. 目 的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成30年10月16日（火）

3. 参加者 議員7名

4. 研修地 山形市 「山形国際交流プラザ」

5. 研修内容 「限界集落の真実～人口減少社会における地域再生～」

講師 首都大学東京准教授

山下 祐 介 氏

「どうなる？政治・経済の展望」

講師 フジテレビ報道局 上席解説委員

平井 文 夫 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成30年12月4日

三川町議会

副議長 梅津 博 ㊟

次に、

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成30年11月9日（金）

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」

5. 研修内容 「東日本大震災の震災復興を体験して」

講師 宮城県石巻市議会議員 星 雅 俊 氏

以上のおり研修したので報告いたします。

平成30年12月4日

三川町議会

副議長 梅 津 博 ㊟

○議 長（小林茂吉議員） 次に、閉会中の所管事務調査報告として、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員）

平成30年12月4日

三川町議会

議 長 小 林 茂 吉 殿

## 所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

### 別紙

#### 1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

#### 2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要であるとの認識を持ち、常任委員会活動の充実を図りながら調査を進めるものとする。

#### 3. 調査事項

- (1) 「第3次三川町総合計画」に関することについて

#### 4. 調査経過

平成29年	3月	1日(水)	調査の内容について
	4月	5日(水)	調査の内容、日程について
	5月	1日(月)	提言事項の検討について
	5月	22日(月)	所管課等との研修
	6月	2日(金)	提言事項の検討について
	6月	23日(金)	所管課等との研修
	7月	3日(月)	提言事項の検討について
	8月	3日(木)	提言事項の検討について
	9月	4日(月)	提言事項の検討について
	10月	2日(月)	提言事項のとりまとめ
	10月	19日(木)	視察研修(石川県能美郡川北町)
	11月	7日(火)	提言事項のとりまとめ
	12月	1日(金)	提言事項のとりまとめ
	12月	20日(水)	調査の内容について
平成30年	3月	2日(金)	調査の内容について
	4月	4日(水)	調査の内容、日程について

5月23日(水)	所管課等との研修
6月4日(月)	提言事項の検討について
6月22日(金)	所管課等との研修
7月2日(月)	提言事項の検討について
8月1日(水)	視察研修(北海道空知郡奈井江町)
8月2日(木)	視察研修(北海道滝川市)
8月4日(金)	視察研修(北海道空知郡南幌町)
8月6日(月)	提言事項の検討について
9月3日(月)	提言事項の検討について
10月1日(月)	提言事項のとりまとめ
11月6日(火)	提言事項のとりまとめ
12月3日(月)	提言事項のとりまとめ

## 5. 調査結果

### (1) 地域交流・子育て支援施設について

#### 「現 状」

本町における子育て支援の拡大やニーズの高まり、また、昭和48年に建設し44年が経過した旧押切保育園で、現児童交流センターの経年劣化等の進行や、昭和54年に建設し38年が経過した三川町公民館多目的ホールの耐震化対策に相当の期間と経費が見込まれることに伴い、平成29年度から平成31年度までに新たに整備される、地域交流・子育て支援施設であるが、桜木地区住環境整備事業と併せ相対的な整備が求められる。

#### 「課 題」

地域交流、子育て、学童保育の各エリアが複合している施設であり、地域、行政、子育て世代が緊密な連携をもって運営に携わるべきであるが、その運営方針の検討が課題となっている。

#### 「意 見」

桜木地区住環境整備事業と併せ、本町の更なる活性化に向け、近隣市町の動向、先駆的運営施設等の状況を調査し、NPO等を含めた運営に携わる組織形態の創生等、運営方針策定に迅速に取り組むべきである。

### (2) 桜木地区開発について

#### 「現 状」

定住人口の拡大政策として、これまで土地開発公社と民間の開発が行われ、神花ニュータウンでは平成27年に完売し一定の効果が現れてきた。

更なる需要に応えるために、桜木地区の開発が計画されている。

#### 「課 題」

水田を埋めての開発は、水田の持っているダム機能が失われる為、雨が短時間に

流れて計画排水量を超え下流周辺への影響が懸念される。

新たな住宅地は周辺地域と調和の取れるコミュニティ創りが課題である。

「意見」

開発にあたっては、降雨の影響を最大限に考えて下流域全体の排水計画も同時に検討すべきである。

排水対策として計画されている防災調整池は、降雨時以外は地元の憩いの場としての利用を含め有効利用を検討すべきである。

周辺地域とのコミュニティ創りには、開発主体が土地開発公社・民間に関係なく町が積極的に関わっていくべきである。

(3) 「いろり火の里」エリアの将来設計について

「現状」

「いろり火の里」エリアは、町の中央に位置し、道の駅のほか商業施設も設置されていることから、土・日や祝日、連休期間は町内外から、子ども連れ家族をはじめ多くの客で賑わっている。

また、同エリア内の温泉施設は、町民の休息や健康増進、コミュニケーションの場であるとともに、本町の交流人口の拡大に大きな役割を果たしている。

「課題」

開業から29年が経過した温泉施設は老朽化が進み、毎年相当額の維持費を要しているが、周辺市町には維持費が経営を圧迫して廃業した施設も出て来ており、本町の施設も同じ課題を抱えている。

また、現在「いろり火の里」施設の大規模改修・リニューアル事業が進められているが、例年突発的な修理が発生し、計画に沿った事業進捗が図られていないことから、将来負担が見通せない課題がある。

さらに、エリア全体の利用拡大に向けては、温泉施設と「道の駅」との関連性が弱く、相乗効果が現れにくい状態にある。

「意見」

施設の維持管理は、早めの対応が維持費の削減やお客様へのサービスに繋がるという視点から、個々の経年に応じた機材交換等を計画実施すべきである。

また、送湯管の劣化は必ず進むものと認識し、代替管を設置する等、先を見据えた対応をすべきである。施設に関しても、より精度の高い現状調査を早急に行い、今後想定される維持費を分析・精査し、町の財政計画に反映させるべきである。

さらに、リニューアル事業については、利用者の導線や行動パターンを考慮し、案内板などを設置してエリア内の各施設の関連性を高めることで、相乗効果が現れるように取り組むべきである。

(4) 交通弱者支援対策について

「現状」

本町における運転免許保有率は、平成29年12月末で80.4%と平成27年12

月末の81.3%より減少傾向にある。

しかし、年齢層別保有率における65歳以上の高齢層全体では、28.9%と平成27年12月末の26.5%を2.4ポイント上回っていることから運転免許保有者の高齢化が確実に進んでいると言える。

また、これまでの子育て、移住・定住政策の充実等により子育て世代を中心とした核家族が増加しており、共働き家庭における子どもたちの多様な送迎に支障をきたすケースが増加している。

#### 「課 題」

今後ますます高齢ドライバーの増加が予想され、全国的にも高齢者による交通事故が多発している状況にあっても、公共交通機関が充実しているとは言えない本町では運転免許の自主返納を促進するには難しい環境にある。

また、交通弱者対策である現在のデマンドタクシー制度では、本町以外には移動できないなど、多様化するニーズに十分に対応しているとは言えず、幅広い世代を対象とした新たな交通弱者支援策の創設が課題である。

#### 「意 見」

運転免許自主返納の促進にも資する交通弱者支援を推進すべく、課題解決に向けたワーキンググループを設置し、有償ボランティア団体やNPO法人の立ち上げ支援、組織が活動する環境整備など、地域が主体的に関わる新たな交通弱者支援対策の検討に取り組むべきである。

○議長（小林茂吉議員） 次に、産業建設厚生常任委員会委員長の報告を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

平成30年12月4日

三川町議会

議長 小林 茂 吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会  
委員長 芳 賀 修 一

#### 所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会議事規則第76条の規定により報告いたします。

## 別 紙

### 1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

### 2. 調査目的

町民一人ひとりが豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会を実現するために、政策提言を通じて町政の発展に取り組むことが重要であるとの認識を持ち、常任委員会活動の充実を図りながら調査を進めるものとする。

### 3. 調査事項

- (1) 「第3次三川町総合計画」に関することについて

### 4. 調査経過

平成29年	3月	1日(水)	調査の内容について
	4月	5日(水)	調査の内容、日程について
	5月	1日(月)	提言事項の検討について
	5月24日	(水)	所管課等との研修
	6月	2日(金)	提言事項の検討について
	6月22日	(木)	所管課等との研修
	7月	3日(月)	提言事項の検討について
	8月	3日(木)	提言事項の検討について
	9月	4日(月)	提言事項の検討について
	10月	2日(月)	提言事項のとりまとめ
	10月18日	(水)	視察研修(富山県富山市)
	10月20日	(金)	視察研修(株六星)
	11月	7日(火)	提言事項のとりまとめ
	12月	1日(金)	提言事項のとりまとめ
平成30年	3月	2日(金)	調査の内容について
	4月	4日(水)	調査の内容、日程について
	5月	1日(火)	提言事項の検討について
	5月24日	(水)	所管課等との研修
	6月	4日(月)	提言事項の検討について
	6月21日	(木)	所管課等との研修
	7月	2日(月)	提言事項の検討について
	8月	2日(木)	視察研修(北海道滝川市、深川市)
	8月	6日(月)	提言事項の検討について
	9月	3日(月)	提言事項の検討について

10月	1日(月)	提言事項のとりまとめ
11月	6日(火)	提言事項のとりまとめ
12月	3日(月)	提言事項のとりまとめ

## 5. 調査結果

### (1) 農産物の有利販売の支援策について

#### 「現 状」

本町にとって基幹産業である農業の現場において、従事者の高齢化、担い手不足が問題となっている。

農家戸数の減少により一戸当たりの経営面積が増大し、農作物の価格の変動は経営に大きく影響を与えている。

本町においては経営の安定や所得向上を図るため、特産品の開発やブランド化が推進されてきたが、十分とは言えない。

#### 「課 題」

今後国内において、高齢化世帯の増加に伴い生鮮食品の需要は減少し、加工食品、調理食品、外食が増加するとされていることから販売・出荷形態への対応が必要とされる。

また、少子高齢化や人口減少により国内の市場は縮小され、産地間競争が激化し、米の生産調整の制度改変からも、販売価格の不安定化が危惧される。

今後、担い手確保のためにも、流通販売の体制を整備し、有利販売による経営の安定化を図ることが急務とされる。

#### 「意 見」

農地、農村の持つ多面的機能を維持し、地域の持続的発展を図るためにも農業の活性化は重要である。

生産者の努力の結晶である農産物の有利販売や所得向上を図るため、産直や地域間交流、消費者ニーズの把握など、生産から流通販売に至るまでの体制づくりを、行政が農業者、農業団体と一体となって推進するべきである。

### (2) 介護予防としての健康増進策について

#### 「現 状」

本町においては総人口が減少傾向にあるなか、高齢人口は増加傾向にあり、それに伴い要支援者も増えている。

家族や本人にとって介護などに頼ることなく、健康で生き生きと生活を送ることが望まれている。

介護予防には習慣的な運動が有効とされ、身体を動かすことにより老化に伴う症状を予防すると共に、心理的な老化を予防し活力の向上により病気の予防にもつながるとされている。

#### 「課 題」

現在、各種団体による介護予防活動が行われているが、参加率は低迷している。高齢者にとっても介護予防への意識は高まっているが、参加しない男性も多い。また、既存の地域活動は組織率が低下し課題となっている。

今後、高齢者が生きがいを感じ、健康を増進する活動への支援が求められている。

「意見」

世代間交流など介護予防に有効とされる新たな活動の支援を行い、気軽に楽しく参加できる施設や体制づくりを検討すべきである。

また、高齢者が社会的役割をもつことが生きがいづくりにつながることから、技能や経験を生かせるようなボランティア活動や地域活動に積極的な参加を促す施策の整備を図るべきである。

(3) 三川町農業の担い手対策について

「現状」

三川町の農家戸数は（昭和50年）1097戸から（平成27年）511戸と半分になり、平成27年の平均耕作面積は426aとなっている。

農業就業者は729人で60歳以上が568人で78%を占めている。

（2015年農林業センサスから）

農地の担い手への集積率は（平成29年）72%と高く、若手の新規就農者が見え始めている集落もある。

（平成30年農業委員会資料から）

「課題」

農家数の減少により、経営規模は着実に拡大しており、担い手への集積率は高いが、年齢層は高く、5年、10年先の担い手不足が心配される。

また、将来を担う若手の新規就農者は、主に親元就農の形態で徐々に生まれつつあるが、三川町全体の農地を担うためには人数が不足していると思われる。

「意見」

三川町農業の将来を担う、親元就農者をはじめとした若手を少しでも多く確保するためには、農業で生活できる基盤づくりが重要であり、国の政策を利用しやすくする相談機能や、町独自の自立支援策が必要である。

また、今後地域内における就農者が不足することも考えられ、町外からの就農希望者受け入れ準備のために、農協や行政、関係団体による体制整備を検討すべきである。

担い手の現状は、高齢者が実際に担っており、その構造は急激には変えられず、新しい担い手に円滑に継承するには、勤労退職者も含め関連団体で、高齢者農業をサポートする仕組みづくりを検討すべきである。

(4) かわまちづくり整備事業について

「現状」

かわまちづくり整備事業は、地域の活性化の推進を目的として平成25年度に国土交通省へ申請、登録され、平成26年度より親水護岸やさくら堤予定地の堤防拡

幅、カヌー等発着所、休憩広場等の整備が進められている。

「三川町かわまちづくり整備計画」では、豊かな水と緑に包まれた河川空間を活かし、町民の健康志向に対応するとともに、生態系や自然環境に配慮した施設整備を行うとし、町民憩いの場や文化交流活動、健康増進、スポーツやレクレーションの場として多面的な公園の整備を目指しており、第3次三川町総合計画においても、親水空間、多目的広場の整備を行い、周辺施設（道の駅、教育施設等）と連携し交流人口の拡大と地域住民の交流の場となる総合公園の整備を行うこととしている。

「課 題」

当初、平成31年度の完成を目指して整備が行われてきたが、拠点となる赤川河川緑地ふれあい広場については、工事（整備）の遅れがみられることから、今後の年次的な整備についての計画の見直しが必要であると思われる。

また、完成した施設から供用を開始するとしているが、運営や利用の方法、安全対策などは具体的な方針が検討されておらず、整備に伴って管理面積が増大し管理費用の増加も懸念されることから維持管理手法を含めた検討が必要である。

「意 見」

かわまちづくり整備事業については、赤川の持つ河川資源を有効に活用し、安全で親しみのもてる公園の整備が期待される。

整備の年次計画を明確にし、幅広い世代が集える、賑わいと憩いのある誰もが行きたくするような施設となるよう運営方針の策定を早急に行うべきである。

また、当整備事業は公園整備にとどまらず、イベントの開催等による人材育成や特色ある地域づくりを促し、交流人口及び定住人口の増加も見込めることから、町民、企業、行政が連携し、地域全体で運営する体制づくりを目指すべきである。

- 議 長（小林茂吉議員） 続いて、広報常任委員会委員長の報告を求めます。2番 志田徳久議員。
- 2 番（志田徳久議員）

平成30年12月4日

三川町議会

議 長 小 林 茂 吉 殿

三川町議会広報常任委員会  
委員長 志 田 徳 久

所 管 事 務 調 査 報 告 書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

## 別紙

### 1. 調査事件 閉会中の所管事務調査

### 2. 調査目的

町民一人ひとりが、豊かで幸福な生活を営むことができる地域社会の実現と町民参画を進める上で広聴・広報活動は重要である。このため、町民の議会活動に参加する機会の確保と広報紙を通じた情報提供を積極的に行い調査・検証することで、常任委員会の活性化と充実を図る。

### 3. 調査事項

- (1) 広聴・広報活動の充実について
- (2) わかりやすい広報紙作りについて

### 4. 調査経過

- (1) 広聴・広報活動の充実について

#### ア 議員と語る会

平成29年11月15日(水)・16日(木)・27日(金) 3地区開催  
平成30年 5月29日(火)・30日(水)・31日(木) 3地区開催

#### イ 各種団体との懇談会

平成29年 9月29日(金) 商工会役員との懇談会  
平成29年10月27日(金) 農政懇談会  
平成29年11月 7日(火) 町内会長との懇談会  
平成30年 9月28日(金) 商工会役員との懇談会  
平成30年10月26日(金) 農政懇談会  
平成30年11月 6日(火) 町内会長との懇談会

#### ウ 小学生・中学生との懇談会

平成29年 9月20日(水) 小学生との議場懇談会  
平成29年10月11日(水) 中学生との議場懇談会  
平成30年10月10日(水) 中学生との議場懇談会

- (2) わかりやすい広報紙作りについて

#### ア 広報研修会参加

平成29年5月26日(金) 於山形市  
平成30年5月31日(木) 於山形市

イ 広報活動先進地視察研修

平成29年6月29日(木)～30日(金) 岩手県金ケ崎町議会・宮城県美里町議会

平成30年6月28日(木)～29日(金) 宮城県加美町議会、色麻町議会  
町議会

5. 調査結果

(1) 広聴・広報活動の充実について

ア 議員と語る会

<結果と所見>

(ア) 横山、東郷及び押切の3地区で開催し、町への課題等を話し合い、多くの参加者を得ることができた。特に若い女性の参加が増えた。

(イ) 「議員と語る会」から「おちゃ飲み会議」に名称を変更、話し合いのテーマを設定して、町民から意見が多く出るよう配慮した。

今後、更に多くの参加者が得られるよう、出された意見等、要望等を町の施策に反映させるよう、検討すべきと判断した。

イ 各種団体との懇談会

<結果と所見>

(ア) 先進地視察や講師による講演を実施、またテーマを設け、深く情報交換・話し合いができた。

(イ) 各種団体との懇談会は、各団体が抱える課題等を話し合い、解決に向かうためにも、引き続き継続すべきと判断した。

ウ 小学生・中学生との懇談会

<結果と所見>

(ア) 小学生との懇談会では、児童同士で各学校の活動を報告、意見交換を主体に行い、活発な話し合いができた。

中学生からは、町の活性化に向けた多くの意見がでて、課題等について意見交換ができた。

(イ) 小・中学生の身近な課題や町への思いを認識することができた。

(2) わかりやすい広報紙作りについて

ア 広報研修会参加

イ 広報活動先進地視察研修

<結果と所見>

(ア) 研修会や先進地視察研修を通じて、「わかりやすく」、「読んでもらえる」広報紙作りを目指し編集技術の向上に努めた。

表紙等のカラー化で見やすいとの評価もある。

(イ) 広報の編集においては、更なるレベルの向上を目指し、努力する必要がある。

ある。

- 議長（小林茂吉議員） 次に、「議会運営委員会報告」であります。  
議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。
- 3番（佐藤栄市議員）

平成30年12月4日

三川町議会

議長 小林茂吉 殿

三川町議会運営委員会  
委員長 佐藤栄市

### 所管事務調査報告書

本委員会は、閉会中の所管事務調査について、別紙のとおり調査を終了したので、三川町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

別紙

1. 調査事件 閉会中の所管事務調査
2. 調査目的  
開かれた議会運営に資するため、議会活性化の調査・検証を積極的に行い、委員会活動の充実を図る。
3. 調査事項
  - (1) 調査経過
    - ア 期日 平成29年3月22日(水)
    - 場所 三川町役場
    - イ 期日 平成29年6月9日(金)
    - 場所 三川町役場
    - ウ 期日 平成29年9月12日(火)
    - 場所 三川町役場
    - エ 期日 平成29年12月8日(金)
    - 場所 三川町役場

オ 期 日 平成30年3月13日(火)  
場 所 三川町役場  
カ 期 日 平成30年6月11日(月)  
場 所 三川町役場  
キ 期 日 平成30年9月11日(火)  
場 所 三川町役場

(2) 視察研修

ア 期 日 平成29年6月30日(金)  
場 所 宮城県美里町議会  
研修内容 通年議会について  
イ 期 日 平成30年6月29日(金)  
場 所 宮城県色麻町議会  
研修内容 本会議運営について

4. 調査結果

当委員会は、定例会終了後に反省会を行って議事日程や本会議での質疑内容等を検証するとともに、視察研修での先進地を参考にしながら、円滑な議会運営のための改善等について協議を重ねてきた。

一般質問において、特に類似する質問事項については、町民に分かりやすいように、論点が明確になるように質問内容をより具体化するように努め、議論が深まるように取り組むこととしている。

また、質疑においても、決められた時間にあっては、質問を簡潔かつ要領良く行い、より多くの視点で疑問や課題を質すことを議員全員が認識をし、そうした姿勢で会議に臨むことを議員個々が努めることとしている。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、「諸般報告」を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、日程第4から日程第9まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第9まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第4、議第58号「平成30年度三川町一般会計補正予算(第4号)」、日程第5、議第59号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第6、議第60号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、日程第7、議第61号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、日程第8、議第62号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、日程第9、議第63号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、以上6

件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました、議第58号「平成30年度三川町一般会計補正予算(第4号)」、議第59号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」、議第60号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、議第61号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」、議第62号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」、及び議第63号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第58号「平成30年度三川町一般会計補正予算(第4号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,407万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を48億7,458万4,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。その主なものを申し上げますと、職員の給料、手当、及び共済費にかかる人件費関係について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、2款総務費については、一般管理費における賃金等を追加補正、企画費における使用料及び賃借料を追加補正、電子計算費における委託料を追加補正、防犯費における工事請負費の追加補正、及び山形県議会議員選挙費における報酬等を追加補正いたすものであります。

3款民生費については、社会福祉総務費における補助金等を追加補正、障害者福祉費における扶助費等の追加補正、福祉医療費における扶助費の追加補正、及び保育園費における委託料等の追加補正であり、4款衛生費については、予防費における委託料を追加補正いたすものであります。

6款農林水産業費については、農業振興費における補助金の追加補正、農地費における需用費の追加補正、及び農村総合整備事業費における農業集落排水事業特別会計繰出金の追加補正であり、7款商工費については、商工振興費における委託料を追加補正いたすものであります。

8款土木費については、道路維持費における委託料等の追加補正、橋梁維持費における工事請負費の追加補正、除雪対策費における需用費等の追加補正、公園費における需用費の追加補正、及び下水道費における下水道事業特別会計繰出金の追加補正、及び9款消防費については、常備消防費における委託料を減額補正いたすものであります。

10款教育費については、小学校費の学校管理費における委託料の追加補正、中学校費の学校管理費における委託料の追加補正、保健体育総務費における補助金の追加補正、及び体育施設費における需用費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い8款地方特例交付金、9款地方交付税、

13 款国庫支出金、14 款県支出金、17 款繰入金、19 款諸収入、及び20 款町債にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2 表繰越明許費については、教育費における小学校施設等整備事業、並びに中学校施設等整備事業の委託料を、平成31 年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3 表債務負担行為補正については、農業経営安定特別支援資金利子補給金として、融資残高に対して年0.3875%の割合で計算した額を限度額として追加補正いたすものであります。

さらに、第4 表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を4 億6,940 万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第59 号「平成30 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2 号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ598 万5,000 円を追加いたしまして、補正後の予算総額を6 億7,764 万3,000 円といたすものであります。

まず、歳出の主なものについて申し上げますと、1 款総務費については、一般管理費におけるレセプト点検員の賃金及び社会保険料を追加補正するものであり、2 款保険給付費については、医療給付等の実績と今後の給付見込みを推計し、退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費について、それぞれ追加補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3 款県支出金に所要額を計上いたしましたものであります。なお、特別交付金については、今年度からレセプト点検員の雇用が補助対象になったことに伴う追加補正であります。

続きまして、議第60 号「平成30 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47 万6,000 円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8,437 万6,000 円といたすものであります。

まず、歳出であります。3 款保健事業費については、健康診査受診者数の増加に伴い、委託料等を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い6 款諸収入について、後期高齢者医療広域連合からの受託料を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第61 号「平成30 年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2 号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ131 万4,000 円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8 億7,956 万2,000 円といたすものであります。

まず、歳出であります。2 款介護給付費については、介護給付費準備基金の追加に伴う財源更正であり、4 款地域支援事業費については、出向職員の人件費の増額に伴い、負担金を追加補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3 款国庫支出金、5 款県支出金、7 款繰入金にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第62 号「平成30 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2 号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ642 万3,000 円を追加いたしまして、補正後の予算総額を1 億7,048 万3,000 円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、職員の給料、手当、及び共済費に係る人件費について精査をいたし、所要の補正をいたすものであり、施設管理費については、施設の長寿命化計画策定に向けた機能診断にかかる委託料を追加補正するものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3款国庫支出金、4款繰入金にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表繰越明許費については、総務費における施設管理費の委託料を、平成31年度に明許繰越を行うものであります。

続きまして、議第63号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ613万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3億5,776万4,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。職員の給料、手当、及び共済費に係る人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであり、2款事業費については、新たに公共下水道に接続する世帯の管路敷設等に係る委託料等を追加補正するものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、1款分担金及び負担金、4款繰入金、7款町債にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

なお、第2表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を7,190万円に増額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 私の方から2点ほどお伺いしたいと思います。

一般会計の補正予算の歳入ですけれども、7ページになります。13款国庫支出金の6目教育費国庫補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金とありますけれども、対象となる事業、また、その内容についてお聞きしたいと思います。

もう1点。次の8ページになります。14款県支出金の7目消防費県補助金の中の再生可能エネルギー活用街路灯等整備事業補助金。この対象の事業及び内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問にお答えいたします。

ただいまご質問がありました13款国庫支出金の6目教育費国庫補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金についてのご質問です。この交付金につきましては、三川町で小学校、中学校に冷房設備を設置するための実施設計業務を行う予定です。これにかかる国の1/3補助として、この266万6,000円を計上したものであります。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 8ページの再生可能エネルギー活用街路灯等整備事業費補助金ですけれども、これにつきましては、今年度山形県が街路灯を整備するために補助金制度を創設いたしました。これについては、モデル事業的な形になりますけれども、市町村が太

陽光発電、または中小水力発電を活用した街路灯を1区当たり5灯以上を設置する事業に対して補助をする制度でございます。これについては後程、歳出の方でも出てまいりますけれども、防犯灯を整備するというところで、電力柱のないところについては、基本的にこれまで防犯灯を付けることができない状況でありましたけれども、この制度を活用いたしまして、これまで連合PTA等から要望がありました県道東沼長沼余目線、そして、国道7号三川バイパスの交差点から西側になりますけれども、電力柱がなかったところへの防犯灯の設置。さらに、横川町内会、横川新田集落のところについても、横川横山線との間にNTT柱しかなかったところがございます。これについても要望がございましたので、この歳入の補助金を活用いたしまして、今回は歳出の方についても上程をさせていただきました。

この補助については、基本的には街路灯の灯数に10万円、または事業費の合計額の2/3を乗じて得た額のいずれか低い額とあります。基本的に1灯当たり37、38万円ほどしますので、今回は上限の10万円を歳入としてみました。それぞれ1地区5灯以上ということでございましたので、東郷地区に5灯、横山地区に5灯という形で、今回は100万円の歳入を上程したものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ブロック塀・冷房設備対応ということで、今年度の痛ましい事故に対応しての国の対策と思われるところではありますけれども、町内にはブロック塀の点検の対象となるようなものはなかったのかということが1点。それから、今後の国からの補助の計画というものはあるのかなのか。さらには、小中学校への冷房設備。普通教室に設置すると決まっている自治体も県内にはあるわけですがけれども、本町におきましても、すべての小中学校の普通教室に冷房設備を設置すると理解していいのかどうか。確認をさせていただきたいと思います。

防犯灯の件でありますけれども、太陽光を使った防犯灯ということで理解しました。積雪等、雪の影響はないものかどうかということを確認したいのと、継続的に続く支援事業なのかどうか。また、PTA等から要望があった箇所への設置ということでありましたけれども、今後さらにどのような計画があるのかどうかお聞きしたいと思います。

もう1点。14ページにあります7款の商工費です。2目の商工振興費、三川町ふるさと応援寄附金推進事業にあります電算処理委託料について、説明をいただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありましたブロック塀の対象となる施設があるかないかということであります。この歳入で計上しておりますブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金につきましては、各学校施設等の敷地内にあるブロック塀等が対象になるものがあります。三川町内の学校施設等を点検したところ、そのような交付金の対象となるような施設はありませんでした。

また、2点目の冷房設備に関するご質問です。三川町内の小学校3校、中学校1校、こちらの学校におきまして、普通教室に冷房設備を設置する計画であります。そのための歳出予算として、実施設計業務委託料等、このたび小学校費で618万8,000円、中学校費で181万2,000

円を計上しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ソーラーを利用した防犯灯の件でございます。雪の影響という形では、東郷地区においては、県道に設置する関係もございまして、県道の管理者と協議をしております。その協議の内容については、歩道内に設置をすると。通常は道路の路側帯の方に設置する防犯灯が多いわけでございますけれども、電柱に添架しておりますので、今回の東郷地区においては、歩道内、車道に面したところに設置いたしますので、除雪については、歩道の方にも来る形にはなりますけれども、そう影響はないのかなと考えています。一方、横山地区においては、横川新田1号線という形で除雪が入りますので、ここについてもNTT柱がございまして、除雪方向を考え、できれば陰になるような形で、除雪の影響はできるだけ避けるような設置位置にしたいなと考えています。

この事業については先程も申し上げましたとおり、県の方ではモデル事業的な形で今回新たに設置したものでございます。平成31年度以降この事業が継続されるかどうかという面もございまして、さらには、1地区5灯以上という条件がございまして、それをクリアするとなると、なかなか難しいのかなというふうには考えています。ただ、今回これを設置いたしまして、その有効性を考慮していく中では、町が単独でそういった必要のある箇所に、これまで電力柱がないためにできなかった箇所への防犯灯整備の一助になるのではないかなと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ふるさと応援寄附金推進事業のうちの電算処理委託料の具体的な内容でございますが、大きく二つございます。

一つは、ポータルサイトの増設。二つほど増設をする予定にしております。このサイトの増設につきましては、当初予算から後期に二つほど増設するという計画でありまして、その際については、「楽天」及び「ふるぽ」を予定しておったところです。ただ、この二つについては、近隣市町村の状況を確認しながら、町にとっては有利ではないという判断から、新たに「Wowma!」と「サンプル百貨店」という、今年新たに開設になった二つのサイトを新規で増設したいと考えております。それに係る導入費用として、各40万円ずつの80万円に消費税という形での内容。

もう一つが、今現在、三川町のふるさと応援寄附金の窓口として、8割から9割を占めているのが、株式会社トラストバンクの「ふるさとチョイス」になっております。実は、ふるさとチョイス以外のサイトを利用する場合に、今までトラストバンクが所有していた発注システムを使わせていただいております。このシステムが三川町に対して無償で譲渡されるという状況がございまして、それを受け入れたものでございます。それに伴い、そのシステムの保守料を三川町で負担するということがありましたので、この部分が補正の内容になってございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私の方からは3点ほどお聞きしたいと思います。

補正予算書の5ページにあります農業経営安定特別支援資金利子補給金についてであります。平成31年度から平成36年度まで、融資残高に対して年0.3875%ということであり、こちらは、町単独での補助と考えているのか。それとも、他の民間団体。農協でありますとか、そういったところと一緒にあって利子補給をする事業と考えているのかどうか。利子補給額を合わせるとどのぐらいのパーセントを占めるのかの説明をお願いします。

続きまして、14ページにあります、ただいまも質問がありました7款商工費の中で、ふるさと応援寄附金推進事業の電算処理委託料ということです。今の説明の中では、トラストバンクが所有しているシステムを無償で譲渡したと。その保守点検料ということであり、ますけれども、今後そのシステムの保守点検に一応80万円かかるということですが、当初予算では85万円ほどの電算処理委託料と計上されております。今後起こり得る処理委託料はどのぐらい見込んでいるのか。これが「システム補修」や「改修料」というふうに名前が変わるのかもしれませんが、こちらはこういった金額になっていくのか。

それから、サイトを増やしたということですが、そこも無償で使っていくと。このシステムがどの辺まで使っていけるのかどうかということをお聞きます。

もう1点、15ページであります。8款土木費の中で、除雪対策費の修繕料が400万円ほど計上されておりますけれども、こちらの説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の1点目の債務負担行為の補正でございます。農業経営安定特別支援資金利子補給金ということでございます。これにつきましては、平成30年産米の収量低下に伴いまして、農業経営の維持安定が必要だということから、安定が困難な農業者に対して、その経営安定を図る目的で利子補給金を設定するものであり、利子補給期間を平成31年度から平成36年度までの5ヵ年度で債務負担を設定したいものになってございます。この資金につきましては、農協がプロパー資金として、農業者のために設定した低利の融資がございまして、これに対して町が利子補給を加えることで、無利子の資金を設定するといった内容です。

次に、ふるさと応援寄附金推進事業の電算処理委託料の関係でございました。

1点目については、トラストバンクより無償譲渡を受けたシステムの経費等も含めて、今後どうなるかということでございます。今回補正に挙げましたものについては、現在の補正ですので半年間分ということで、概ね40万円ということになります。新年度に向けては、年間80万円というふうなことになりますが、これについては、そのシステムを保有するうえでは継続して予算化が必要になるものでございます。そして、そのシステムを持って初めて町としていろんなポータルサイトを独自で選択して、窓口を増やすということが可能になります。

ただ、ポータルサイトを増やしたからイコール寄附金が増えると、直接的にそういった形にはなってございません。といいますのは、現在の三川町でいただいている寄附金5億円ということになりますと、そのうちの8割か9割がふるさとチョイスになります。つまり、残りの部分について、新たなポータルサイト等から寄附金をいただくという形になります。2

割方に対してという形にはなりますが、なぜかという、寄附をいただく方々がいろんな市場から入ってくる、来ていただいているという状況がございます。ふるさとチョイスだけではなくて、ある人についてはa u系ですとか、Yahoo系ですとか、いろんな形で入って来られますので、そういった入り口を増やすという意味で、トラストバンクの方が8割であっても、なお、新たな窓口を増やしたいという考え方から、このシステムを町で所有したいということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 8款土木費の4目除雪対策費のうち、修繕料についての内容についてのご質問でございました。当初の段階において機器修繕につきましては、900万円ほどの計上をしております。内容といたしましては、今冬の除雪に向けた機械の整備、及び点検ということで計上しておるところでございます。今冬の除雪に向けて点検を行いましたところ、大型機械の修繕が思ったよりかかりまして、現在分について予算の方が少なくなったと。その関係により、今冬の除雪を乗り切るための修繕費ということで計上いたしたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まず初めに利子補給の件ですけれども、農協のプロパー資金を使ってということでしたが、無利子ということで、平成31年度から平成36年度だと6年間ということではよろしかったでしょうか。その中には利子補給ということで、保証料などもこの中に入っているのかどうかということを確認したいと思います。

また、ふるさと応援寄附金のシステム保守点検料です。トラストバンク所有のシステムを使い、他のサイトも同一の発注システムで作業ができるということでした。当初予算の見込みでは、おそらく80万円ほどかかるのではないかと今のお話でした。委託していてもそれまでだったのかなと思いますけれども、所有することによって、今後は保守料であったり、改修料がまた大幅にかかるのではないかと考えられます。その辺を再度伺います。他のサイトも同一のシステムで使えるというのは大変利点だとは思いますが、今後そういった経費といいますか、そういったところの見込みなどももう一度伺います。

除雪対策費の修繕料でありますけれども、近年、当初予算で900万円というのがしばらく挙がってきたというふうに考えられます。補正において、修繕料400万円ということでしたけれども、おそらく、この時期にはもう修繕料に充てる予算が残っていないということがずっと続いているのではないのかなと考えられます。機械の老朽化も含めてです。そこで、当初予算の作成においては、修繕料900万円とずっと続いているわけですが、ある程度見込んで当初予算を作成しなければならないと思いますが、その辺、今後の見通しなども分かれば説明をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 農業経営安定特別支援事業の部分で、その期間でございますが、ご指摘のとおり6ヵ年度ということでございます。訂正いたします。

それから、2点目の保証料の関係でございますが、今現在設計しているこの資金につつま

しては、JA資金になります。そのうえで農協としては、山形県農業信用基金協会の保証を受けるというのを条件にしております。保証料率0.32%の一括払いという形を考えているところでございますので、いわゆる、借り入れた金額からその部分が差し引かれた形で融資されるという形になります。

それから、ふるさと応援寄附金のトラストバンクのシステムの譲渡を受けたと。譲渡を受けなくてもそれまでではないかというご質問でございますが、本来、トラストバンクのシステムはトラストバンクを設定する場合に契約するという形になりますが、これまでいろんな経過、事情があったのかと思います。トラストバンクを経由して他社のポータルサイトも契約してきたというような経過がございまして、今現在、本来の姿に戻すという意味でも、他社との契約をするうえで、そのシステムを町として所有するという考え方でございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 修繕料の考え方、また、今後の見通しというご質問のようでございます。こちらにつきましては、除雪機械につきましては、降雪量により除雪機にかかる負荷が毎年変わってまいります。そのようなことから、概ねの予算ということで当初予算を計上しておるところです。今冬につきましては、機械自体が高齢化、やはり年数が経っております。こういった部分も踏まえまして、除雪終了後、または期間中にオペレーターの協力を得まして、点検をしながら考えていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方から4点質問したいと思います。

まず12ページの3款民生費で、社会福祉協議会補助金27万1,000円の内容と、その下の方にあります、子育て支援センター事業の一般職員手当の中身を教えてください。

続きまして、15ページの8款土木費の橋梁寿命化対策事業ということで、事前に説明はいただきましたけれども、その中で、当初、第1種ケレン単独工法から有害物質剥離工法ということで、エコクリーンブラスト工法というものが追加されたということであります。このエコクリーンブラスト工法の利点などの特徴を教えてください。

最後に16ページの9款消防費の常備消防事務委託料が減額されておりますけれども、この中身を教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 1点目の12ページ、3款1項1目社会福祉協議会への補助金の内容ということでございました。大きく二つがございます。

一つ目が、社会福祉協議会の職員に係る人件費でございます。今年度、「民生児童委員協議会」、「遺族会」、「つくしの会」の団体の事務局を社会福祉協議会に移管したところでございます。それもありまして、社会福祉協議会の事務局の職員を今年度は4名体制にしたところでございます。そして、福祉専門員を配置したところでございますが、町からの派遣の職員になるわけですが、基本的な給与につきましては町で負担いたしますけれども、派遣先であります社会福祉協議会で負担する部分もございます。例えば勤勉手当などがそうでございますけれども、それらに係る人件費の部分。

もう一つ大きなものが、施設の管理費でございます。空調設備の修繕。あとは、車の車庫が老朽化してもう使えなくなっているということで、解体をしたいというところでございます。それらに対する町の補助金の増額の部分が多く占めているという内容でございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 12ページの子育て支援センター事業の人件費でございます。

これにつきましては、子育て支援センターの方に、副園長をこれに充てておりますので、その職員の人件費でございます。それについては、今回の補正予算の町長提案でもございましたとおり、今回の補正予算の定期異動に伴う精査。あるいは、今回は最終日に給与条例の改定を提案いたしますけれども、それに伴うものでございます。

16ページの常備消防事務委託料の減額理由ということでございました。これにつきましては、平成30年度の委託料について、平成29年度の精算が終わった段階で、その精算分を平成30年度に反映させる方法を取っております。今回、平成29年度の精算を行いましたところ、特に人件費において当初予算よりも決算の方が3,400万円ほど減ったことがございます。それ以外に、ただ増えたものとして備品購入費。そういった増減を合わせまして、今回、881万6,000円を平成30年度の委託料から平成29年度分を反映させたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 橋梁長寿命化対策事業のうちの工事請負費。この中の工種のご質問でございました。エコクリーンブラスト工法とはということでございます。通常ブラスト工法と申しますのは、橋の塗装等、もしくは剥ぎ取るものについて、ブラスト材、研磨材を吹き付けて剥ぎ取るというものでございます。今回のエコクリーンブラスト工法につきましては、中に鉛という体に有害なものが含まれておりますので、全体を囲いまして、その中においてブラスト工法をします。また、「エコクリーン」と付きますのは、空気中に散乱した、もしくは、下に落ちたものを集めまして、修繕をかけまして、体に被害がないようにする。また、この集めたものを直接廃棄物のものと分離をしまして、ブラスト材、研磨材を再利用かけていくというところでございます。

メリットといたしましては、研磨された資材が橋梁の仮設の足場等に残らないものですから、その清掃費について軽減が図られる。また、集めるものについて分離をかけますので、産業廃棄物として排出される量が軽減され、抽出されたものが排出されるというメリットがございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今のエコクリーンブラスト工法でありました。第1種ケレン単独工法もブラストは入っていたかというふうに思います。これで、ブラストをかけると研磨材、鉄とか砂とかいろいろありますけれども、これを吹き付けたときに、かなりの衝撃音がします。この辺、あそこは近くに鶏舎があったかと思えますけれども、その辺、このエコクリーンブラスト工法では防音対策まで加味されているのか。加味されていなければ騒音対策はどうなっているのか。あとで問題にならないようにと私は思いますが、その辺をもう一度お願

いします。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） エコクリーンブラスト工法について、議員がおっしゃるとおり、吹き付けるときに騒音が出ます。ただ、今回については、覆いを被せるということになっています。周り全体を囲むというシステムになっているところでございます。また、近年のブラスト工法等につきましても、騒音対策が図られている建設機材を使用するというところで認識しておるところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時41分）

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前11時05分）

○議 長（小林茂吉議員） 質疑を続行します。6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 二つほどお願いいたします。

10ページです。2款総務費の一般管理費の人件費が増額になっておりますけれども、この中で、産休代替職員雇上賃金というのは分かりますが、その他の人員の増員についての理由等をお願いします。

次に12ページですが、3款民生費の3目障害者福祉費の障害者自立支援給付費が1,600万円計上されておりますけれども、その要因についてお願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 10ページの一般管理費の産休代替職員雇上賃金は分かるが、その他の増理由というお話であると。一般事務の雇上賃金が増になった理由ということでしょうか。これにつきましては、業務増加に伴いまして、1人多く非常勤職員を雇用しましたので、今後の3月までの賃金の見込みを立てまして、その中で、今回増額をさせていただいたところがございます。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 3款1項3目の障害者福祉費の部分に係る障害者自立支援給付費。当初予算よりも1,693万9,000円の増額の要求をさせていただいております。この要求の理由ということにつきましては、当初見込んでいたときよりも、障害福祉サービスに係る給付費のプラス改定があったという部分が一つ。全体で0.47%ということでした。

それから、その他に、障害福祉サービス利用者の増というところがございます。今回はこの給付費の部分だけではなく、審査会の委員報酬5人分ということでも要求をさせていただいております。障害者支援区分認定審査会は当初、今年度は4回の予定としておりましたけれども、新たに障害福祉サービスを利用したいという方が、2名ですけれども発生したということで、その支援区分を認定していただく審査会を1回多く開催する必要があるというところです。今回、障害者支援区分認定審査会につきましても報酬を要求させていただいたわけですけれども、それに伴って、その認定を受けた2名の方が新たに障害福祉サービスを利用すると見込まれるというところです。

ただ、その他にも、昨年度と比べますと、一月の給付費につきましても、利用回数の増と

いうことで、一月当たりの給付費総額も増えているということから、本年度の実績、そして、今後の利用予定を見込みまして、今回要求をさせていただいたというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初の2款総務費の人件費の関係ですが、繁雑になったから臨時雇用したと。それは当然必要なことだったと思いますけれども、どういう仕事の中身が繁雑になったのか。立ち入った話で、もし話ができれば結構ですけれども、答えていただければお願いします。

それから、障害者福祉費の増額で、これは認定を受けた方が増えたということが一つ大きいと思います。実際、給付費の発生というのは、施設を利用することによって利用施設の方に給付されると思いますけれども、施設は町内ですか、町外ですか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 一般事務の雇い上げの関係でございます。議員の方からは「繁雑」という言葉がございましたけれども、業務量が増えたというふうに先程お答えしたつもりでございました。「繁雑」とはやはり意味合いが違いますので、業務量が増えたことによる増でございます。

この一般管理費においては、各課が持っている専門員とかの予算とは別に、各課に配置するための一般事務費として事務の雇上賃金として持っております。ですので、総務課だけではなくて、教育課だったり福祉課だったり、そういったところに配置をする雇用した分についても、こちらで経費を計上しております。一つひとつではございませんので、庁舎内全体ということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 障害福祉サービスにつきましては、施設サービスだけではなく、通所の事業所とか、あとは、障害者の方に対する訪問ヘルプサービスなど、そういうものもございます。それらを含めて障害福祉サービスの給付費ということで、町がそのサービスを提供した事業所に直接お支払いをするということではなく、国民健康保険団体連合会というところが山形県の中にあります。障害福祉サービスにつきましても、その機関が審査・支払の実施機関としていただいております。介護保険と同じような流れというところでございます。事業所がサービスを提供した部分についての給付費を請求して、それらをまとめて三川町へ国民健康保険団体連合会から請求が来まして、お支払いをします。そこから各事業に、いろんな市町村からの給付費をまとめて国民健康保険団体連合会が事業所に支払いをするというシステムでございます。

先程、新たに2名の方と申しましたけれども、その方々の支援区分を決めるというところが障害者支援区分認定審査会になるわけですけれども、その結果を受けまして、今度は相談支援事業所などがかわりまして、その方に必要な障害福祉サービスは何なのか、どこの事業所を利用したらいいのかというような相談に入りまして、実際の利用に繋がるというところでございます。

事業所は町内か町外かというところがございますけれども、その2名の方に初めからこの事業所というところではございませんので、これからそういう流れになっていくというところがございます。あと、事業所につきましては、三川町には三つの事業所がございます。それ以外にも庄内町、鶴岡市、酒田市の事業所を利用しているという方々が多くいらっしゃいます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 何点か質問したいと思います。

初めに歳入で、8ページです。14款県支出金の2目民生費県補助金で、灯油購入費助成事業費補助金に50万円の助成がありまして、歳出の12ページでは、町で100万円と予定しております。この助成の対象者、例えば老人の一人暮らしとか、何件を予定して、1件当たりいくらの補助の予定をしておるのか伺いたいと思います。

続きまして、10ページの2款総務費の11目防犯費ですけれども、今回、通学路等に防犯灯が付きますけれども、バイパスから西側の東沼地域等は、中学生との議場懇談会で要望があつて我々も動いたわけですけれども、ただ、電柱がないということで付けることができないということで今までできていたわけです。そして、横川新田のところは、高校生が通学に使っているということで防犯灯が付けられるのではないかと思いますけれども、NTTの電柱なので付けることができないという経緯があります。そこで今回、防犯灯が付くわけですけれども、予算が384万5,000円。この庄内地域の風の強いところで、1基当たり38万いくらかとは思いますが、その額で丈夫な防犯灯が設置できるのか。その辺を伺いたいと思います。

あと、17ページの10款教育費の全国大会等出場補助金。この大会名と補助額はいくらなのか。利率割合も伺いたいと思います。同じく、その体育施設費も計上されております。その内訳を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 8ページの民生費県補助金の灯油購入費助成事業費補助金50万円でございます。10月に県の方から通知が来まして、低所得世帯等への灯油購入費助成事業を実施するというので届いたものでございます。そして、1世帯当たりの限度額というのが5,000円ということで、三川町ではその対象者の世帯が、低所得世帯等の経済的負担の軽減を図るという目的でありますので、住民税非課税世帯の65歳以上の高齢者のみの世帯、ひとり親世帯、重度障害者、身体障害者手帳を所持している方であれば1級、2級、療育手帳であればA、精神障害者保健福祉手帳であれば1級の重度の手帳をお持ちの方ということで想定をしているところでございます。

こちらの方で想定しているという世帯としては250世帯でございますけれども、昨年度も実施しましたら、対象と思われる世帯につきましては、通知を差し上げて申請を促すという作業をしておりますけれども、なかなか100%には至らずに、昨年度は8割少し手前というところでしたので、本年度につきましても250世帯の8割という申請率で計算をしたところでございます。それで、事業費につきましては100万円。そして、県の補助率が1/2でございます。

すので、50万円を県補助金ということで計上させていただいたというところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 10ページの防犯灯整備工事の関係で、この風雪の強い地域でも耐えられるのかというご質問でございました。この防犯灯につきましては、ステンレスのパイプ、支柱で、下にコンクリート基礎が入りますけれども、埋め込みをします。防犯灯の灯具の高さ自体が約3m。その上にソーラーパネルが乗ります。遮るものが何もないところでございますので、一番は、このソーラーパネルがどの程度風を受けるのかということになるかと思えます。東郷地区の場合については、当然のようにソーラーパネルは南側の方に向けますので、北西の風をかなり受けるかと思えます。横山地区においては、南北に走る道路ですので、それも南の方に向けてとなると、ある程度風の抵抗は少なくなるのかなという気はいたします。

ただ、製品を選定するにあたりましては、業者から提案をいただきまして、設置する場所も提示した上で提案をいただいたものでございますので、まずは風雪にある程度耐えられるとは考えておりますが、何せそういったところでの実績はございません。県のモデル事業を使つての、私どもの方もこれまで課題と懸案としてきた事項を解決するための方法として今回取り組みますので、そういった事態が出た場合については、その対応策を検討していく必要があると考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ご質問がありました10款保健体育総務費、19節の生涯スポーツ推進事業の中の全国大会等出場補助金についてお答えいたします。

今回、補正予算計上いたしました中身につきましては、サッカー社会人の部で全国大会出場が最近あり、また、ゲートボールでも大会出場があるというようなことで、これらを見込んで不足額について予算計上したものであります。社会人部分につきましては、全国大会出場にあたり、1件1万円という規定になっております。なお、社会人以外、中学生以下ですと、3万円以内というような規定になっておりまして、この規定に基づいて支払いをしているものであります。

また、2款体育施設費の中の11節修繕料についてであります。今回の補正予算で45万円を計上しておりますが、この中身につきましては、アスレナの花のエアコンの部分につきまして、その修繕が必要となったことから、今回、予算計上したものであります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 灯油購入費助成事業費補助金の約8割を見込んで100万円ということですがけれども、対象になる人たちは交通弱者で、なかなか申し込み等ができないという面もあったのではないかと。それに自ら買いに行くということ。あるいは、配達でもオーケーなのか。5,000円ですので量は決まっているわけですがけれども、そのような対応ができるのか伺いたいと思えます。

それから、先程の防犯灯は本当に長年の懸案で、モデル事業ですがけれどもできるということはいいことであります。前に防犯灯設置の要望等を行ったとき、例えばバイパスの西側は、

私の伺ったところでは、電柱1本当当たりの価格が凄く高額という説明を受けた経緯があったものですから、その辺を心配したものですので、モデル事業を利用し十分対応してほしいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） この事業につきましては、1月から3月末日までを事業の実施期間と予定しているところでございます。1月になりましたら対象者と思われる世帯へご案内を差し上げ、2月1日の広報で全世帯にお知らせをし、また、3月にまだ申請をいただいていない世帯へ再勧奨するというように、今年度も予定しているところでございます。その中で、なかなか役場に申請に行くことができないという方がいらっしゃいましたら、健康福祉課の福祉係になりますけれども、ご連絡をいただきながら、個別に対応していきたいと考えているところでございます。中には郵送であったり、また、もし可能であれば、民生委員のお力をお借りするというようなことも考えられるかなと思っているところでございます。

そして、5,000円の助成でございますけれども、三川町では現金での支給ということですが、灯油券ではなく現金でということと予定しておりますので、買いに行かなくても配達という部分に使っていただいても構わないというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 3点ぐらいお願いします。

最初に5ページ。先程同僚議員からありました債務負担行為補正に関してであります。平成30年度の水稻の収量減ということに迅速に対応したということで評価をしたいと思えます。この平成31年から平成36年度までの利子補給。見込みの額で、どれぐらいずつで、全体でどれぐらいになるのか。その辺を分かる範囲でお願いします。

次に7ページ。歳入の9款地方交付税に関してであります。当初予算から最初の補正でマイナス220万円ということで、今まであまりなかった動きかなと理解いたします。国の予算等の影響なのかなと思えますけれども、どういった状況になっているのか。また、どういった説明の中でこのような補正を行わなければならないのか。その辺、内容についてお伺いしたいと思います。また、3月末までの年度の中で、今後の見込みなどの情報がありましたら、説明をお願いします。

最後ですけれども、農業集落排水事業の特別会計ということの中の、そのページで言うと5ページ。歳出のところであります。2目施設管理費ということで640万円ほど増額になっております。上の歳入、国の農業集落排水事業費補助金を受けながら設計業務の委託料を増額すると。当初予算を見てもみますと、この同じような内容が610万円ぐらい挙がっております。その中の説明では、今後、平成30年、31年でその設計を行っていくということだったようです。前倒しという形になっているのか。その辺の説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 5ページの債務負担行為に係る利子補給金の見込みの金額でございますが、これにつきましては6カ年で、総額は60万円から70万円というふう

見込んでおります。いわゆる、平成29年度の総収入から本年度の減収を見た総収入の差額として、言えば2億6,000万円ほど実質の減収になるという見込みのもとに、この利子補給を設定しております。2億円以上の減収に対して、この資金の利用が20%あるというような見込みで、実際の資金需要については、5,000万円弱ということでございます。これに対して、町が0.3875%の利子補給をして利子0とすることによりまして、先程申し上げたとおり、6ヵ年では60万円から70万円と見込んでおります。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 7ページの普通地方交付税の減額理由ということでございました。この交付税につきましては、当初予算において地方交付税14億4,000万円のうち普通交付税については13億1,000万円を計上していたところでございます。この計上にあたりましては、今回、その普通交付税の決定通知が参りましたので、その確定の数値として補正を上程したものでございます。

減額になった理由といたしましては、まずはこの交付税の算定式となる基準財政需要額については、昨年度よりも1,600万円ほど増えております。一方、基準財政収入額については、昨年度よりも5,300万円ほど伸びておりまして、収入が見込みよりも多くなったことが一番の原因でございます。収入の構成の中では市町村民税、固定資産税、そして、地方消費税交付金が伸びておりまして、地方消費税交付金については、県からの見込み等も使ったわけでございますが、やはりこの収入分が伸びたということで、75%の分でございますけれども、これについては、一般財源も当然のように25%分が伸びてまいりますので、今回は確定数値として交付税の減額を出したところでございます。

3月までの見込みといたしましては、今後、特別交付税が出てまいりますので、これについて増減があった場合については、3月の補正においてまた計上させていただく予定でございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 農業集落排水特別会計の中身でございます。施設管理費の増額の内容ということで承ったところです。当初の段階におきましては、国の補助等を使いまして、町内にあります6地区、このうち3地区を平成30年度に実施し、残りの3地区については平成31年度と考えて要求をしておったところです。今年に入りまして、国及び県より当初予算の内容の配分の見直しの依頼を受け、本町において残り3地区を前倒ししていきたいということで考えてございます。この部分、予算の内容について追加配分の申し込みが可能となったことにより、今回の3地区分を新たに発注したいということで予算を計上いたしたところでございます。当初の段階におきましては、平成30年度は助川地区、猪子地区、成田新田地区の3ヵ所を計画しておりましたが、今回は青山・天神堂地区、横川地区、東郷西部地区について要求をしております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 減収の内容もある程度の数字が出たようでございますが、これは後日、一般質問等で色々な質問があるようですので差し控えます。そういった見込みの中で行

うということで、ぜひ周知徹底のうえ実施をお願いしたいと思います。

それから、地方交付税については理解いたしました。収入について非常に増額しているということで、これが痛し痒しというところだと思いますが、町としては町政の拡大ということで理解をいたします。

次に3点目ですけれども、長寿命化の構想の中で前倒しということでありました。その後に控えます当初予算の中では、議論の中では、説明があった中では、平成32年から最適整備構想、ストックマネジメント計画というものが実施され、その後に大規模改修という流れに繋がるための今回の診断ということだと理解いたします。では、この平成30年、31年で行おうとした診断を前倒ししたと。その後の計画についてはどのような予定でいくのか。今の時点での考え方を説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 予算の方の部分で前倒しということで、事業につきましては、実質の内容が数ヶ月以上かかる調査でございます。この調査でありますので、なるべく早めに調査内容を分かって、次の最適化構想の準備にかかりたいと考えているところです。また、国の支援等を活用して行ってきたいと考えてございますので、最適化構想の計画自体は、現時点においては平成32年度として考えているところです。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決いたします。各会計補正予算6件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第58号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第4号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第58号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第4号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第59号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第59号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第60号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第60号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第61号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第61号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第62号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第62号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第63号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第63号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第10、請願第2号に入る前に、5番 町野昌弘議員より諸般報告に対する総務文教常任委員会委員長報告に誤りがあり、訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。5番 町野昌弘議員。

○5番(町野昌弘議員) 先程、諸般報告で総務文教常任委員会の調査結果ということで、第2番目に報告しました「通学路の安全対策について」ということで、昨日の委員会でもこの話になりまして、違っていたという指摘がありましたけれども、気づかずにそのまま報告してしまいました。この調査結果につきましては、正しくは「桜木地区開発について」ということでございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長(小林茂吉議員) ただいまの件につきましては、後刻、会議録を調査のうえ議長において措置いたします。

○議長(小林茂吉議員) 日程第10、請願第2号「主要農作物種子法の復活等を求める請願」の件を議題とします。本件について紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。9番 梅津 博議員。

○9番(梅津 博議員) ただいま上程されました請願第2号「主要農作物種子法の復活等を求める請願」について、簡潔に趣旨説明いたします。

主要農作物種子法、以下「種子法」といたします。その必要性については、先の9月議会議定例会における請願第1号「主要農作物種子条例制定等に関する意見書の提出を求める請願」の際に申し述べたとおりであります。優良種子の安定供給に必要な法制度と認識しております。

その後の動きの中で、山形県においては、先の意見書等を受け、種子条例が制定されました。全国的には新潟県など計4県で条例制定。また、北海道、宮城県など40道府県で、要領・要綱での対応がなされており、種子事業が継続されています。一方、奈良県においては種子生産業務の一部が民間移行され、ほか2県においては民間移行について協議中であり、種子価格の高騰などが懸念される状況にあります。国の大本である農業を守り、育てていくことは国づくりの基本であります。国、自らが農業生産の基本とも言うべき種子の安定生産、安定供給を担うことは必要不可欠なことであります。この際、国に対し廃止された種子法の復活を求めるべきものであります。

議員諸兄の賛同をお願いし、説明いたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で請願の趣旨説明を終わります。

○議長（小林茂吉議員） ただいま議題となっております請願第2号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第11、請願第3号「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について」の件を議題とします。本件について紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ただいま上程されています請願第3号「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について」説明いたします。

スマートフォンのアプリケーション等により、運転者と利用者を仲介し、一般の運転者が自家用車を用いて有償で旅客運送を行うライドシェアの容認を求める動きが出てきています。しかし、ライドシェアは事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負うことを前提としております。旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があると指摘されています。タクシー事業は高齢者、障害者等の交通弱者にとって移動の手段であります。多様化する利用者のニーズに対応し、自治体等の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開に取り組むなど、地域公共交通の一つとして大きな役割を担っております。

このような中でライドシェアが無秩序に展開されると、路線バス等、地域、公共に混乱をもたらします。道路運送法等の関係法令を遵守し、安全・安心な移送サービスを提供するタ

クシー事業の根幹を揺るがしかねませんので、国への意見書を提出するものであります。なお、山形県議会では、すでに意見書を国に提出しております。

議員諸兄の賛同をお願いし、説明といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で請願の趣旨説明を終わります。

○議長（小林茂吉議員） ただいま議題となっております請願第3号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 次に日程第12、請願第4号「消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願」の件を議題とします。本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 請願第4号「消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願」について、趣旨説明を行います。

来年10月より消費税を8%から10%に増税する予定ですが、消費不況を招く可能性や軽減税率の適用の不明確さ、また、小規模な簡易課税事業者を排除しかねない、いわゆる、適格請求書制度、インボイス制度の導入。また、増税後の消費減退対策としてカード等決算における税の還元措置など、不公平かつ複雑、そして、不透明な増税と言わざるを得ません。さらに、低所得者への負担増。また、中小事業者への事業継続を困難にする可能性もございます。したがって、来年10月予定の10%増税を中止するよう意見書の提出を求めるものであります。

議員諸兄のご理解、ご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で請願の趣旨説明を終わります。

○議長（小林茂吉議員） ただいま議題となっております請願第4号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会といたします。



平成30年第8回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年12月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	遠藤淳士 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	黒田浩 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤直吉 建設環境課長
佐藤亮 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹	
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------



○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり、追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上5名の議員より一般質問を行い、残り1名の議員については第4日目に行うこととします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条の規定により、答弁時間も含めて質問者1人につき1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔におのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

1. 農業政策について

1. 平成30年産水稻の作況指数が示され、庄内地方で95のやや不良となりました。稲作中心の本町において、農家所得の大幅な減収が見込まれる中、緊急支援対策等の取り組みが必要と考えます。所見を伺います。

2. 平成31年度当初予算作成にあたり、「がんばる農家支援事業」や「瑞穂の郷づくり事業」など町独自政策もありますが、更なる農業振興のため、新たなニーズの掘り起こしや、新規事業創設等の取り組みが重要と考えます。所見を伺います。

3. 農地維持や地域資源の適切な保全管理を推進する多面的機能支払交付金事業において、既存の各組織を広域協定で結び1組織に集約しようとしています。その意図と今後の展望を伺います。

4. 持続可能な農業経営の支援のみならず、新規参入や退職者の農業継承、農業の魅力発信など、多様な支援が重要な中、水稻経営を基軸に置きつつも、通年で収入が得られる農業形

態にシフトしていくべきと考えます。将来の農業形態の方向性、それを取り巻く地域の在り方について所見を伺います。

## 2. 婚活支援について

1. 婚活推進事業の中でみかわ振興公社に委託している「幸せで愛応援事業」について、今年度の予定と今後の目標を伺います。

2. 広域的かつ柔軟な支援が可能な制度にし、事業を支える人材育成や団体の設立を支援する等、積極的な取り組みが必要と考えます。所見を伺います。

3. 県全体や、鶴岡・酒田定住自立圏での対応を後押しつつ、民間のノウハウを活用しながら、本町在住の独身男女の婚活に特化した制度の検討をすべきと考えます。所見を伺います。

平成30年第8回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、農業政策についてであります。

平成30年産水稻の作況指数が示され、庄内地方で95のやや不良となりました。稲作中心の本町において、農家所得の大幅な減収が見込まれる中、緊急支援対策等の取り組みが必要と考えます。所見を伺います。

平成31年度当初予算作成にあたり、「がんばる農家支援事業」や「瑞穂の郷づくり事業」など町独自政策もありますが、更なる農業振興のため、新たなニーズの掘り起こしや、新規事業創設等の取り組みが重要と考えます。所見を伺います。

農地維持や地域資源の適切な保管理を推進する多面的機能支払交付金事業において、既存の各組織を広域協定で結び1組織に集約しようとしています。その意図と今後の展望を伺います。

持続可能な農業経営の支援のみならず、新規参入や退職者の農業継承、農業の魅力発信など、多様な支援が重要な中、水稻経営を基軸に置きつつも、通年で収入が得られる農業形態にシフトしていくべきと考えます。将来の農業形態の方向性、それを取り巻く地域の在り方について所見を伺います。

二つ目であります。婚活支援について。

婚活推進事業の中でみかわ振興公社に委託している「幸せで愛応援事業」について、今年度の予定と今後の目標を伺います。

広域的かつ柔軟な支援が可能な制度にし、事業を支える人材育成や団体の設立を支援する等、積極的な取り組みが必要と考えます。所見を伺います。

県全体や、鶴岡・酒田定住自立圏での対応を後押しつつ、民間のノウハウを活用しながら、本町在住の独身男女の婚活に特化した制度の検討をすべきと考えます。所見を伺います。

以上、質問いたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

はじめに、農業政策について、1点目の平成30年産米にみる農業所得の大幅な減収が見込まれる中での緊急支援対策等に関するご質問であります。本年10月現在におけるJAの共同乾燥調製貯蔵施設等の集荷状況においては、米の品種や農業者の個人差はあるものの、全体収量としては前年比25～30%の減収が見込まれており、農業所得の大幅な低下が、農家経済はもとより地域経済へも影響を及ぼすものと危惧しているところであります。本町としては、こうした状況を踏まえ、緊急的に、JA庄内たがわによる融資資金に対し、町が利子補給する緊急資金支援を準備しているところであります。

2点目の、更なる農業振興のための新たな事業創設等に関するご質問であります。本町におきましては、国・県の政策や農業者のニーズを捉え、「がんばる農家支援事業」をはじめ、「リーディングファーマーズ銀行事業」、「瑞穂の郷づくり事業」など、町独自の振興策として事業を展開してきたところであります。今後とも施策の目的を明確にし、新たなニーズを捉えながら、本町農業の振興を図ってまいりたいと考えているところであります。

3点目の、多面的機能支払交付金事業において、既存の各組織を広域協定で結び1組織に集約することの意図と今後の展望に関するご質問であります。現在、本町においては、町内22の組織がそれぞれの実施計画に基づいて活動を展開しているところであります。この事業につきましては、本年度で事業開始5年を経過し、平成31年度からは新たな第2期計画に移行することから、これを契機に、農業・農村のもつ多面的な機能としての住民生活に関わる自然環境の保全や景観・文化の形成など、その維持保全について農業者を中心に地域住民とともに効率的に推進していけるよう、町内組織の連携協定による「町1組織」の創設に取り組んでいるところであります。今後も引き続き、平成31年4月の始動に向けて、各組織に対して説明を行い理解を求めてまいる考えであります。

4点目の、将来の農業形態の方向性と地域の在り方に関するご質問であります。今後の農業形態の方向性としたしましては、ご質問にありますとおり、持続可能な農業経営、新規参入者や退職者の農業継承、農業の魅力発信、更には通年で収入が得られる農業形態へのシフトなど、数多くの要素が関わってくるものと考えております。これらにつきましては、個々の農業者が自分に合った形態を目指し、各々が取り組んでいくものであります。いずれにいたしましても、農業が将来にわたって、家族の生活を支え、地域経済の一翼を担うためには、他産業と同様に「農業が経営として成り立つこと」が必然であり、農村というこの地域と深く関わりながら、地域住民との共通理解のもとに、本町農業の振興を進めていくことが大切であると考えているところであります。

次に、質問事項2の婚活支援に関するご質問であります。1点目の本年度の「幸せで愛応援事業」の予定であります。現在、今月23日になの花ホールを会場として婚活イベントの開催を予定しているところであります。また、この事業によって、結婚を望む方が気軽に交流し、出会いのきっかけとなり、今後、婚姻率の向上、人口減少の抑制等につながって

いくことを期待しているところであります。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町における婚活支援制度につきましては、婚活イベント事業への支援のほか、「三川町協働事業提案制度」においても、婚活に関する公益的な取り組みに対し支援を行う制度を設けているところであります。

一方、広域的な取り組みとして、本町も参画している「やまがた出会いサポートセンター」においては、1対1のお見合い支援サービスのほか、仲人活動支援、結婚相談会の開催など人材の育成も含め、多様な結婚支援活動を行っているところであります。

本町といたしましては、より効果が期待できるこのような広域的な取り組みに関しまして、積極的に協力しながら、その制度の活用、周知を図ってまいりたいと考えているところであります。

また、本町独自の支援策につきましても、現在のイベント主体の支援も含め、より効果的な支援制度のあり方について検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、再質問させていただきます。

本年産の水稻作況指数95ということで、稲作中心の本町農業にとっては大変厳しい状況になっていると私自身も実感しているところであります。数字的に見ましても、今町長の答弁にもありました、25%から30%減収といったところで、農協出荷分だけですけれども、約1万7,000俵の減、概算ベースで言いますと約2億3,000万円の減、個人出荷分、最終生産ベースで見ますと、とんでもない数字が出てくるのではないかというような年だと言わざるを得ないというふうに思います。

加えて、5月、8月に起きました豪雨などの異常気象被害もあり、農業所得全般にわたり厳しい年になっているというふうに痛感しているところであります。14年前の平成16年にも作況指数が95という数字がありました。それ以来の凶作というふうになったわけでありまして、25年前の平成5年の作況指数79に匹敵する大凶作というふうに捉えている農家も多いというふうに聞いております。確かに経営は自己責任ということではありますけれども、これだけの状況になると、やはり次年度以降の生産に多大な影響を及ぼすだけでなく、町長答弁にもありました、地域経済にも大きく影響を及ぼすというふうに思われます。

先の補正予算において、農協が行う緊急対策に関しまして利子補給するというところで、大変すばらしい対応だというふうに思いますけれども、当局として今年の状況をどのように捉えて、どのような検討をされてきたのか。例えば、利子補給以外の対策なども検討されたのかどうか、まずはそこを1点お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） このたびの30年産米の大幅な減収に伴う農業所得の減収、

これにつきましては、9月から10月の時点でそういった状況が聞こえてきておりましたので、事前に情報収集、それから、それに対する過去の対応等も検討しながら準備を進めておりました。ご質問にあったとおり、平成5年度の部分についても、いわゆる減収に伴う次年度への再生産に伴う資金を提供するとか、それから、言えば生活がかかっておりますので、生活資金という形での低利の融資、さらには町税の減免措置というような項目で対応がなされたところでありました。実際に具体的な減収数値が出ていない段階でしたので、そういった下準備をしながら、例えば本年度の減収に適応した対策として、無利子の資金融資に対して、JAが造成した資金に対して町が利子補給をしながら無利子の資金を提供するといったことで決定をしたところでございます。これによって、実際には減収の額が2億4,000万円という形で資金造成の際の設定額にしております。これに対して、利用率が、いわゆる資金を借りたいという方が20%という想定の中で、資金融資については4,000万円ほどと想定しています。基準となった利子率に対して、結果的には農協と町が折半して無利子資金という形になります。先の補正予算の際にもご説明しましたが、結果として、6年間の期間の間で町の利子補給については60万円から70万円という形で考えております。実際に4,000万円という融資が実行されるという内容の中で、場合によっては、それを上回る資金需要が可能性としては残っています。ただ、過去の部分も踏まえて、今説明したとおり、資金需要については4,000万円ほどというふうに捉えながら、今回利子補給による支援を判断したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程もありましたけれども、減収額を2億4,000万円と見込んでいるということでもあります。農業政策全般に関わることですのでお聞きしますけれども、農業政策のみならず、町財政に関わることなのでお聞きします。

それを受けまして、農業所得減少によって町財政全般にどのような影響を見込んでいるのかどうか。町民税でありましたり、国保税の減収に直結しているというふうに考えておりますけれども、それをどのぐらい見込んでいるのか。予算編成にどのように影響しているのか。強いて言うのであれば、普通交付税といいますか、そちらの算定というところにも、どのような影響を町として想定しているかというところをお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 現在、平成31年度当初予算の予算編成期でございまして、この個人町民税の部分、また、国保税の部分につきまして、今回の米の減収に伴う農家所得の減収ということで、産業振興課の方から、また、農協の方からも情報をいただきながら、その積算に反映させているところでございます。米価、そして収量、また、税にありましては、ナラシ交付金や共済金の見込み等も、それが雑収入という形で計算なりますので、そういった見込みを加えまして、町税、個人町民税、また、国保税の方に反映させているという状況になってございます。

個人町民税でありますと、全体の所得に占める農業の割合が6、7%でございますので、そういった部分からしますと、昨今の給与等の上昇等を見ますと、そんなには全体的な減ま

ではいかないのかなというふうに見ております。ただ、国保税にありましては、被保険者そのものが、農業、農家の加入者が比率としては多いわけでございますけれども、その中でも、農業所得の部分については、全体の3割ほどというふうに見てございます。そういった部分で、国保税については、やはりこの収入の減というのは大きいものというふうに見ておりますし、それなりに積算においても影響が出ているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 交付税の影響というようなお話でございましたけれども、本日から係レベルでの予算要求、歳入歳出の聞き取り事務に入っております。今月いっぱいかけてその内容を確認したうえで、1月から当初予算の査定に入るところでございます。先の補正予算の際にも、30年度の交付税の算定にあたりまして、基準財政収入額の伸びという話もさせていただきました。その大きな要素を占めていました固定資産税、そういったものについては、まずは今回の減収というようなものは影響はないかと思っておりますが、必ずしもすべてがその歳入確保に繋がるかと申しますと、今おっしゃられた減収要因は当然のようにありますので、その査定の中で明らかにしていきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまの答弁の中で、農業所得の占める割合というのが6、7%というような話でしたが、確か30年度における見込みの中では7.6%ほどを占めていたのではなかったかと。やはりこれだけの減収になると、さらなる減収と申しますか、減少が見込まれるのではないかというふうに思われます。細かな数字というのはこれから精査していくということでありましたけれども、そこも注視していかなければならないというふうに思われます。

今、全体的な話というふうになってしまいましたけれども、農業政策の方に話を戻しますと、新聞報道によりますと11月上旬、JA庄内たがわ、JA農政対策推進協議会が2019年予算編成にあたり、町に対して機械や施設導入支援、ブランド化推進、担い手育成対策を柱とした産地確立生産基盤支援対策を要請しているというふうに新聞報道にありました。写真付きで載ってございましたけれども、それらのいただいた内容と申しますか、具体的な中身、もし教えていただけるのであれば教えていただきたいというふうに思いますし、その要請を受けて当局としてはどういった対応をとられたのかどうかということをお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にあったJAからの町に対する支援要請の中身でございますが、これにつきましては、毎年JAの方から、取り組んでいるJAとしての各種事業に対して町の支援もいただきたいという内容での要請だったと理解しています。具体的には、米作りに関すること、園芸に関すること、畜産に関すること、いわゆる農業・産業分野全般に関わって取り組んでいる内容が示されます。町といたしましては、そうした項目に対して、具体的な町独自の施策ですとか組んでおりますので、そういった形で対応をしていますという形で情報の共有を図っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 施策に対して情報の共有をしているということで、具体的な施策があればお示しいただきたいというふうに思います。また、その提案に対して、どのような対応をされているのかどうか、再度お聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 手元にそういった内容を持ってございませんが、記憶にある部分の中では、具体的なものとして堆肥、施肥に対する支援を農協が行うといったことに対しては、町もがんばる農家支援事業で予算を確保しながら毎年対応しておりますので、こういった形で、町も農協とともにその事業については実施していくということを確認しながら進めているということでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） ただいまがんばる農家支援ということで出てきましたけれども、平成29年度の決算審査におきましては、審査意見書の中に農産所得拡大支援事業やがんばる農家支援事業などの農業振興に向けた取り組みにおいて、予算執行率が7割を下回るものや利用件数が減少しているものが見受けられる云々とあります。要件の緩和や効果的なPR方法について検討が必要と意見書の中では判断されているわけであります。それを踏まえ、予算編成にはどのように意見を反映させたのかどうかというところをお伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） このたび出た監査からの意見書の内容について、予算執行率が低いというような部分を指摘されまして、その効率的な執行に向かうようにというふうに受けとめております。予算執行にどのようにということですが、それは当初予算ということでございますか。監査の意見については真摯に受けとめながら、各事業について、執行率という部分だけでなく、合わせて、事業の目的に対して、具体的に、効率的にできるようにという視点を持って取り組みを進め、結果として予算になったものについては、満額といいましょうか、有効に活用していくという姿勢を持って、また、そういった事業に対する姿勢については、新年度予算編成につきましても盛り込みながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） もう一度お聞きします。予算の編成において、執行は効率的というようなお話がありました。確かにそれは慎重に審査して、執行率なども勘案するべきだと思いますけれども、そういった審査意見を受けまして予算編成の段階をどのように受けとめているかどうか。予算編成にどれだけ加味されたかというところを再度お伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 平成31年当初予算の要求に対して、どのように加味されたかというようなご質問かと思いますが、ご質問の趣旨が、私自身の受けとめの中では、繰り返しになります、いわゆる事業執行については、明確な目的を持って執行しておりますので、それに対してのご指摘については受けとめながら対応するという形でございます。ただ、事業によっては対象となる方、内容を明確にしていますので、予算執行という部分だけでは

らまきになるような状況は避けたいと思っています。

そういう意味で、本当に本来の意味での事業執行が効率的になされるようにという視点を持っているというのが先程の答弁でございましたが、これについては、具体的でしょうか、考え方として、当初予算にもそういった視点を持ちながら向かっていくということで、先程の答弁の繰り返しになりましたが、そのように考えているところです。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 要件の緩和であったり、さらに使いやすくするべきではないかというような審査意見書が出ているということで、それを受けて、予算編成においては、さらに要件を緩和するような考えがあったかどうか。効果的な使用について検討されたかどうかということをお聞きしたかったというわけでありまして、そこを再度聞きながら、本年においては、より深刻な影響を受けられるのが、水稲共済を申請しなかった農家だというふうに思われます。本町の自家調製農家、いわゆる個人出荷農家というのが176件だそうで、うち共済申請したのが9件ということで、5%だったということでありました。面積的に言っても4%ということで、一方で、共同乾燥、いわゆる施設型と言われる方々は、212件中188件と89%が申請している状況であります。稲刈り直前の指数というのは平年並みでしたが、実際に刈ったの収量がこれまで少ないというのは初めての経験だと口を揃えておっしゃっております。共済自体も、実際に買い取りをしてみて、平年並みになるだろうと予測を立てていたところだが、やはり異常気象等の日照不足等の影響で実りが少なかったのではないかとこのように認識しているようであります。

農業共済組合も農林水産省に特例措置を求めるということで、11月に農林水産省に伺っているわけでありまして、本日付の新聞報道によると特例が認められるということで、共済申請しなかった個人出荷の農家にも収穫後の申請も認めるというような報道が出ております。その意味では、少し減少が和らぐのではないかとこのように思っておりますけれども、やはり専業農家戸数も平成5年頃と比較しますと倍増しており、農家戸数全体も減少する中、1戸当たりにかかる平均小作面積というものが必然的に増えてきている状況にあります。今年の減収というのは、以前もそうですけれども、より深刻な問題として捉えているところであります。ただいま説明にありましたが、がんばる農家支援事業や、また、瑞穂の郷づくり事業というものの農業振興に関わる予算というのが1,500万円ほどの町独自の農業振興予算というのがあると思っておりますけれども、来年度に関しましては、その振興どころか継続が危ぶまれるというふうに思われます。柔軟な対応で、それらのうち一部でも特例で、町独自で、緊急的ではありますけれども、次年度の再生産可能な補助に充てるなどの事業に組み替えできないものか。特に申請されなかった方も、今回共済の方で収穫後の申請を認めるということでもありますので、やはり全体的に救済に向かうべきではないかというふうに思います。そういった措置を検討できないものかどうか、そこを1点お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 先程答弁の中で、今年度産の減収に伴う農業所得の減収、利子補給の事業の基礎となった減収については2億3,000万ほどと申し上げました。実はこ

れについては、今お話があったとおりの共済の保障、そういったものも想定した金額になっております。細部具体的になりますが、今回の減収の要因からして、共同乾燥施設に入っていない方については、収穫した後にそういった事態が分かったということで、共済金の対象にならないという事態がありました。それに対して、今お話あったとおり、特例ということで農林水産省の方で認めるとい形になりましたので、そういった方に対しても共済金がおりの可能性は出てきたところです。ただ、それにしても、対象となる方が何名おるのか、どのぐらいの金額が共済としておりののかという部分についてはまだ分かりませんので、そういった共済の動向については注視してまいりたいと思います。

また、そういった状況を受けて、町の振興施策、各種事業ございますが、こういったものについて、何か柔軟にそういった方々に対する対応ができないかというようなご質問でございました。私どもの考え方からすれば、現在の農業振興の施策につきましては、各種国県補助事業、支援事業を導入し、活用に加えて、町・地域の特性を踏まえた町独自の支援事業を、事業目的を明確にしながら、かつ、体系づけをしながら取り組んでおります。

ですので、例えば、がんばる農家支援事業については、経営の視点での振興事業というよりは、いろんな取り組みをサポートする芽出し事業という捉え方、また、一方では、瑞穂の郷づくり事業をはじめ各町単事業につきましては、経営の視点で振興事業という位置付けで組んでおります。さらには、単独で行うのではなく、それぞれが、繰り返しになりますが、体系づけをしながら農業振興を進めている状況でございますので、例えば、こういった事業について、今の減収に対する対応として柔軟に対応できないかというご質問でしたけれども、これについては、きちんと分けて取り組む方がよろしいかと考えております。一方で、利子補給という判断をしたわけでございますが、これについても、明確にそのための事業だということ組む方がよろしいかと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今年の減収に関しましては、かなりの影響を及ぼすと。再生産できないというような農家が出てきてもおかしくない状況ではないかと思われま。集約化を進めてきて、集約化された農家ほど大打撃を受けておりまして、そういった方たち、再生産できずに地域の担い手という部分で大変苦しんでいるのではないかと思います。柔軟な対応でということで、おそらく来年度、31年度に関しましては、そういった振興というよりは守る方に重点が置かれるのではないかと、農業経営自体も重点が置かれるのではないかとというふうな形で考えております。予算の組み替えという話の中で、きちんと分けるという答弁でしたけれども、振興する部分に関しては、そこまで予算執行できないのではないかとというような心配もあります。そこまで攻めの農業ができるかどうか、そういった年になるのではないかと思います。であれば、やはりそこまで執行がされないというふうに捉えるのであれば、農家の再生産可能な補填に回すというような考えもできるのではないかとというふうに思いますが、もう一度その観点から、そういった検討というのはいできないものかどうかお伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） それぞれの農業振興については、事業目的を明確にしなが  
ら体系づけて向かっているという説明をさせていただきました。そうしたときに、それぞれの  
の事業について柔軟にというような言葉を使われましたが、私は、その明確にした事業に対  
して、その時々で状況を変えて行うというのは得策ではないだろうと思っています。ですの  
で、この減収については、減収なりのものに特化した事業という形で進めたいというふう  
に考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） いずれにせよ、再生産可能な農業になっていくということ、や  
はり見守り続けなければならないというふうに思います。

次に、多面的機能支払交付金事業について再度質問いたします。11月末で各組織、22  
組織あるということでしたけれども、各組織への広域化への意見聴取が終了したというふう  
に思います。その状況を、どういった取りまとめ状況になっているのか。また、広域化のメ  
リットの一つとしては、面積要件等もあるようです。200 h a以上集約化しなければメリッ  
トが生まれてこないなどの要件もあるようですけれども、そちらの目標をクリアできたのか  
どうか。また、希望のあった組織に出向いて直接説明会を開催しているようであります。大  
変丁寧な説明だというふうに思いますけれども、そこで出た意見などあればお伺いしたいと  
思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 多面的機能支払交付金事業について、町長答弁のとおり、  
現在22の組織が、それぞれ自主的な計画を持ちながら活動を展開しているところです。そ  
うした中で、町として、31年度以降について、町一本での組織にしたいといったことで提  
案をさせていただきながら、今調整を進めているところでございます。一度全体に対して提  
案させていただきながら、それから、ご質問のとおり、各組織から要請があった場合につ  
いて、10組織以上のところから要請がありましたが、出向いての説明会を加えながら、その  
参加の意向等についても確認をしておりました。今現在、ほぼ確定になりますが、22組織  
中14の組織がこの統一した町一本の組織に参加するというような意向を示されております。  
4月1日から新体制でのスタートに向けて準備を進めているところであり、今回14組織で  
スタートを切り、それ以外のところについては、これまで通り自主的にやるというところは  
自前で事務的なものを処理します。

それから、4月1日から参加しない組織についても、後年そういった状況はある。自分た  
ちで事務を処理するのが困難であるという状況になればこの組織に加わってもらうという形  
で、受け皿組織としての機能も持たせながら今準備を進めているところです。事業的な要件  
の一つになりますが、200 h a以上の受益といいますか、対象面積があれば、さらなる有利  
な条件が示されるということですが、今1,000 h aを超えましたので、組織のスター  
トとしてはプラスのメリットを受けられる状況になってございます。

それから、要請があつて説明に伺ったわけですが、各組織からいろんな意見が出されてい  
ます。ただ、実際には、組織それぞれが、この多面的事業に対する意識、正直に言いまして、

かなりの差がございました。ある組織の中では、意見というよりは、実際にその方向を聞き入れて参加すると。特に問題視、課題視はないというところもあれば、あるところでは、やはり一つにまとまっているわけではないですが、積極的にこういった統一組織に入って、今現在の課題を克服しながら本来の多面的機能支払交付金の目的である事業目的に向かって進んでいこうという意見、また、反面、やはりそういったことは理想的すぎて難しいのではないかと。実際には、交付金をいただくための対応という部分で、現実的な対応をすべきでないかというような意見も出されております。ただ、進めるうえで提案して、一つの組織としてまとめながら今後に向けて進めるうえでは、やはり事業目的である多面的な機能を農家を中心に、なお、住民も可能な限り加わりながら農業の振興を進めていこうということに対しては前向きな意見があったように思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 前向きな意見もありつつも、やはり心配する声というのが多く挙げられていたのではないかというふうに思います。今14組織で1,000haを超えるということでありましたけれども、残りの8組織がどのぐらいの面積を持って行っているのかどうか。あと、もう一度、広域化するうえでの町として捉えているメリット、また、反面デメリット、広域化に対してどのように捉えているか。町長答弁でもありましたが、もう一度課長の方から詳しく説明いただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） この事業に対する町全体としての対象面積については2,000町歩ほどになりますので、引き続き自立した形でやりますという組織の面積についても1,000町歩弱になります。

それから、実際に統一した組織にすることによるメリット及びデメリットという部分でございしますが、実際にメリットにつきましては、これまでそれぞれが、22組織がやる中で、取り組みの状況が皆それぞればらばらである中でも共通しての課題が、事務手続きや書類等がとにかく煩雑であること。それから、役員になられている方の負担が大きいというようなこと。もって、将来的に代表なり役員となり手がなかなか出てこない。他集落との活動や日当など、いろんな独自性がある結果ですので問題はないのですが、それにしても、隣の人と同じ活動をしながらも日当が違うとか、いろんな細かな部分が組織活動に影響しているようなところがございます。

それから、一番大きいのは、この事業、町全体では1億円という農業振興の中で一番大きな事業規模になってございますが、それぞれが数百万から1,000万円を超える予算をもって取り組みをしているんですが、やはりいろんな要因を持って、事業がすべて消化できないで翌年以降に持ち越すというような状況がございました。可能ではあるんですが、最終的には実施できないものについては返すことになりますので、そういったことを踏まえれば、持ち越しがないように有効に使いたいというような考え方はございます。そうした課題を解決するのは、やはり今、統一組織の中である程度自主性を保ちながらも、今言った個々の課題について調整できるということが一番のメリットかと思えます。

また、デメリットとしては、特に考えはないんですが、この事業自体が法制化になったとは言いながらも、将来的に確実に5年、10年先まであるということについては確約されておられません。そうした意味で、統一した組織を作って、その事務機能を持たせるために雇用しながらという考えで進めておりますが、そういった将来的な部分についての不安要素は持っております。デメリットというわけではございませんが、そういった面については危惧している、心配しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 1,000 haを一本化して、残りの1,000 ha、八つの組織で事業を執行していくということでありまして、現在、事務委託というのが、土地改良区であったり、土地改良事業団体連合会であったりというところで事務委託してあるわけですが、それらの今後の対応といいますか、広域化する最初の原点というのが、事務委託は受けられませんというようなお話があったからではないかと思えます。八つの組織が残るということで、土地改良区でありましたり、土地改良事業団体連合会の方で事務委託を継続して受けていただけるのかどうか、その辺の情報はありますかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今回この事業に対して町一本の組織を立ち上げたいという形で今向かっておるところですが、そのきっかけとなったのが、12組織が土地改良区の方に事務委託、いわゆる先程申し上げた煩雑な事務ということでございますが、その事務を委託しておりまして、また、一方で、土地改良事業団体連合会についても三つの組織が委託しております。赤川土地改良区については、この事務委託については、当初からそれぞれの組織が事務的に自立するまでの間受けますというスタンス、考え方のございまして、先般、2年後にはその事務委託を受けない考え方が当初からあったということで示されました。言えば、それはもう事務委託ができないのであれば事業自体をやめるというような組織の声も聞かれましたので、そういったことについては、先程言った町として、全体として、この一番大きな事業を進めていくうえでは、やめるという選択肢は避けたいものですから、委託がなくてもできる体制を作るとというのが、もう一つの理由でございました。

それから、今回参加をしないと行ったところについては、先程も言いましたが、自前で事務処理を行うというところがございますので、基本的には、そこの影響はないかと思えます。ただ、土地改良事業団体連合会と、引き続き委託するという部分の土地改良事業団体連合会については、その要望に応じていくというような答えも聞いておりますので、そういった体制で進めていけるものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 残りの8組織の中では、土地改良事業団体連合会、もしくは自前で行うというような認識だというふうに思いました。他市町村、鶴岡市、酒田市の動向などは、どのような動向で捉えているのか。土地改良事業団体連合会が、鶴岡市に関しても、もう事務委託しませんというような状況になって、鶴岡市もやはり広域化に向かっているのかどうか。もしそういった情報があれば教えていただきたい。土地改良事業団体連合会が鶴

岡市だけ事務委託を受けますなんていう話があればまた別ですけども、その辺の情報もあればお伺いしたいというふうに思います。

この事業に関しましては、国の莫大な予算を地域に投入できるということで、町にとっても土地改良区にとっても有効な政策だというふうに思っております。しかし、それを活かしてきれていない現状というのがあると思います。いかにこの政策を地域に還元していくかということだと思いますけれども、広域化というのはその手法の一つだと私も捉えております。しかしながら、農地維持の取り組みのみの集落の効率化は広域化で前進しているというふうに思いますけれども、一番肝心なところは、そこをマネジメントすることではないかと。多額の返還金なども発生しているわけですので、マネジメントができなければ、やはり現状と変わらない状況が続くのではないかとというふうに思います。そこも広域化と同時にマネジメントも進めていかなければならないと思いますが、その事業のマネジメントについては、どのように捉えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 事務委託を受けているところにつきましては、今2年後にやめる方向で考えているものは、土地改良事業団体連合会ではなくて土地改良区の方です。土地改良区、鶴岡市内の組織についても事務委託を受けているという状況がございまして、そちらの方についてはどうなっているかという情報があるかということでしたが、実際には、三川町のような動きについては、あるとは聞いておりません。2年後に事務委託を受けなくなった際にどうするかということについては、まだ考え方がまとまっていないようなことも聞こえておりますが、なお、具体的な部分についてはつかんでいないところでございます。

それから、今この事業、広域化を進めるうえで、実際に草刈り、泥上げ等だけでなく、その事業のメニューとしては、長寿命化のメニューにあるような農道等の補修だけでなく、地域住民との環境保全等の関係の活動もできるようになります。ただ、実際に今草刈りだけをしているところが、では、地域住民とそういった保全活動的なものを一緒にやろうというふうになるには、時間とステップを踏む必要があるだろうと考えておりますので、今言ったとおり、そういった状況に慣れるように、いろんな優良事例を紹介しながら、もしくは事務的に実施可能だという部分をお互いに確認しながらマネジメントをしてまいる必要があるというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 農業政策全般にわたることでありましてけれども、全体的に高齢化であったり大規模化農家戸数が減少する中、地域の環境保全、文化継承、定住人口確保など、様々な視点から、やはりある一定の農家戸数というのが残る地域でなければならないと私は考えております。そこには親元就農というものも大変大事であります。現在、次世代の担い手がいなくても何とか踏ん張っている状況におられる方が多いというふうに思いますけれども、いずれ担い手が就農できるように、専業、兼業、合わせて生き残っていかなければならないというふうに思います。持続可能な産業という視点から見ても、通年で収入が得られる

ような形態というのが、やはりメリットが多いというふうに感じております。例えば、そういった中においては、担い手となり得る人物を雇用できるようになれば、またそれも解決策の一つではないかというふうに思っております。

政策も、私個人的としては、曖昧といいますか、広く広げるよりも、そういった政策、年間で農業収入が得られるような農業形態にシフトしていくような政策に特化していくべきではないかというふうに私個人的には思っております。

婚活支援の方、少しお伺いしたいと思います。すみません。

本年12月23日、一応幸せで愛応援事業を予定しているということでもありますけれども、どの年代がどのぐらい参加するような事業なのか。29年度の状況でも結構ですけれども、どのような年代が集まっているのかというところを1点お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 今年度なの花ホールで開催されます婚活支援事業でありますけれども、これについては、募集対象が、男性が庄内地方在住で30歳から45歳までの方を対象としておりまして、女性は住所を特に限定しないで、同じく女性も30歳から45歳までといった方を対象として今年度は開催する予定となっております。

昨年度の状況については、やはり参加対象者に応じた内容でももちろん参加していただいているわけでもありますけれども、男性については35歳から45歳の方が多いという状況となっております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（小林茂吉議員） 次に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

1. 子育て支援について

1. 本町の放課後児童クラブ（学童保育）は民営で行われていますが、運営を行っている方から、今後増える見込みの児童に対応する指導員の確保や事務作業に苦勞していると聞いています。

公設公営を含め町の考えを伺います。

2. 町の災害対策について

1. 今年の8月に本町でも避難勧告が出されましたが、幸いに予想された災害も無く良かったと思っています。しかし近年予想外の天候が増えており、防災の備えは十分にしておかなければならないと思います。そこで、本町の避難指示を出すまでの情報収集や指示伝達方法・避難場所の環境や資材について問題が無かったか伺います。

	<p>2. 今年度、新たに洪水ハザードマップが作られ町民に配布されますが、今回のマップの特徴と周知の仕方について町の対応を伺います。</p>
<p>3. 町の除雪対策について</p>	<p>1. 本町は海に近い平地であり、積雪が多い方では無いと思っておりますが、雪が降らないことは無く、毎年除雪で家の前に雪を残していく事が問題になります。</p> <p>除雪作業上やむを得ない事はわかっていますが、雪を残さない装置の導入や除雪方法を含め町の対応を伺います。</p>

平成30年第8回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、子育て支援について伺います。

本町の放課後児童クラブ（学童保育）は民営で行われていますが、運営を行っている方から、今後増える見込みの児童に対応する指導員の確保や事務作業に苦勞していると聞いています。公設公営を含め、今後の町の考えを伺います。

つぎに、町の防災対策について伺います。

今年の8月に本町でも避難勧告が出されましたが、幸いに予想された災害もなく良かったと思っています。しかし近年予想外の天候が増えており、防災の備えは十分にしておかなければならないと思います。そこで、本町の避難指示を出すまでの情報収集や指示伝達方法・避難場所の環境や資材について問題がなかったか伺います。

二つ目は、今年度、新たに洪水ハザードマップが作られ町民に配布されますが、今回のハザードマップの特徴と周知の仕方について町の対応を伺います。

最後に、町の除雪対策について伺います。

本町は海に近い平地であり、積雪が多い方ではないと思っておりますが、雪が降らないことはなく、毎年除雪で家の前に雪を残していく事が問題になります。

除雪作業上やむを得ない事は分かっていますが、雪を残さない装置の導入や除雪方法を含め町の対応を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、子育て支援についてのご質問ですが、本町の学童保育所につきましては運営協議会方式による民設民営で運営されており、町といたしましては、みかわ学童保育所運営協議会に対しまして、人件費を含む運営費に係る補助金を交付しているところであります。このような中、運営協議会からは、現状の学童入所児童数において支援員が不足している状況であるという申し入れがあったことから、専任支援員を1名増員するため9月議会において補助金の補正予算措置をさせていただき、現在は、専任支援員4名体制で運営が行われているところであります。今後とも、良好な学童保育所の運営がなされるよう支援してま

いりたいと考えております。

また、学童保育所の運営につきましては、県内においては、その多くが民営で行われているところであり、加えて、協働のまちづくりの観点からも引き続き、その運営はみかわ学童保育所運営協議会にお願いしたいと考えております。

しかしながら、みかわ学童保育所運営協議会からは公営を要望する陳情書が提出されているところであり、平成32年度に開所予定の「子育て交流施設」の運営方法の検討と併せて、学童保育所のあり方についても検討してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、質問事項2の災害対策についてのご質問ですが、8月5日から6日にかけての大雨による増水対応につきましては、浸水等による町民の身体・財産への被害報告は無く、まずは安堵したところでもあります。

この際の対応につきましては、8月5日は夕刻から雨が降り始め、雨量計のある京田川沿いの鶴岡市添川では20時に時間雨量が60ミリを超え、藤島川沿いの鶴岡市上野新田でも21時に40ミリを超える雨量を観測しており、その後の雨により、藤島川・京田川の氾濫の恐れが生じたことから、6日早朝に押切中町の瀧、落合、土口地域に「避難準備情報」を発令し、押切小学校体育館を避難所に指定したものであります。

さらに、増水警戒パトロールの中で、土口地内の堤防際において気泡や水泡の発生が多数確認されたことから、堤防漏水の危険性もあると判断し、土口の一部地域に「避難勧告」を発令したものであります。

今回の増水対応で、町としては初めて「避難勧告」を出したところではありますが、6日早朝に発令した「避難準備情報」では、指定避難所とした押切小学校体育館に、3地区から12名が避難し、その後土口の一部地域に発令した「避難勧告」により、最終的には41名が避難所に身を寄せたところでもあります。

土口地区においては、結果的には堤防の破堤等に至らず、身体・財産への被害は生じなかったところではありますが、今後とも町民の身体生命を護るためにも、早めの避難を呼び掛けてまいりたいと考えております。

また、指定した避難所の環境についてであります。この施設は体育施設であることから冷房設備を備えておらず、当日は午後からの気温の上昇が見込まれたため、避難の長期化も考慮しながら、社会福祉センターへの移動をお願いしたところではありますが、今後の避難所の指定にあたっては、季節的な環境にも配慮してまいりたいと考えているところでもあります。

2点目の、洪水ハザードマップの見直しに関しましては、全国的に雨の降り方が局地的、集中化、激甚化してきていることから、平成27年に水防法が改正され、最大規模の降雨量想定も「百年に一度の大雨」から「千年に一度の大雨」に見直され、国直轄管理の赤川・大山川、県管理河川の藤島川・京田川において、最大規模の降雨があった場合の洪水浸水想定区域が公表されたことから、本年度中に内容を改定し、公表することとしているものであります。

地域防災計画と洪水ハザードマップの改定にあたっては、現在町内会ごとに見直しの方針に関する説明会を開催しているところであり、地域の皆様の意見を可能な限り取り入れ、実

効性のある計画にしていきたいと考えております。

また、その作成にあたりましては、見やすさ・分かりやすさという観点から、イラスト等の活用を図るとともに、避難場所については町域を越えた広域的な避難の方法等についても提示することとしておりますので、全戸配布する洪水ハザードマップで、我が家の避難方法を家族で話し合っていたかとともに、町内会の自主防災訓練においても、具体的な避難を想定した訓練の実施を呼び掛けてまいりたいと考えているところであります。

質問事項3の、町の除雪対策についてのご質問であります。本町においては、通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、冬季間の交通障害を最小限にとどめることを除雪における基本方針として定め、除雪体制の整備に努めているところであります。

車両除雪による、宅地などの出入り口への寄せ雪につきましては、出来る限り、その量が少なくなるようオペレーターに協力を依頼しているところであり、寄せ雪を減らすための装置などの導入については、同時に、排雪場所の確保が必要となることから、路線ごとの状況を確認しながら、装置の導入、装置付き車両の増強について、検討していく必要があると考えております。

なお、今後とも、町民の皆様の生活に配慮した除排雪に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは、子育て支援について、まず伺っていききたいと思います。

ただいま答弁ありました、これを行っております運営協議会の方からは、いろいろ要望が出ているというふうなことでありましたけれども、その中で、5月に嘆願書が出ているというふうなことがございましたけれども、この嘆願書の中身はどうだったのか。それと、それに対応する答えというものは出されたのか。まず初めに、そこから伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいまご質問ありました、みかわ学童保育所運営協議会から5月に陳情書という形でいただいております。この陳情書では、みかわ学童保育所の運営を三川町に移行することをみかわ学童保育所運営協議会総会として要望するものですという内容であります。この大きな理由としましては、保護者が中心となり運営協議会という組織を運営しているという現在の状況にあり、その中で、この運営協議会にかかる会議の回数が多かったりですとか、事務作業など、保護者が仕事や家庭生活を抱えながら行くには大きな負担となっているというような理由も付されておりました。これに関して、先程町長の答弁にもありましたが、町としては、できれば現在の運営協議会として今後も引き続きしていただきたいという考えは持っておりますが、今回のこの陳情書を受け、新たな子育て交流施設の開所に向けて、現在この学童保育のあり方についても合わせて検討しているところでありますので、その中で精査をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 平成30年度に新たな学童施設ができるというところで、それに向けて考えていくということでもありますけれども、その場合はどうなんですか、公設、公営も含めて検討されているのでしょうか。もう一回お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 公設、公営も考えているのかというご質問ですが、新たな子育て交流施設自体、学童保育エリアということで、学童保育を目的とした施設を整備しますので、そういった観点からは、まず公設という形にはなりません。

ただ、その後の運営の部分につきましては、公営という形ですと、町が職員を雇いながら直接運営していくということになりますが、やはりそうしますと、三川町の職員の定員適正化計画ですとか、そういったことにも関わってきますので、私も町の方としては、民営を一応念頭に入れております。民営と言いましても、今回の運営協議会方式もそうですが、委託という形も念頭に入れながら検討を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 委託も含めてということでした。

それで、現在民営ということで、保育料の算定がされて、今までより来年度、平成31年度は今のままの民営でいくわけでもありますけれども、平成31年度の学童の保育料、この辺は、一応民営なので町は関与していないというふうな答弁かは分かりませんが、この保育料に関しては、町はどの程度把握して、どの程度関与しているのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいまご質問ありました学童保育所の31年度の保育料という部分につきましては、今ご質問の中にもありましたように運営協議会の方が決めているものであります。ですので、町の方には保育料に関する事前の相談というのは特にはありませんでしたが、この保育料について、保護者会として値上げを検討しているという情報を得ましたので、その部分につきましては、町から補助金という形で運営協議会の方にお金を支出しておりますので、町もいくらかの関連があるというようなことから、31年度の予算編成を現在行っているところでありますが、来年度の町としての補助の仕方を運営協議会側には、これまで同様に考えているというようなことはお伝えしながら、学童保育所運営協議会の方からも、この保育料の値上げをどのくらい見ているのかという情報収集はしていたところがあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 11月28日運営協議会、運営委員会の方で平成31年度の入園児童及び保育料についてということで、これは協議の段階でまだ決定ではないのでしょうか、私はこの資料は持っているんですけども、町として、これはまだ決まっていないということと捉えているのかをお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 11月28日の学童保育の保護者会の関係でしょうか。その

会議を開催するというので、一応町からの職員も出席しております。ですから、その際の会議資料についてはいただいておりますが、その際、来年度の職員体制についての部分も記載されていたようでありまして、この職員体制について、事前に学童保育運営協議会の方から町の方に協議がなかったのが、現在そちらも含めて協議を進めているという状況です。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 利用者の方は、平成31年度の利用料ということで、1・2・3年生は月1万円プラスおやつ1,200円。4・5・6年生は月9,000円に1,200円のおやつというふうなことで説明がいつているみたいです。では、これで、今までに比べると高いなというふうなことで、だいぶ利用者からは意見が出ていますけれども、これは今後変わるといふふうに町は捉えているのでしょうか。お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 先程も申し上げましたが、学童保育所運営協議会につきましては、町からの補助金と入所児童の保護者世帯からの保育料という形で運営されております。その保育料の部分につきましては、町からの一定の指導的な意見という部分は申し上げさせていただいておりますが、いくらにしてくださいというような指示はしておりません。ですから、学童保育所運営協議会の方で来年度、ただいま言われたような金額の設定をしたということであれば、その部分については、まず運営協議会としては決定事項になるのではないかとこのように考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 民営でやると。やはり今回の保育料に関しては、町でああしてください、こうしてくださいというふうなことは、やはり言いにくいのではないかとこのように私も思います。

それで、今まで年間通じて安く、他の市町村と比べてそんなに大差のない保育料できていたものが、やはり民営となるとこれだけかかるから、これだけ集めますというふうなことで、利用者からは、かなり子育て支援の手厚い三川ということで聞いてきたけれども、最初の産むときはそれなりの補助をもらったんですけども、育てる段階でこんなにかかるのかというふうな不満も確かにあると思います。学童保育は、私も議員になる前は、小学生の子どもは家に帰って、おじいちゃん、おばあちゃんなり誰かに面倒を見てもらうものだというふうに思っていました。ところが、今議員になって、こういう学童保育、学童保育そのものは前から知っていましたが、そんなに自分の身の回りにいなかったということで、そんなに気に留めていませんでしたけれども、今の時代、この学童保育というのは、やはり民間に任せておいていいのかというふうなことを感じます。来年、平成31年度のこの資料を見ますと、常時預けたいというのが1年生で26名、長期で3名、合計29名で、2年生で22名、長期2名の24名、25名から30名くらいの子どもの預けたいというふうなことであります。本町では、年間60名から70名くらい子どもが生まれるわけでありまして、その半分近くが学童の利用を希望しているということです。当初はうちに預かる人がいない

人のための、どちらかと言えば少し少数派だったのかもしれませんが、今、生まれる子どもの半分が学童を利用したいというふうな状況にあつては、町が民営に任せておいて本当にいいのだろうかというふうなところは大変疑問に思います。

これから平成32年度、町営も含めて今後考えていくということでありましたけれども、その辺の民営、公営の部分については、どの辺まで考えているのか。町長に聞いた方がいいのかもしれませんが、町長としては、この学童の問題について、今後32年度から公設公営も考えているというふうなことでありましたが、今現在どのような考えかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野議員が言われましたように、学童保育というのは、やはり今の若い世代の子育ての保護者からすれば非常に大きなことになろうかと思えます。これは、全国的なこういう流れの中で、本県においても、各自治体では学童保育の運営を行っているわけでありまして。その中において、やはり運営方法ということからすると、先程、教育課長が答弁されましたように、いろいろな手法があると思えます。確かに運営については公設公営でやるということであれば、それは、ある面においては最も理想的な形になる部分もあるかもしれません。

しかしながら、行政がその住民ニーズ、サービスを行うといった場合においては、やはりこれはすべてにおいて言われることでありますが、公平性ということも当然あるわけでありまして。そういうふうな中において、今までもそうでしたが、県内の各市町村も、この学童保育の運営に対しては非常に課題を抱えているところであります。そういうふうなことで、本町の議会としても、この実情に対して、運営協議会のいろいろな声を聞くという部分もあるわけでありまして、この学童保育がスタートした時点ということをもう一度私は原点に帰って考えていく必要があるのかと思うところであります。

その一番の大きな課題については、保護者が任せっぱなしというようなことではだめなのではないかということで、学童保育所運営協議会というのが立ち上がったわけでありまして、そういった今までの経緯も含めて、これからも議会からも常任委員会等、所管課の様々な研修等もあるわけでありまして、そういったところで議論を深めていただいて、どの程度まで今後の運営について行政が関わるべきかということについては、先程、教育課長が申し上げたような、民間に委託をする現状のような運営協議会での運営がいいのかということも十分検討していく必要があるのではないかと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 設立当初の経緯とかいろいろあると思えます。でも、私が先程言ったとおり、生まれる子どもの半分近くが学童を利用するというふうな、当時はそんな率ではなかったかというふうに、私も調べていませんので分かりませんが、そんなふうには思っております。生まれる子どもの半分が使えるものということであれば、やはり町はそれなりに関わっていくべきだというふうに思います。

それで、少し戻りますけれども、来年度の今出ています保育料というのは、町ではきちん

と把握していないということでもありますけれども、こういう文書が出回っていきまして、利用者には届けられているということでもあります。この辺、私が資料を見る限り、今までの金額に比べると、指導員2名増やすということでありましたけれども、それにしても上がりすぎな感じがいたします。町でこの保育料についてもっと積極的に関わって行って、まだ決定でないとしたら、これからこの協議会なりに聞いて、利用者からはかなり値上がりしたというふうな声が出ております。近隣市町村の、私も庄内の全部は調べられませんでしたけれども、そこそこ考えられるところは調べました。そこに比べても、今回の値上げはかなり大きいかというふうに思っております。この辺、町として来年度の保育料にどのように関わっていいのか、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいま町野議員が申し上げました保育料の金額については、資料を私どももいただいておりますので、この金額は把握しております。なお、これまでの保育料から見ますと、だいぶ上がったということでありましたが、これまでですと学年によって値段の区分がされておりましたが、8,000円が一番上でありました。これが1万円になったということで、2,000円アップになっているわけですが、この上限の1万円について、近隣の市町と比べますと、高いところもあれば、1万円を超える保育料を設定しているところもありますので、そこは近づいた感はあるということで町の方としては把握しております。

また、この値段設定について、学童保育所として来年度の職員体制を増やしたいという考えのもと、この値段設定もされてきたのかというふうに認識しておりますので、この職員体制については、今後町の補助金の絡む部分でありますので、その辺については改めて学童保育所運営協議会と協議をしながら、来年度予算の予算計上に向かっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 保育料1万円というのは、私の調べた限りは、おやつも入れると1万円いくかいかないところがほとんどでしたけれども、今回の値上げは、おやつ別の1万円ということでもありますので、保育料のみではなく、おやつも含めたことで近隣市町村と比べるべきかというふうに思っております。これは今後について、町民の声として「利用料が高い」というふうな声が出ております。私が調べた限りでも、やはり高いのではないかとこのように思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、町の防災対策について伺います。今年度初めて避難勧告ということで出されました。私も今まで度々避難勧告、本当に出せるのか、出すにはかなり勇気が必要なので、それなりに迷わず出してくださいということで、町長も空振りをおそれず出すというふうなことで以前ありました。今回も情報をいろいろ収集して、幸いそういう被害はございませんでしたけれども、避難勧告、勇気を持たれて決断されたというふうに思っております。

それで、その場合、まず情報収集についてでありますけれども、今やはり気象庁からデータをいただき、また、国土交通省からもデータをもらって雨の降る予測をし、河川の水位を見ながら判断しているかというふうに思っておりますけれども、今の段階で予想とか、十分

な情報収集であるというふうにお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 情報収集に関してのお話でございました。先程町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、雨量計のその量、あるいは水位の高さ、そういったものを時々刻々確認しながら、どういうふうな対応をしていこうかということでご考えたところがございます。特に、基本的には气象台による雨量、これが一番大きなものと考えております。上流で水位が上がった場合について、三川町下流の方にその水位が来る時間帯も大体分かっておりますので、それを見込んで避難準備情報、あるいは避難勧告を出す基準をある程度持ちながら、その対応にあたったところがございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 天気予報も精度は良くなったということはあるかもしれませんが、やはり雨の降る水位を考え、避難するかどうかは水位計を見てということでございます。

参考までにご紹介したいんでありますけれども、今年の7月に九州の方で大雨がありました。普段、普通の従来の気象庁の予測では、気圧、気温、風速とか、観測データをもとに雨の降る通り道と量を判断しているわけでありまして、それではやはりなかなか情報が遅いと。気象庁の場合だと、九州地方は2地区に分けて大体予想されているというふうなことで、先進的なところは民間の気象会社ウェザーニュースを使って、今までの従来の気圧、気温、風速ではなく、I T人工知能を使って過去3年間の雲の動きをデータ化して入れると。気温とか風速全然関係なく、そういう今までの流れを見ると今後こう行くであろうというふうなところで予想する全く新しい方法で、確率的には90%以上の確率で当たるというふうなことでありました。

その辺、今のままで十分であれば十分でしょうけれども、そういう新しい気象情報の仕入れの予定とか、あと、避難勧告を出すには当然水位を観測していなければなりませんけれども、県の方では新たに管理型水位計を来年度80カ所に入れるということでありました。本町にその管理型水位計が来るのか、また、県で付けた管理型水位計のデータは本町でもらえるのか。その水位計と気象の予報、今後の考え方を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 1点目、気象データの収集にあたって、民間業者の活用というようなことがございました。これについては、現時点では气象台、そして国土交通省、山形県との連携において、その情報収集を行っておりますので、これで対応できると考えております。

2点目の水位観測の件でございますけれども、山形県が今現在予定しています管理型水位計、これについては私どもの方も要望を行ってございまして、現在ない青龍寺川への水位計の設置、そして、土口地区へ設置できないかということで要望はしているところでございます。これがどのようになっていくか、31年度予算の中で明らかになっていくのかなと考えております。

その水位計のデータにつきましては、今のところ、国土交通省の水位計のような形で連動

しておりませんので、そのデータをどのようにいただいでいくかというのが出てこようかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 県の水位計のデータはもらえるのか、今後協議するのか、最後の方少し分かりませんでしたけれども、そこをもう一回と、それから、1台100万程度の水位計ということで、今までよりはかなり安価で、インターネットとか電波を出して情報が来るので工事費も安く上がるというふうなことでありました。この辺、補助金があれば町でも県で補わない部分、こまめに観測し早めの対応をとるべきかというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 現時点で、県が設置いたします管理型水位計につきましては、そのデータ、設置者が町ではございませんので、直接受け取ることはできないのかなと考えておりますが、当然ように県からはそのデータの提供があらうかと思っておりますので、現時点で行っている京田川、藤島川の上流の水位もございまして、それと併せて、そして、青龍寺川も水位計ができればまたよろしいのかと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 県からはまだもらえないということでありましたけれども、やはり水位は、三川町に集中的に雨が降れば確かに三川町でいいんですけども、早めの対応という意味では、せつかく県で上流部にも付けるということでもありますので、その辺は、上流部の水位というものは下流である三川町にとっては重要でありますので、早めのデータ収集が必要かというふうに思います。また、町で単独に水位計、検討できればというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程申し上げたデータがもらえないというのは、町が設置したわけではございませんので、直接受け取ることはできないのかなと。県を通していただくことは可能だと思います。上流の方にも、私どもが要望している以外にも県が必要な箇所に管理型水位計を設置したいということで計画をしているようでございます。先程あったとおり、現在上流の方、例えば、藤島川ですと、鶴岡市の上野新田が所在地であります水位計を使いまして、その後の三川町への影響を勘案しているところでございます。町内に、例えば、土口にその水位計が付いたとしても、現状の把握はできますが、その時点ではもうすでに遅いわけでございますので、あくまでも上流の水位計をこれまで通り勘案しながら対応を決めていきたいと思っております。そういった意味では、町域に新たに町単独で水位計を設けたとしても、それがどの程度対策として使えるのかという疑問点がございまして、水位を測るために現在設置されていないところに、例えば、水位を測ることの棒尺だったり、あるいは橋桁に表示できるようなことを県の方にお願いするなり、そういったものの方が大切なのかと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 上流の方を細かく監視するというものであります。それは大変分かります。その辺、直接町で設置したものではないので、県からもらうということで、県も出してくれると思います。その辺、こまめに観察していくべきかというふうに思います。

それから、今回避難所にあたって、三川町には各小学校と避難所があるわけでありましてけれども、今回押切体育館に避難されたわけですが、あそこに避難しようとしたら、やはり最初避難行動要支援者というふうな避難が容易でない方が避難したわけでありましてけれども、そのとき、押切の体育館というのはスロープがなかったということで、周りの人が担いでやっと体育館に避難させたというふうな状況があったと聞きますけれども、押切体育館の避難所、今後スロープを付ける予定はあるのか。

それから、他の小学校、私ぱっと見たけれども、それなりにありましたので、押切小学校の方、今後どうするのか教えてください。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今回、押切地区の町民の皆さんを対象に避難準備情報、あるいは避難勧告を出した際に、避難所を押切小学校の体育館ということで指定をいたしました。これについては、平成25年3月にお配りしましたハザードマップに基づいて、洪水の際は、水害が想定される場合については、押切地区については押切小学校への避難ということでお知らせをしていましたので、実はそれ以外の避難所も想定はしたのでございますが、すでに押切小学校ということで指定している中では、ここしかないであろうと。

押切小学校については、その避難所の考え方としては、先程あったとおり、体育館の方にスロープを付けようということでの計画もいたしましたが、敷地的な問題、そして昇降口の高さの問題がございまして、これは無理であろうと。そういった場合については、校舎の北側に児童の昇降口がありますが、そこにはスロープがございまして、ですので、車椅子等につきましては、その児童の昇降口を使って体育館に移動してもらおうということで想定をし、体育館の方にはスロープを付けなかったところでございます。

ただ、今回その避難所の開設にあたりましては、校舎の方を開けないでしまいましたので、実際は体育館の非常口と申しますか、出入り口、掃出し窓の方から入れたというような話も聞いております。今後、先程も町長の方から申し上げましたとおり、ハザードマップの見直しにあたりましては、押切小学校体育館は、その高さ的には、浸水想定では避難所として使えない可能性がございまして、その場合は、小学校の校舎の2階が最初の避難場所となるかと思っております。そうした場合についても、校舎の児童昇降口、北側の入口のスロープを使って出入りをしようというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 校舎にスロープで入った方がいいですけども、2階に避難するとき、2階にはどうやって上がるんですか。2階にスロープはありますか。エレベーター、電気あれば使えるんでしょうけれども、その辺の、災害時何が起きるか分からないということでもありますので、2階に上がるとすれば、それなりのまた上げる装置、非常電源なり、いろいろ必要かと思えますけれども、その辺の対策はされているんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 押切地区の避難所、避難場所につきましては、先程申し上げたとおり、現在のハザードマップでは押切小学校しか指定しておりません。これを要援護者、台帳等もございますので、そういった身体に障害を抱える方については、その避難所をどこにするのかということも今回は想定の中で考えているところでございます。今おっしゃられたとおり、押切小学校2階・3階はエレベーターもございませんし、避難昇降装置もございません。もし実際あった場合については、おぶってというような形になろうかと思えますけれども、そういったことはやはり想定しづらいので、ある程度健全な方については垂直避難ということで、押切小学校の2階もあり得るでしょうし、それ以外については社会福祉センターなり、そういった平屋の場所で避難できる場所をまずは指定していく必要があると考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それと、続きまして、実際、今回避難されたときに避難者の確認ということで、住所、氏名、いろいろ書くことが多くて大変時間がかかったというふうな声を聞きます。この辺、避難者の名簿作成に要した時間、結構あると思えますけれども、この辺の問題点はどう捉えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 議員が質問の中でもおっしゃられましたとおり、避難勧告をして避難者がいたというのが、今回町民にとっては初めてでございました。そういった意味では、経験がなかったものですから、受付の際も、事前に作った用紙はあるものの、その用紙を実際に運用する中では混乱を招いたということは聞いておるところでございます。そういったことを受けて、そのあと関係課の中でも検討をしているところでございます。次に生かせる機会だったというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ぜひ、避難者の人数確保というものは大切かというふうに思います。以前、3年前に茨城県常総市の方で起きた避難でも、自衛隊の方に聞いたんですけれども、1人の方がいないということで2日間一生懸命探したと。よくよく見たら別の避難所にいたということで、未確認者がゼロということで、2日間も労力を使ったという事例がございます。その辺、いいシステムで早くスピーディーに正確な避難者の名簿ができるようなものを検討していただければというふうに思っております。

では、最後に除雪対策についてということで、先程の答弁によりますと、寄せ雪はオペレーターに注意するようというふうなことでありました。オペレーター、私も以前除雪をやっておりましたけれども、一生懸命にやっているというふうに思っております。その辺はオペレーターの技量、作業要領に任せて対応できるのでしょうか。伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 除雪についてですが、オペレーターの技量の部分、確かにおっしゃるとおりあるかと思えます。ただ、始めから上手な方もいらっしやらないですし、

近隣の状況を把握しないと、やはりその部分難しいなということを感じています。オペレーターの方につきましては、降雪前にその路線をどうやって除けばいいか、これを事前に確認をしていただきながら除雪対応をお願いしているところです。

また、近年、除雪につきましては、どんなところに雪を置くか、これが非常に問題になっております。近隣の民地の方に、耕作地、田んぼ、なかなか置けない状況になっております。ですので、管理地内でどのように処理するか、非常に難しい部分があると捉えております。

また、寄せ雪のケアについてですが、早朝除雪ですと、やはり通勤・通学に間に合わせるような除雪をしなければならないと考えております。その後、町の方でパトロールをして、寄せ雪の多かったところにつきましては、対応できる機械等を使って対応していきたいと考えているところです。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 朝は時間がないところで全路線を皆さんがスムーズにいけるようにということで、なかなか除雪作業では、この寄せ雪に配慮、できるだけはしているんですけども間に合わないというふうな現状があるかと思えます。

そこで、オペレーターの技量だけではなく、除雪車の脇にシャッターを付けて一時的に寄せるその間口だけを一旦止めて、間口が終わるとまたシャッターを開けて普通の除雪にするというふうな装置がありますけれども、その辺の検討はされているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 現在、除雪機械については、今おっしゃられた装置は付けてございません。この装置を現在の機械に付けるという部分について検討はしております。ただ、付けるにあたっては、前みたいな簡易な部分ではできない。要は、公道を走るために、その保安基準を満たさなければならない。また、個々機械の能力がございます。この能力に合うかどうか。こういった部分を踏まえて見ていきますと、かなり高額になるし、現在、除雪機械を作製している業者においては、後付けについては対応しないというふうな方針がなされているようです。付けてくれるところもあるんでしょうが、やはり高額になると。新しい機械の導入について、今後は地域の状況を踏まえながら考えていかなければならないかと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） さすがに公道を走るの、その辺から持ってきて溶接して付けるというふうなわけにはいかないというのは重々分かります。具体的に、油圧系統1本必要になってくるので、後付けは普通に考えたらだめでしょうけれども、機械によってはスライドする部分ありますけれども、あの油圧は必ずしも普段使っているかというところでもない、あの辺のスライドの配管を使ったらシャッターになるのかなというふうなことを思いますけれども、どのくらいの業者でいくらかかるか、見積もりとか検討されたのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 業者等につきましては、日本除雪機械製作所と県で指定している業者、またその代理店等へ問い合わせをしています。各社とも、現段階では安易には

見積もりは出せない、ご提示できないということでは言われています。おっしゃるとおり油圧機能、この部分、使っていないときには余裕がある。これも分かりますが、同時に使う場合も想定されます。そういった部分で、その能力が大丈夫なのか、安全が確保できるのか、これについては保証できかねるということをおっしゃっていますので、それ以上の見積もりのご提示はお願いできないところでございました。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） インターネットを調べると業者は出てきますので、もう少し検討されればと思います。メーカーサイドとしてみれば、新たに付けるとなると「どちらのせいだ、あちら」とかと言われるので、メーカーから直接聞くと「付けられない」というふうに答えるかもしれませんが、その辺は、使う側で責任を取るからということでやれば、技術的にはなると思います。ただ、お金的には、私も調べましたけれども、それなりにかかるなというふうに思いました。全路線とは言いませんけれども、東郷、横山、押切、各地区に1台くらいは徐々にそういうものも検討されていくべきかと思います。

また、除雪の中で一番、私のやった経験上ですけれども、朝は皆仕方なくいるんですけども、昼、圧雪になった場合に溶けた場合、雪を削って剥ぐという場合に、雪がゆるんで固まったものがごろごろとなって、それが家の前に置かれると、さすがにそれは個人のトラクターでは除雪できないかなというふうに思って丁寧にはやっています。その辺、時間を、私もやったことありますけれども、もう少し、剥ぎ取りするときには、そういう雪が固まって家の前に落ちるといった可能性が高いです。その固まった雪はとても個人で動かせるようなものではないので、時間的な余裕があればオペレーターはその辺はきちんとやると思うので、その剥ぎ取りの時間の余裕というふうな作業要領、この辺は検討すべきかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまおっしゃられたとおり、確かに濡れた雪、固められた雪、圧雪された雪、これを除雪していきますと寄せ雪自体も固い塊になるということは十分承知しております。この部分については、丁寧な対応をお願いするとともに、町としても、剥ぎ取るドーザーという機械、その後ろにロータリー除雪車などを配置しまして、なるべく置かないような形、許す限りそのような対応ができれば対応をとっているところでございます。また、なおより良い方法がないか、今後も考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 毎年除雪の時期になると、「家の前に置かれた」ということで苦情が来て、役場当局もその対応が大変かというふうに思います。中で、いい機械とタイミング、除雪の方法を見つけて、今後とも町民のために努力して行ってほしいということをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時50分)

- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 1時00分)
- 議 長（小林茂吉議員） 次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。
- 1 番（鈴木重行議員）

1. 子育て支援について	<p>1. 保育士の多忙化が全国的に問題となっています。本町における多忙化解消に向けた取組と、来年10月から予定される幼児教育・保育の無償化に伴う影響と対策について当局の考えを伺います。</p> <p>2. 働く女性が増えており、子育ての様々な申請の簡略化を望む声があります。政府が運営するマイナポータル「ぴったりサービス」を用いた児童手当等の届出への対応と、今後の有効利用策について考えを伺います。</p> <p>3. 学童保育所の利用希望者が大幅に増えているなか、支援員の確保が困難な状況にあると聞きます。町の学童保育所への支援の仕方について考えを伺います。</p> <p>4. 町内におけるファミリーサポートセンター事業の実施を望む声があります。地域での支え合いによる子育ては有意義なものと思いますが、考えを伺います。</p>
2. 安心・安全なまちづくりについて	<p>1. 町内において交通事故や空き巣の被害が発生していることから、商業地や産業団地、一部の町内会に属さない住宅団地周辺についても交通安全対策、防犯対策の強化を講ずるべきと思いますが、考えを伺います。</p> <p>2. 空き家の増加が懸念されています。三川町空家等対策計画の効果と、有効利用を含めた対策について所見を伺います。</p>

平成30年第8回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、子育て支援について。

三川町子ども子育て支援事業計画において、子育てするなら三川町と実感される施策の推進は理解できるものですが、核家族や若者世代の共稼ぎ世帯が増加しているのに伴い、低年齢児を中心とした保育ニーズの変化を感じます。より良い支援事業となるよう、次の点について伺います。

(1) 保育士の多忙化が全国的に問題になっています。本町における多忙化解消に向けた取り組みと、来年10月から予定される幼児教育・保育の無償化に伴う影響と対策について当局の考えを伺います。

(2) 働く女性が増えており、子育ての様々な申請の簡略化を望む声があります。政府が運営するマイナポータル「ぴったりサービス」を用いた児童手当等の届出への対応と、今後の有効利用策について考えを伺います。

(3) 学童保育所の利用希望者が大幅に増えている中、支援員の確保が困難な状況にあると聞きます。町の学童保育所への支援の仕方について考えを伺います。

(4) 町内におけるファミリーサポートセンター事業の実施を望む声があります。地域での支え合いによる子育ては有意義なものと思いますが、考えを伺います。

二つ目として、安心・安全なまちづくりについて。

(1) 町内において交通事故や空き巣の被害が発生していることから、商業地や産業団地、一部の町内会に属さない住宅団地周辺についても交通安全対策、防犯対策の強化を講ずるべきと思いますが、考えを伺います。

(2) 空き家の増加が懸念されています。三川町空家等対策計画の効果と、有効利用を含めた対策について所見を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、質問事項1の子育て支援について、1点目の保育士の多忙化解消に関するご質問ですが、議員のご質問のとおり、保育現場における保育士の多忙化が全国的な問題となっており、その要因としては、社会的な保育ニーズの高まりにより保育の低年齢化、長時間化が進むとともに、障がいをもつ園児の受け入れや、保護者に対する支援などが挙げられております。みかわ保育園でも午前8時30分から午後5時までの通常保育のほか、保育ニーズにより早朝保育、延長保育、土曜日希望保育を実施しているところであり、同様の状況にあるといえますが、本町におきましては、早朝、延長保育に係るパート職員の雇用や、保育士の加配、保育補助の配置を行いながら保育士の負担軽減に努めているところであり、また、保育室等の日常清掃や午睡時の布団整理の業務を外部委託するなど、保育士が保育に専念できる環境の改善にも取り組んでいるところであり、なお、幼稚園におきましても同様の対応を行っているところであり、

また、3歳から5歳児等に係る幼児教育・保育の無償化に伴う影響と対策につきましては、現在、国において、その制度内容について検討されているところではありますが、現時点の情報によりますと、保育園入園の認定基準の変更はされないようであり、年度途中からの制度実施ということから、無償化による保育園入園に与える影響は、平成32年度以降に出てくるものと見込まれます。

一方、4歳、5歳の幼稚園につきましては、本町では既に基本保育料の無償化を実施しているところであることから、影響は少ないものと考えております。

なお、今後とも制度に関する国からの情報の収集に努め、保育士の確保など適切に対応し

てまいりたいと考えております。

2点目のマイナポータル「ぴったりサービス」に関するご質問ですが、本町におきましても、利用者の利便性の向上を図るため、児童手当に係る事務手続きの一部業務をオンライン上で行うことのできるよう、現在、システムの改修等を進めているところであります。

このシステムについては、来年1月のサービス開始を目指しており、今後、対象業務の拡大なども含め子育てに関するワンストップサービスの充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

3点目の学童保育所への支援に関するご質問ですが、みかわ学童保育運営協議会への町の支援につきましては、人件費を含む運営費に対する補助金を交付しているところであります。そのような中、先般、みかわ学童保育所運営協議会から専任支援員を1名増員したい旨の申し出を受け、9月議会において補助金の補正予算措置をさせていただいたところであります。今般、その支援員の採用に至り、現在は、専任支援員4名で運営されているところであり、今後とも、良好な学童保育所の運営がなされるよう支援してまいりたいと考えております。

4点目のファミリーサポートセンター事業に関するご質問ですが、ファミリーサポートセンター事業は、仕事を持つ乳幼児や小学生等の保護者と地域住民が会員となり、子どもを預けたい方と預かってくれる方との援助活動について連絡、調整を行う事業であり、地域の方々の温かい気持ちにより成り立っているものであります。具体的には、保護者の就労中の保育園等への送迎や、放課後や急用の場合の子どもの預かりなどであります。

このファミリーサポートセンターは、庄内地方では鶴岡市、酒田市、庄内町に設置されておりますが、先進地事例では、国の補助を受けるための要件として50人以上の会員が必要なこと、会員内の預けたい方、預かってくれる方の数のバランスをとることが必要であるとされております。このようなことから、特に人口規模の小さい自治体ではハードルの高い事業であり、本町においては、定住自立圏形成協定による近隣市町のファミリーサポートサービスの利用が可能であることから、現時点では、本町でのファミリーサポートセンターの設置は考えていないところであります。

次に、質問事項2の安心・安全なまちづくりに関するご質問ですが、1点目の交通安全対策・防犯対策につきましては、本町における刑法犯等の認知状況を鶴岡警察署より情報提供いただく中で、個人情報保護の観点や徒に不安感を煽る恐れもあることから、詳細な内容を把握しづらい状況にあります。本町における侵入窃盗事件が今年は3件あり、その内2件については無施錠の窓から侵入し、金品を持ち去るという事案であったと伺っております。

このような事件の発生を受けて、三川駐在所にもお願いをし、日中夜間のパトロールの強化とともに、駐在所広報などにより情報を周知していただいているところではあります。まずは少しの時間の外出でも施錠する、車内などの目につくところに財布や貴重品を置かない、という基本的なことがらを意識していただきたいと考えているところであります。

また、交通安全対策に関しまして、みかわ産業団地への進出企業に対しましては、車両の

出入り口が通学路に面している場合、特に、交通安全対策の徹底についてお願いしてきたところであり、今後立地する事業者に対しましても、同様に安全対策の徹底をお願いしてまいりたいと考えており、このほかの商業地や住宅団地においても、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の空家等対策計画の効果と、有効利用を含めた対策についてのご質問ですが、本町の空家等対策計画については昨年度に策定し、空き家等に関する方針を定め、空き家の解体を促進するとともに、管理の行き届かない空き家等の増加を抑制することにより、住民の安全・安心の確保と生活環境の保全に努めているところであります。

この計画において、老朽危険空き家については、本年度に強化した支援制度により解体の促進を図ったところであります。

また、有効利用可能な空き家につきましては、空き家バンク制度の活用による移住定住等の促進に努めるとともに、住まいづくり支援事業による、空き家のリフォームに対する支援についても実施しているところであります。

今後とも、現計画の推進とともに、新たな対策や、空き家の有効利用について検討してまいりたいと考えております。

以上答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 順を追って再質問させていただきたいと思っております。

初めに、保育士の多忙化についてであります。全国的に保育士が不足する中、その確保というものが難しくなっているということでありまして、本町においても、採用された保育士には末永く勤務していただきたいと思っております。多忙化が早期退職や健康障害に繋がる要因となりかねますので、対策は必要なのかと感じております。

改めまして、多忙化の要因についてお伺いしたいと思いますけれども、ただいまの答弁にもありましたパート職員の雇用や清掃業務の委託など、負担軽減に取り組んでいるということでありました。夜、園の前を通りますと、園児が帰った後の教室や職員室で働く保育士を見受けます。保育の低年齢化や長時間化というものが多忙化の要因ということではありますけれども、職員数と仕事量のバランスについて現在どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいまご質問ありました保育士の多忙化の要因等に関するご質問であります。保育士が多忙化となっている要因としましては、ただいま町長が答弁で申し上げたように、低年齢化、保育時間の長時間化ということがありますが、さらに、保育園に発達障害等を含めた障害を持つ子どもも多少なりとも入ってきております。そういった子どもたちに目をかけていかなければならないというようなことも要因の一つかとは思いますが。

そういった状況の中、保育士は子どもたちを見ている間、事務的な仕事はできない状況にあり、たとえお昼寝、午睡中であっても、なかなか寝付けない子どもがいれば、保育士がそ

の子に対応しなければならないという状況があり、そういった空き時間もなかなか取りにくいという状況にあります。そのため、どうしても子どもたちが帰った後に事務の仕事をしなければならないというような状況があり、これについては、みかわ保育園のみならず、全国の保育士の同様の課題であるというふうには認識しております。

また、答弁にもありましたように、そういった保育に厚く手当をしなければならない部分につきましては、園の現場サイドと協議をしながら、必要な保育士の確保に努めている状況であります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） ただいまの答弁の中に、発達障害の園児たちが増えてきておられると、その世話ということで手がかかるといことがありました。また、園児がいるときのお仕事と帰ってからでないとできない仕事があるということで、多忙化に繋がっているということでありました。

また、園に行ってお話を伺ってみますと、年中、行事、イベント等が続いてありまして、その準備等もかなりの負担になっているということでありました。現在、職員の配置等によりましては、児童福祉施設最低基準という法律に従って保育士の人員が定められているというようなことであります。あくまでも最低基準であることから、現場では手が回らないといったような状態になることもあるそうです。先程ありました、近年増えていると聞いています、いわゆるグレーゾーンと言われる園児の方々、特別な支援が必要な園児が増えているということもありまして、そんな方を支援するような支援員、また、事務補助的な職員の配置等も有効なのではないかと思っておりますけれども、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ご質問がありました、支援を要する子に対しての保育士の配置については、現在適切に行っているつもりではありますが、なお現場の方と精査をしながら、その対応にあたっていきたいと考えているところでありました。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 町の正職員の方々の人数は定員適正化計画といった中で限られているということで、正職員の保育士たちを増やすのはなかなか困難なのかと思うところがあります。限られた人数の中で仕事をこなしていくということでは、それぞれ個々のスキルアップといったものも有効かと思っております。保育士のキャリアアップ研修への取り組みについて考えを伺いたいのですが、厚生労働省が実施しております保育士等キャリアアップ研修というものを受講して副主任保育士、また、専門リーダーや職務分野別リーダーを養成する事業があるそうです。本町では、そういったものへの取り組みは行っていないのか考えをお聞きます。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ご質問がありました国のキャリアアップ研修制度、こちらについて、現在町の方では取り組んでいないところがあります。ただ、町独自の研修制度など、また、県の方で開催します研修会等につきましては、保育士が交代で参加するように努めて

いるところであり、こういった研修を通し、保育士の資質向上を図っているところでもあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ただいまのキャリアアップ研修ではありますけれども、中堅の職員、勤務して7年以上の職員の方を対象とした研修でありまして、受講はかなりの研修時間が必要になるのかとは思いますが、一つのスキルアップが園全体の保育の向上といったものに繋がっていくのではないかと思います。

また、女性が多い職場ということで、独特の人間関係の悩み、悩んでいる職員の方が多いと聞きます。そういった中堅の職員の方から、一保育士ではなく若手とベテランを繋ぐような役割をしていただいて、保育士の関係性、また、指導者として活躍できるよう対応をいただければと思うところでもあります。

次に、幼児教育の保育の無償化についてであります。現在4、5歳については無償化が行われているということで、あまり影響はないのではないかなというようにお話だったと思います。この対象となるものが延長保育、また、一時預かりも無償の対象になるのではないかなというように出ています。現在、財源を含めまして政府では調整中ということではありますけれども、やはりその無償化に伴い、早朝から、また、延長での保育希望者が増えるのではないかな、また、一時預かりを望む方が多くなっていくのではないかなということから保育士の不足等、考えられるわけですが、そういった部分に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ご質問がありました幼児教育、保育の無償化につきましては、議員がおっしゃるとおり、現在国の方でその制度の内容を検討しているところでもあります。今回の無償化の対象としましては、通常保育の部分が無償の対象となっているようであります。延長保育、早朝保育、こちらは対象外というふうに現在国の方では考えているようであります。

また、財源の部分であります。こちらも現在国の方で財源をどのようにするか検討していることではあります。三川町におきまして、保育園の保育料収入、29年度の決算では3,700万を超える金額が収入として入っております。こちらの部分がなくなるということであれば、この財源をどのようにするのか。一部新聞報道によりますと、初年度となる31年の10月以降については国で全額見るといような報道もされておりますが、この辺の今後の推移を見守りたいというふうに思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 延長保育、一時預かりは対象外ということで、私の誤った認識だったのかなと思います。

先程答弁の中に、無償化の影響は32年度以降から出てくるのではないかなというように答弁がありました。ただいまの答弁では3,700万円の収入見込みがなくなるということでしたけれども、先程の最初の答弁の32年度以降に予想される影響といったものは費用的

な面なのか、それとも、さらにまた別の件での影響を考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 保育料無償化によります影響としまして、32年度以降に出てくるというふうな答弁をしているところでありますが、これにつきましては、議員がおっしゃるとおり、まずは保育料の部分であります。32年度以降の部分について、現在国がその検討をしているところであります、仮に自治体の負担も出てくるということになれば、町の財政に大きく影響が出てくるというふうに見ております。

また、3歳児の現在の入園状況を見ますと、全員が入園しているという状況にはありません。家庭で保育できる環境にある世帯については、入園規程によりまして入園できない状況になっておりますが、この無償化されるということに伴い、どれだけ多くの世帯が保育園入園に変更してくるか、この辺が少し見込めないところではあります、制度自体大きく変わるわけではありませんので、保育できる環境にいない世帯のみがどれだけ増えるかという部分であります、これらの影響について、32年度以降にいくらか出てくるという見込みを立てているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） なかなか公立の幼稚園、保育園というものは自治体での負担というものが現在迫られているというような事態のようでありまして、財源確保等、また、園児の増加による待機児童等のないような対応を早めにお聞きしたいと思います。

次のびったりサービスということでご質問させていただきたいと思っております。子育てワンストップサービスであります、政府が運営しておりますマイナポータルというもので、昨年10月から開始されております。役所に出向くことなく、パソコンやスマートフォンから児童手当、児童扶養手当、保育関係、母子保健に関わる手続きの電子申請が可能となるサービスであります。通常、子育てサービスを受けるには、住民票の写しや課税証明書など様々な添付書類と申請書の提出が必要となりますけれども、このマイナポータルを活用しますと、手続きに必要な添付書類も省略でき、行政手続きの簡素化が期待できるものかと思っております。利用にはマイナンバーカード及びICカードリーダーが必要になってくるのかと思っておりますけれども、来年1月からの運用を目指すということで、その辺の周知の仕方について、子育て世代にはどのように周知していこうとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 今回、町が1月から予定しておりますワンストップサービスに関しましては、児童手当に係る業務のうち5業務を予定しているところでございます。ただ、この5業務につきましては、全員が対象となるといったものではありませんので、こういった今回の業務に関しましては、個別のお知らせとか、そういった類のものではなくて、ホームページ等でお知らせしていきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 共稼ぎに伴いまして、働く女性の方が増えてきているということで、

申請の際、役所に出向いてというのが、会社を休んで届けなければならないというようなことで、このぴったりサービスというものは、自宅にいながらにして登録、申請、手続きができるということで、働く女性からは期待が持てるサービスだったのかと思いますけれども、ただいま説明にありました五つのサービスというものが電子署名のいらぬことなのかどうかということで、いらぬとすればマイナンバーカードもICカードリーダーもいらなくなるんだと思いますけれども、それだと、この機能の半分しか使わないで終わってしまうようなことも考えられますけれども、ただいまの五つのサービスといったものはどのようなものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 今回予定しております5業務につきましては、いずれも児童手当に関する業務でありますけれども、未支払いの児童手当等の請求、児童手当等に係る寄付の申し出、受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等の申し出、児童手当等に係る寄付変更等の申し出、それから、受給資格者の申し出による学校給食費等の徴収等の変更等の申し出といった5業務に限ってのサービスのスタートの開始ということでありまして、今後その他の業務につきましても拡大を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 今後機能を拡充していくというようなお話でありました。一番お願いしたいのが、児童手当の継続申請、現況届と妊娠の届け出は自宅にいながらにしてできるようになればいいのかと思います。整備の進め方について、よろしくお聞きしたいと思います。

次に、学童保育所への支援の仕方についてであります。先程、同僚議員から運営方法、また、利用料金についてかなり詳しく質問がありましたので、重複しないようにしたいと思います。

先程もありましたけれども、来年度の利用申し込みが、長期も含めまして92名ということで、今年度は82名、2年前は60名というような利用者の人数であったと思います。人数の増加に伴いまして、これまでは1クラスで対応してきましたけれども、法律等の関係で、来年度からは2クラスでの保育となることで、体制が大きく変わろうとしています。運営協議会では、学童保育の充実を目指しまして、利用料金の値上げやパート職員の増員などを検討しているということでありました。町の支援の仕方ということについてでありますけれども、学童保育所においても特別な支援が必要な児童、いわゆるグレーゾーンと言われるような児童の入園、入所について、大きな負担になっているということでありました。少し前のデータになりますが、文部科学省の調べでは、公立小学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的な支援を必要とする児童というものが6.5%いるそうでありまして、これは15人に1人の割合でありまして、どこのクラスにも1人ないし2人のそういった児童がおるのかなと思います。今年度から、学童保育所にもそういった児童が入っておられまして、結構大きな負担になっているということで、保育士の増員等、パートも含めてですが、支援員の増員が必要とされているということでありました。小学校には町の方からも

支援員といった方が派遣されておりまして、大変助かっていると聞いております。学童保育所へは、そういった支援員の方の派遣等はできないのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 障害等を持つ児童への支援ということでありました。

ただいま鈴木議員からもお話あったように、31年度みかわ学童保育所では、2クラスでの運営というのを現在検討しているようであります。これにつきましては、町の方にも事前に打診があり、来年度、31年度の町の予算要求に向けて現在その精査をしているところであります。その中で、当然2クラスとなりますと支援員、またはパートの職員が多く必要であるというようなことで、現在、各クラス4名体制というのを運営協議会の方では考えているようであります。

ただし、これにつきましては、町からの補助金にも関わりますし、保育料について、来年度から保護者が値上げの方向で決定したようではありますが、当然その全体に係る運営経費に関わってきます。そういったことも、今後、学童保育所運営協議会の方と協議をしながら対応を考えていきたいと思っております。その中で、支援が必要な子の数が多くて、どうしても人手が必要であるということであれば、適切な対応をとっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 支援が必要な児童を確認して補助を行うというようなことだったと思います。

先程も利用料について様々質疑があったと思います。町からの補助金というなお話もあったわけですが、町からの補助金の額が分からないと利用料の算定ができないといったこともありました。秋口の利用希望者説明会の中では、暫定的な利用料金というものを提示して保護者の方には説明していた経過があると思っておりますけれども、運営費の半額が町からの補助金ということで運営していると思っております。町には十分頼って運営している施設なんだとは思いますが、その補助金の提示をもっと早くできないか、秋口にはできないのか。予算の関係というものも分かりますけれども、利用希望者の数が分かった時点で、町からの補助というものは出てこないのかどうかと思うんですけれども、その辺、支援を行うという観点で考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 学童保育運営協議会の方には、確かに年間かかる経費のおよそ半分以上になりますか、町の方で補助をしているところであります。議員ご質問のように、来年度に向けた児童の数がある程度判明した時点であれば、町からの補助金については、町の規程に沿って算定することはできるんですが、最終的には学童保育所の運営費として、どのくらい見込まれるのか。これがはっきりしないと、町からの補助金額の算定もしにくいという状況であり、早めに学童保育所運営協議会の方に町の補助金額を提示できれば運営もしやすいというのは十分理解できますので、今後、運営協議会の方とその対応について話をしながら、対応にあたっていきたいというふうに思います。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 利用希望者への説明会があったのちに取りまとめをするものですから、なかなか次年度の利用者というものは出せないのかなというようなことであります。前年度の利用料金を維持していけるほどの支援が行われれば説明もしやすくなるのかと思うところであります。

次のファミリーサポート事業についてお聞きしたいと思います。近隣の市町の事業を利用させていただくということで、町独自の設置は考えていないというようなことだったと思います。最近の保育ニーズについて、どのように捉えているかお聞きしたいと思います。転入してきた若い家族にとっては、身内が近くにおらず頼れるところが少ないために不安を感じていると聞きます。三川町を選んで暮らしてくれている転入してきた家族への支援としてどのようにお考えか、見解をお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 転入してきた方の保育ニーズということでご質問ですが、なかなか1件1件の方からニーズを調査することが難しい状況であり、こと機会あるごとに、町ではそういった子育て世代の方々との話し合いを持つ機会があれば、そういった場でニーズを聞き取りしたいとは考えているところであり、また、これまで三川町が子育てに関する各種サービスを行っているわけですが、それらについて、広報誌なり、町のホームページなり、一応周知をしておりますので、そういった周知で転入者の方からどういったサービスがあるのか把握をしていただければと思っております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） ファミリーサポート事業ですけれども、先程の答弁にありました、50人以上の会員が必要であるということで、人口規模の小さい自治体では設置は難しいということだったと思います。本町におきまして、学童保育の利用者が80名ほどおります。来年度の希望者は90名を超えているということでありました。先日、学童保育所の運営協議会に同席させていただきましたけれども、小学校が台風などの悪天候や地震などで休校になった際、学童保育所も危険回避のために閉所する件が検討されました。その際ですけれども、やはり共稼ぎで両親が対応できないため、送迎や児童の居場所が課題となりました。学童を利用するほとんどの家族がファミリーサポート事業を望んでいるのではないかと思います。ニーズはなかなか調査しきれないというようなことも今言われたかと思えます。もし聞くとなればですけれども、経験者、また、現在悩んでいる保護者の方々から聞ければ一番いいのかと思えます。子育て世代や子育てが終わった世代の方々に、本町での子育てにおける苦労や改善策についてアンケート等調査を行って、潜在的な本町の子育てニーズを把握するべきではないかと思えますけれども、その辺についてはいかががお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 子育てニーズの把握の仕方として、いろいろアンケート調査なり、確かにそういった手法で集めることはできるかとは思いますが、町としては、新たな総合計画を今後取りまとめていくわけでありましたので、それらの計画の中にも当然住民ニー

ズを盛り込んでいく必要があろうかとも思います。そういった機会を利用しながら、子育てに関する世帯のニーズの把握等に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひ保育のニーズなどは、時勢に合わせた対応をお願いしたいと思っております。

これまでの子育て支援策や移住定住促進策におきまして、三川町、住民は若干の減少にとどまっております、合計特殊出生率も平成28年度におきましては2.11と県内でもトップ、近年は高水準で経過しております。

しかしですけれども、転入してきた保護者の方々からは「子育ての町だと聞いて三川町に来たのに」という残念な声も聞く機会が増えたように思います。近隣市町に先駆けまして様々な子育て支援策が行われてまいりました。その効果のおかげで転入者が増えているのかと思いますけれども、最近他市の市町でも同様の支援を行うことから、独自性が失われてきたように思います。やはり「子育てするなら三川町」と実感してもらえるような、また、「三川町に住んで良かった」と思ってもらえるようなまちづくりを実践するべきと考えます。子育て世代のニーズに合わせた支援が人口増加、また、町の発展へと繋がるものと思っておりますので、対応をお願いしたいと思います。

続きまして、安心・安全なまちづくりについてお聞きしたいと思います。様々な防犯対策等を行っているというような答弁がありました。交通安全対策として、商業施設周辺の状況についてどのようなお考えかお聞きしたいと思います。イオン周辺の開発から17年を迎えました本年ですけれども、2件の重大事故が発生しております。商業施設周辺の週末、また、夜間の道路や歩行者の状況というものをどのように把握しているか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま質問ありましたとおり、商業施設周辺で、今年に入ってから2件の重大事故というような形で、横断者が巻き込まれる事故でございました。それ以外にも、国道7号三川バイパスがその西側を走っておりますので、そういった車両同士の事故、さらには、商業施設内での物損事故が非常に増えているというふうに話を聞いております。交通事故の状況を見ても、鶴岡地区全体では昨年よりも1割ほど交通事故件数が減っておりますけれども、三川町においては、逆に2割増えているというような現状もございます。これについては、物損事故でございますので、人身までに至らない、先程申し上げた商業施設内の風にドアが煽られて損傷したとか、そういったものが非常に多いというふうには聞いております。この商業施設、夜間、それから日中の移動につきましては、特に猪子町内会、猪子集落の方から商業施設の方へ横断する町民の方もやはりいらっしゃいますので、先程の事故につきましては、そういった方が巻き添えになったという形に受けとめております。今後その対策といたしましては、県道管理者、あるいは警察署、公安委員会の方にもお願いしております、特に事故のあったところについては、横断歩道の設置をこれまでもお願いしてまいりましたが、今般、警察の方から、その横断歩道の新設が報告されたところでございます。それに合わせて、町としても、どんな対策ができるのか、さらに商業者、その管理者

に対しましても、商業地の自己所有地からの交通安全についての対策をともに練っていく必要があろうと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 事故箇所は危険だというような認識があったものかと思います。対策がとられる前に事故が発生してしまったということで、非常に遺憾に思うところでありますけれども、これまでも地元関係団体、また、その道路環境を危険に思った保護者等から三川町のPTA連合会などを通して、様々町へも防犯灯の設置や横断歩道の設置、道路環境の整備といったものは継続してお願いしてきたようでありました。残念ながら対策はとられなかったわけですが、こういった町に上がってきた要望書といったものを、これまでどのように対策がとられてきたのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） PTA連合会の要望に関しましては、教育委員会が窓口になりまして、それぞれ担当する所管課の方にその問題が回ってまいります。それに対して、どのような対策をするのか、現状について、また、PTA連合会の方にお答えをいたしまして、できることから改善をしてきたというのが現状でございます。特にPTA連合会からの要望に関しましても、過去数年前までは秋以降にその要望を受け取りまして対応していたのですが、県道管理者、あるいは国道管理者との話し合いの中で、特に通学路安全プログラムを出す前にすることによって、より効果的な対応ができるというような話もございましたので、それに合わせて、PTA連合会の方にも要望時期を早めていただいた経過もございます。そうしたことから、今回補正予算にもありましたけれども、電力柱がないために防犯灯ができないところについては、新たなモデル事業等を活用しながら、その改善をしていきたい。あるいは、横断歩道等につきましても、薄れてきた箇所については警察の方をお願いをしまして、ただ、これについても、やはり県全体のボリュームもありますので、順次それぞれ対応していくという話を伺っておりますが、必要な箇所については強く要望してきたところでございます。PTA連合会の方からの要望については、様々なものが出ておまして、物理的にできないもの、あるいはそのPTA連合会保護者、あるいは児童が自ら方法を変えることでの対応もあるかというふうに話をしておりますので、今後ともそういった姿勢、あるいは対応を続けてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） やはり保護者の方、また、児童が危険を感じての要望書となると思います。速やかな対応ができるように対策をお願いしたいと思います。また、道路管理者が県であるということで、私たち議会からも管理者であります県職員との懇談会の中で、当該箇所については継続してお願いしてきたわけでありまして、なかなか対策がとられなかったということで非常に残念に思うところであります。

町道に関してでありますけれども、町道路面には様々交通安全標識、また、センターライン、路側帯、また、止まれ標識などがあります。また、自主規制といった看板によって規制がされている交差点もあるわけですが、そういった基準について、また、その点検

についてどのように行っているかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 交通安全系に関わる道路環境施設の管理及びその維持というご質問内容でございました。道路施設における路側帯と、また、止まれだとかといった標示、これにつきましては、道路交通法及び道路法、二つの法律によって設置基準が定められております。道路管理者といたしましては、道路法に基づく施設の設置、センターライン区画線、こういったものを設置することとなっております。これにつきましては、年2回、また、道路パトロール時に状況の点検をし、随時対応しているところでございます。また、その時点で発見されました、止まれの標示が薄かったりだとか、こういったものにつきましては、当該する鶴岡警察署担当課の方へご連絡を差し上げ、見ていただくような対応をとっております。

今1点、自主規制という部分でございました。この自主規制につきましては、開発当時、開発者により当時の公安委員会と協議をして設置されたものと思われまます。この設置につきましては、本来、今現在では設置させないという形で公安委員会は動いているようです。消すようにというような指示も受けた場合がございます。この部分で、やはり法に則った規制が大前提でございますので、それに基づいた管理をしていかなければならないのかなと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 町道による自主規制はできないと受け取って良かったのかと思えます。商業施設、また、今度新たに産業団地には大きな倉庫が建設されるということで、ますます町道を通っての交通量が増えてくるのかと思えます。自主規制はできないということでもありますけれども、事故発生を示す注意喚起のような立て看板といったものは有効なのではないかと思えますし、町道の中には歩道も横断歩道もないというようなところもあります。再発を防止する対策が必要かと思えますけれども、何か手立て等を考えておられるか。

また、具体的に言えば、青山のB線になってくると思えます。大きな道路と交差の部分、何も今のところは規制がないわけでありまますけれども、今後どのような安全対策をとられる予定なのか、もしあればお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 町道の方の安全対策という部分でございます。議員おっしゃられるとおり、やはり大型車が通れば大変危険な状況になるということでございます。この交差点を作るにあたっては、当該公安委員会と協議を重ねて、その中で設置をしておるところとなっております。また、それに向けて、有効的なものがあれば今後とも当該公安委員会と協議をしながら進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 今後ますます交通量増加されると思えます。産業団地、また商業施設、新たな住宅団地等含めまして、現場、現状を確認して対策を施していただきたいと思うところであります。

最後に、空き家対策についてお伺いします。昨年9月ですか、空き家対策として有効利用等が図れるというようなことだったと思います。現在の空き家の状態ですけれども、町内における空き家の状況、増加傾向にあるとは思いますが、何件ぐらいあるか。また、その中の特定空き家と言われる危険なものに対してどのぐらいあるか。お分かりになればお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 空き家に関してのご質問でございます。町内における空き家の数ということでございますが、平成27年度に状況調査をして、なお、それ以降、状況を踏まえながら検討しているところでございます。結果につきましては、ホームページ等にも載せてございますが、町内にある住宅に関わる空き家、これについては、現在123件と把握しておるところでございます。その中において、特に危険と言われる部分、これについては11件あると認識しております。ただ、調査時点から状況が変わっておりますので、また再度調査も必要かと思っておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 平成27年度の調査結果ということでありました。またそれから状況が変わっているということでありましたけれども、調査の仕方について、どのようになっているのかということをお聞きしたいわけでありまして、その前に1点、空き家が発生した状況はどのように把握しているとするのかということをお聞きしたいと思います。町内会長、町内会に依頼してあるのか、民生委員に依頼するという手もあるのかと思いますけれども、その辺どのようになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 空き家の方の戸数の確認の状況ということで捉えてお話しさせていただきます。

まず初めに、空き家の定義なんですが、空き家の定義といたしまして、空き家対策など、推進に関する特別措置法の中において国土交通省が規定しておるところです。その規定をお話申し上げますと、1年間この空き家と言われる施設に出入り、もしくは管理していなかった、これがあれば空き家ということの定義のようでございます。非常に曖昧な部分がございます。こういったことも踏まえて、空き家の把握というのは非常に難しいところとなっております。平成27年度につきましては、職員のパトロール、監視及び「空き家ですか」ということを町内会長へ問い合わせをし、それで、空き家のある程度数を特定し、その空き家と思われる方々に対して、使用状況、利用状況を調査したのち、空き家を推計したというところになっているところでございます。この方法について、その当時この方法が最良ということで判断されたと思いますが、今後なお、その調査について、より良い方法がないか検証してまいりたいと考えておるところです。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 空き家になりますと、建物の倒壊とか火災発生の危険性、また、犯罪の温床となる恐れがあります。安心・安全の面からは大きな社会問題でありまして、その

解決に向けて対策が求められているということでありました。空き家になったことを早急に把握することが、危険空き家になるのを防ぐような手立てかと思えます。お住まいの方が元気なうちに、将来的にどうするのかといったものを把握しておけば、空き家になった場合の対応の仕方というものが速やかにとられるのではないかと思います。新たな手法を検討するというような答弁もありましたので、今後とも空き家、危険なことのないように対策をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で1番、鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 2時01分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

○議 長（小林茂吉議員） 次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○5 番（志田徳久議員）

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 31年度の予算編成について  | 1. 来年、10月に消費税が10%になる予定ですがその影響と事業の対応は。また、政府は、消費増税に備えた経済対策として「プレミアム商品券」発行を検討しているがその対応は。<br><br>2. 人口減少や少子化の進行に歯止めをかける方策は。<br><br>3. 「第3次三川町総合計画」を31年度はどの分野を重点に進める考えか。 |
| 2. 安全・安心の町づくりについて | 1. 交通安全の方策として、横断歩道、設置の際は歩道予告も同時に設置すべきと思うが、その考えは。<br><br>2. 通学路・住宅地・農地のそばにある用水路の安全対策は。<br><br>3. 冬季間の除雪対策において、住宅開発等により、除雪区域が増えていると思われるが、通勤・通学時間帯への対応は。               |
| 3. 交流人口拡大策について    | 1. 新潟・庄内エリアにおけるデスティネーションキャンペーンの対策の考えは。<br><br>2. 「ふるさと応援寄附金」の返礼として農作業体験を取り入れる考えは。   |

4. 「三川町総合計画」について 1. 33年度を初年度とする「第4次三川町総合計画」の策定と長期展望は。

平成30年第8回議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、31年度予算編成についてであります。

来年、10月に消費税が10%になる予定ですがその影響と事業の対応を伺います。また、政府は、消費税増税に備えた経済対策として「プレミアム商品券」発行を検討しています。その対応策を伺います。

人口減少や少子化の進行に歯止めをかける方策の考えを伺います。

「第3次三川町総合計画」を31年度はどの分野を重点に進める考えかを伺います。

次に、安全・安心の町づくりについてであります。

交通安全の方策として、横断歩道、設置の際には横断歩道予告も同時に設置すべきと思うが、その考えを伺います。

通学路・住宅地・農地のそばにある用水路の安全対策を伺います。

冬季間の除雪対策において、住宅開発等により、除雪区域が増えていると思われませんが、通勤・通学時間帯への対応策を伺います。

新潟・庄内エリアにおけるデスティネーションキャンペーンの対策を伺います。

「ふるさと応援寄附金」の返礼として農作業体験を取り入れる考えを伺います。

最後に、「三川町総合計画」についてです。

33年度を初年度とする「第4次三川町総合計画」の策定と長期展望を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、質問事項1の31年度予算編成に関するご質問ですが、1点目の消費税率の引上げに伴う影響といたしましては、課税対象となる需用費や委託料等の消費税額が増えることにより、歳出全体の増加が見込まれるとともに、幼児教育や保育の無償化などの国の施策による歳出の増加も考えられるところであります。

そうしたことから、平成31年度の予算編成にあたりましては、経常経費の抑制に努めるとともに、政策経費につきましても事業の緊急度・優先度等を考慮し、町総合計画の実施計画の見直しも含め、適切な予算編成を行ってまいりたいと考えております。

また、「プレミアム商品券」の発行につきましましては、先般、国において、来年10月の消費税増税に備えた経済対策として検討しているという報道があったところではありますが、その事業規模や対象者、実施時期等、詳細については検討の段階にあるということであり、今後、その内容が示された時点において適切に対応してまいりたいと考えております。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町におきましては、人口減少や少子化対応策として、「三川町まち・ひと・しごと創生

総合戦略」を策定し、その計画に基づきながら、子育て環境の充実をはじめとした各種施策を展開しているところであります。

これらの施策につきましては、継続して取り組むことにより、その効果がさらに発揮されていくものであることから、31年度の第3次三川町総合計画実施計画につきましても、総合戦略に掲げております各種施策を重点的に進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の安全・安心の町づくりに関するご質問であります。1点目の横断歩道の安全対策に係る予告表示につきましては、信号の無い横断歩道の場合、50メートル手前から道路の路面に予告標示をする方法がありますが、鶴岡警察署からの情報によれば、このたび横断歩道の新設が認められた県道小浜猪子線のイオン東側においては、横断歩道の手前にダイヤ形の予告標示を塗布し、運転者に注意喚起していくと伺っているところであります。

2点目の、通学路・住宅地・農地そばの用水路の安全対策に関するご質問であります。このことにつきましては、従前より町内会や学校、PTA等の要望に応え、その安全対策に努めてきたところであり、今後におきましても土地改良区など農業団体等関係機関との連携により対策を講じてまいりたいと考えております。

3点目の、冬季間の除雪対策に関するご質問であります。近年の住宅地開発等により、除雪対象路線は増えてきており、現在の町の開発の状況から、今後もその傾向が続くものと考えております。

除雪作業にかかる時間については、降雪量により違いが出るところではありますが、通勤・通学時間帯までにその作業を終えるためには、1台あたりの作業量も限られることから、効率性や体制の見直しが求められるところであり、今後においても、除雪対象路線や除雪作業車両の配置、車両の増強について検討し、特に、通勤・通学等の交通確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、質問項目3の交流人口拡大策について、1点目の、新潟・庄内エリアにおけるdestinationキャンペーンに関するご質問であります。このキャンペーンは、名称にありますように、新潟県と山形県庄内地域の自治体、観光関係団体等がJR東日本と一体的に誘客を図るものであります。本町においては、庄内観光コンベンション協会での広域活動に加わりながら観光PRを実施しているところであり、引き続き更なる情報発信に努め、なの花温泉田田や宿泊施設、飲食店、産直施設などへの誘客につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の、「ふるさと応援寄附金」の返礼としての農業体験に関するご質問であります。町の返礼品の中心が「米」であることもあり、一時期、農業者の企画で農業体験をいれたオーナー制という返礼品を提供しておりましたが、希望者が全くなかったことから、現在は農作業体験に係る返礼は行っていないところであります。今後とも、より多くの方々の応援につながる返礼品について検討してまいりたいと考えております。

次に、「三川町総合計画」に関するご質問であります。現在の第3次三川町総合計画につきましては、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とし、施策の大綱

を定めた「基本構想」、基本的な施策を示した「基本計画」、さらに毎年度調整する「実施計画」により構成され、それぞれの基本目標実現のため、各種施策を積極的に展開しているところであります。

進行する少子高齢・人口減少社会において、今後も、教育・福祉サービスの充実、産業の振興、生活環境基盤の整備など多くの課題に対応しながら、町民一人ひとりが豊かさを実感できる地域社会の実現に向けて、引き続き取り組んでいくことが重要なことであります。

そのためには、まちづくりに関する長期の目標を定め、効果的な施策を計画的に推進していく必要があります。次期総合計画につきましても、これまでのまちづくりを継承、発展させていくとともに、時代に対応した豊かな社会の構築を目指し、策定に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 初めに、来年度の予算編成についてであります。プレミアム商品券発行、まだ国では詳しいことがないというふうなことで、案では低所得者、あるいは0歳から2歳までというような案もいろいろありますけれども、これ、確か西暦2015年度では地方交付税をもとにプレミアム商品券を発行したというような記憶がありますけれども、もし発行となれば、30年度は発行しませんでしたけれども、三川町は今まで商工会等から、独自でプレミアム商品券、誘致企業優遇のためにも31年度出してはという意見もあります。これに三川町独自の上乗せを行う考えの方向を伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今、国の方で、政府の方で検討されている消費税が10%になることによる景気の下支えという対策についてのプレミアム商品券発行业務でございます。これにつきまして、ご質問にあったとおり、これまでの形とは違って、対象者が制約を受けるというような内容で検討されているようでございます。これについては、答弁にあったとおり、詳細がまだ明らかにされておきませんので、その明らかになった段階で検討し、判断をしてまいるところでございますが、町独自のものも必要かどうか、やるかどうかという部分も合わせて、詳細が明確になった時点での検討とすることと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今言われたとおり、対象者は限定的というような予測もありますが、ただ、今回この場合、明らかに低所得者になることになりますと、この商品券を持った人が低所得者だというような認識のされ方もいたします。やはりそれらの緩和のためというか、自由にもっと多くの人たちがこの商品券を活用するためにも、三川独自の商品券を上乗せすれば利用が拡大するのではないかというような考えでありますので、これは提言にしたいと思います。

あと、消費税増税の10%上がる10月まで国は法人税を、今までは人口、あるいは従業員の数をもって各都道府県に配布されておりましたけれども、来年の10月まで人口で再配分するというような考えがあります。あるいは、これを、それ以降も恒久的にやるかという

意見もありますが、まず10%上がるまでそういう考えがあるようですので、三川町としては、いろいろ企業誘致はやっておりますけれども、私の感覚では、大企業というものはないと捉えておりますが、三川町にとっては、どちらの方が有利と受けとめているのか。例えば、東京都の場合は、1人当たりの法人税の税収が奈良県の6倍もあるというような偏りが示されております。三川町の場合はどう捉えているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 法人税に関するご質問でございました。まず法人税につきましては、基本的に資本金等の額、また、収益になるわけでございますけれども、収益が事業員数全体を各自治体、各市区町村の区分に従って割り返した部分が現在配分というか、申告になってくるわけでございます。それが、来年10月1日の消費税引き上げ時点についてということでございますけれども、詳細まだ見えてない部分がございますので、そういった部分で、こちらとしては、ここでコメントをするのもというところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） というような、今課長から説明あったものは、今まで従業員数を基準に配布しているわけですが、一旦国が徴収して、企業の従業員数も含めた企業の実態に合わせて配分しているわけですが、これを人口だけで再配分しようと、先程言ったとおり、10%の消費税増税、10月までに合わせてということで、地方に優遇しようという考えであります。それがまだ明確な答弁、考えが示されていないため、来年度予算に反映ということを見込んでいないのなら、答弁致しかねないということになるかと思いますので、もしあれば手を挙げてほしいと思います。

次にいきますけれども、商品券、ポイント還元というような話もありますけれども、ここで個人商店などでは、設備投資が必要になると予測されますが、それらに対する補助を町では考えているのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまご質問あった件につきましては、やはり商品券自体がペーパーで発行するのが一般的ですが、紙を使わずに今のポイントで商品券等を対応した場合について検討されているというのは承知しておりますが、そうした場合について、それを対応する商店の方が大変だろうと。再投資等必要になる場合もあるだろうと。それに対して町として支援する状況はあるかということによろしいですか。

今現在その内容について、先程と同様に詳細について明らかになっていないし、実際にそれを実施した場合に、町内商店がどういった状況になるかという部分についても今現在判断できませんので、明らかになった時点で検討、判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今、論議されている問題等もあって、なかなか結論は出ていないということですが、来年度予算のこともありましたので、関連して質問していたわけですが、今まで何回か国の政策のもとで商品券等や給付金を行ったわけですが、効

果がなかなか思ったほど上がってはいないという結果もありました。やはりそれを上げるためには、先程言ったとおり、町独自でも効果が上がるような方策がとれるのではないかと提言であります。

続いて、人口減少の問題の中で、今現在、私の認識が間違っていなければ、4月より妊婦に医療費が加算されました。これについて、町ではどういう対応をする考えか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今話題になっております妊婦加算に関するご質問かと思えます。しきりと話題になっておまして、その適用について、これから明確にするというようなことも今日の報道で出ているようでした。そういったことで、直接的には医療費に反映してくるわけでございます。各保険者、国保、各組合とか、政府管掌の協会けんぽ等の医療費の方に反映なり、なおかつ、本人の自己負担にも反映になるというふうに理解しておるところでございます。ただ、そういった、今だに議論されておる中で、さらに整理がされていくものというふうに理解しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 医師が妊婦への診察を尻込みするというので、そういうのを解消するというので、医療費を上げて診察してもらいやすくするというような方策のための医療費の加算であると私は理解しております。

町の場合、国保の分野が議論になろうと思えます。町では、今までお産の場合も国保の方で補助を出したりしております。前は、退院する前のお金とか、町の方であとで出すというようないろんな方策をとっております。町として、国保の場合、そういう加算の手立てをする考えがあるのか伺いたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今回の妊婦加算につきましては、各医療機関での診療に加算されるものでございます。お話の出産時の、現在国保で給付しております42万円の部分については、医療費とはまた別のところでの国保での支出ということで考えてございます。今回の妊婦加算の部分については、医療費という捉え方でございますので、通常の医療費と同様の取り扱いというふうに捉えておまして、その部分で増額、さらに、本人負担、一部負担金の増額というふうになろうと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私は、その42万円の例もありますので、国保として、今回の加算に助成等をする考えはないかという趣旨の質問をしたつもりでした。この治療後、妊娠していると分からなければ普通料金で、妊娠していると分かってから加算というような制度であります。やはり分かってからだ、軽い風邪等の治療も、ある一部の報道では困難になるというようなこともあります。やはり人口増加策で、安心して子が産めるような政策の中でも、やはり妊婦と分かった時点で、そういう手助けする方法もあるのではないかと伺います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 確か医療費、その部分が増額になります。国保の加入者であれば国保、また、協会けんぽ等の加入者であれば協会けんぽというふうに負担になるわけでございますけれども、その増額部分、すべて医療費としてレセプト、診療報酬の明細が作成されますので、どういった形で加算されているかというのは、そのレセプト全体を見ないと分からないわけでございます。そういったところで、補助という考え方をしますと、仮にですけれども、領収書等に明記されるのであれば、その領収書を持って補助というような施策もあり得るかというふうには考えられますけれども、まず現段階では、制度そのもののあり方がどのようになるかというところでの議論でございますので、そういった部分の経過等を見ていきたいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田議員に申し上げますが、31年度の予算編成についてという質問事項であります。そして、今質疑されております内容をお聞きしますと、これは通告にも詳細にもありません。そうした、いわゆる話題提供、情報提供に基づく質疑でなく、自らの通告に基づいた質問によろしく協力するようにお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 人口減少対策ということで、妊婦への対応を質問したつもりであります。その辺は理解願いたいと思います。私これは通告しております。

では、次に進みます。そういう理解ならば、進行の妨げとなると思いますので。

交通安全対策であります。歩道、この間、同僚議員も質問しましたがけれども、猪子地域、私9月に質問したときの答弁で、あの箇所はすでに横断歩道設置を要望していますという答弁でした。ところが、皮肉にも、また同じ場所で、今度もっと大きい事故が起きました。やはり後手後手、もっとも警察側か公安委員会か分かりませんが、道路維持管理者の対応もあろうかと思いますが、やはり住民が危険にさらされている箇所なら、もっと強く要望していくべきではないかと思われました。例えば、この間、本当に痛ましい事故があったために設置するというような情報も警察側から私にも入ってきましたけれども、そういう大きい事故が起こる前、そして、主要地方道の藤島由良線でも、横断歩道で横断していた中学生が重大事故に遭いました。これは、あのときは横断歩道だけあって、事故を起こした車にはブレーキ痕がなく、この生徒を40m車の下に引きずって、最初、目撃者等は「中学生の姿が見えない」ということで田んぼ等を探したら、車の下にいたというような事故で、大変痛ましい事故。その後、私も現場に行きましたけれども、幸いヘルメットを被っていたため、大きい事故でしたけれども一命はとりとめて、今まだ入院している状態です。引きずられたために、皮膚移植とか、やけどがありますので、そういうような大きな事故と。あそこにも、今あの事故起きてから、横断歩道ありますという標示がなされました。やはり横断歩道設置の場合、ああいう標示があることで、ドライバーに予告すればブレーキも踏んだらうしということでもあります。何ものなれば、横断歩道の近くにいかなければ、乗用車の荷台の運転席から見えないということもあると思います。本当に前は三角の標示が結構見られたんですが、最近少なくなってきたておりました。除雪で字が消えるというハンデも、この雪国はあろうかと思われませんが、やはり人命のためですので、横断歩道ありますというマークを徹底すべき

と思います。例えば、よく言うあすまだ通り道路、助川三本木線ですか、あそこ等を見ても、横断歩道あっても予告のないものが多くあります。やはりこういうものを同時に横断歩道を引き直す際、春とか引き直す際も、この予告のものも設置すべきと思いますが考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 質問にありました横断歩道の設置に関しまして、まず小浜猪子線につきましては、前もご指摘あり、PTA連合会、あるいは住民からも要望ありましたので、横断歩道の設置について、駐在所、警察署を通しまして要望をしてみました。この事故がある前には、町長自ら警察の方に出向きまして、直接要望をしていたところでございました。その後こういった事故が発生したということで、大変残念には感じております。ただいまありましたとおり、その場所については横断歩道を設置し、さらには、ダイヤ形、ひし形のマークを設置する。そして、さらには、道路標識が立ちますので、標識の上には赤色の回転灯も付けるという話もお伺いしております。

ただ、すべてがそういった対応になるのかと言いますと、やはり違うのは現実でございます。さらに、藤島由良線につきましては、いわゆる備中街道でございますけれども、朝の通勤時間帯の見通しのいい直線道路の事故だというふうに伺っております。そういった意味では、横断歩道あるなしに関わらず、まずは運転者が前方をきちんと注視して運転していれば防げた事故だと私は考えております。警察もそのように考えております。

ただ、実際に事故がありまして、その現場を見ると横断歩道がやはり薄くなっていましたので、今後同じようなことのないようにということで、県道の管理者が横断歩道の塗り直し、さらに、外側線の塗り直し、そして、異例ではありますけれども、横断者注意という路面標示を行ったというふうに伺っております。これがすべての箇所と同じようにできるかとなると、先程出ました町道助川三本木線においても、横断歩道が数多くございます。そういったものを対応できるかというような問題は当然あるかと思えます。

ただ、横断歩道の予告については、道路交通法で定められているのは、50m先、あるいは30m先にひし形のマークを付けるというような規定がございます。これは、基本的には見通しの悪い曲線部において、この先、見えにくいけれども横断歩道があるという注意喚起だというふうに設定されております。ですので、基本的に直線道路においては、運転者が前方注視して運転をし、横断歩道を認識するであろうという前提のもとに行っているところであります。

現在、助川三本木線の横山小学校の西側の道路につきましては、そのひし形のマークを付けております。ただ、警視庁が一昨年調査したところによりますと、運転者の7割は、そのひし形が何を意味しているのか分からないと答えております。そういった意味では、予告標示が横内・荒屋の場所においては、横断者注意と日本語で記載がありましたが、あの塗布量を見ますと、多くのところでできるものではないんだろうというふうに考えております。

ただ、交通事故を防ぐというのは当然のことでございますので、ご指摘ありましたとおり、今後その薄いところについては、町道管理者、そういったところの公安委員会との調整が出

てまいります。基本的には県の方に現在もお願いをしております。先程も申し上げましたが、順次そういった塗布をしておりますので、これからも強く要望してまいりたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） それで、今ドライバーの責任ということでもあります。やはり今、前も議会でも言いましたとおり、今横断歩道で歩道を渡ろうとしている者がいれば、ドライバーは車を停車しなければならないということでもあります。長野県が一番停まるというような結果もあります。山形県は、それよりずっと下の方の調査結果もあります。あるマスコミでは、ずっと歩道を見ていたら、何台も通ったのに停まる車がなかったという報道もありました。やはり町でも、交通安全上、横断歩道では人が立っていれば停まらなければならないという啓発活動が必要と思いますが、その考えはどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ご指摘のとおりと考えますので、今後啓発活動に努めてまいりたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 続きまして、用水路であります。国内には、農業用水路が総延長で40万キロメートルということで、地球の10周分に相当する用水路があると。その他に工業用水路もあるということでもあります。用水路の水がいくら浅くても溺れ死ぬというような報告もあります。これは今後、溺れ死ぬということも溺死と言いますけれども、この溺死になる、例えば、増水時、この辺で言えば、農業用地が水を必要として水量が大きいときに危ないのは当然であります。やはり水量が7cmでも水を吸って溺死するという報告、この用水路によって年100人以上が死亡しているという報告であります。やはり今三川町、東郷地区でも痛ましい事故がありましたけれども、三川町においても、やはり用水路が多くあります。と同時に、排水路もある。今は整備されて、排水路も深さが深くなっているという現状です。それが振興住宅地にもあれば通学路付近にもあるということで、やはり夏休み等、危険箇所ということで、各町内会、学校で周って、父兄、あるいは育成会等の意見を聴取しておりますけれども、そのような危険箇所が出た場合、どういう対応をしているのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 用水路の安全対策ということでしたので、私の方からお答えさせていただきます。

ご質問にあったとおり、集落内、もしくは集落間であっても通学路等、用排水路が整備されております。その部分については、危険性は当然伴うということについては理解できるところでございますが、例えば、7cmであっても溺死しますというような危険性は可能性としてあったにしても、その箇所によっては、体が入らないような細い用水路もございますし、また、逆に東3号のような巨大な、大きな用水路もございます。そういった同じ危険性があるとは言いながらも、現実的にそういったものが危険で対応する必要があるという部分

については、その部分を確認しながら判断する必要があるかとは思いますが。用水路等については、例えば、落ちたりするという部分で危険であるというような形でのガードパイプの設置ですとか、もしくはグレーチング、コンクリート蓋、それから、町内でも何箇所かありますが、網掛けですか、ゴムカバーを設置するというような部分で対応しているところがございます。これについても、PTAですとか、町内会ですとか、具体的にこういった部分が危ないと、検討してくださいというような要請を受けた際に、現地を確認しながら、その必要性とか、あとは、いわゆる施設管理者があれば、そちらとの協議のうえ対応してきておりますので、今後もそのような対応をしてみたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 子どもの帰宅時間で、注意してくださいと防災無線流れますが、私も低学年の、夏分ですけれども、下校を見ていると、やはり小さい用水でも遊びながら帰っているのが現実であります。やはりそういうものに、もし何かあれば大きな事故ということになりますので、当然親の責任も出てこようかと思っておりますけれども、やはり子どもの好奇心には負けてしまうと思っておりますので、その辺のチェック等、あるいは土地改良区等と話し合っただけで対応をする。通学路等、そして、新興団地等の排水路等を、新興団地は若い普通のサラリーマンの人たちが多く移住しておりますので、やはり用水路、排水路の意識が低いと思われるので、その辺を啓発すべきと思っております。

ただ、ここで、町に意見が吸い上がっているのかということですが。中学生との議員懇談会で意見が出て、その中学生の地元のところに行ってみたら、やはりそういう箇所があった。深い柵のところでした。その近くの地主の人は、どうやって池を上げればよいか分からないと。ただ、ここで子どもたちがまた遊んでいて落ちたら大変だということでありました。それが、育成会とか、そういうものに入っている家庭なら繋ぐ場があるかと思っておりますが、一般の人たちがそういう意見を出す場合、そんな町に繋がるような場について方策の検討はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 各施設、農業用水路も町道等、町の施設と隣接しております。本課としましては、道路パトロール上危ない、また、子どもが遊んでいる状況を発見いたしましたら、当該土地改良区、もしくは施設管理者の方との協議、また、注意喚起をお願いしております。町の方に直接どこに来たらいいか分からないという部分はたくさんあるかと思っておりますが、受けた次第、その当該管理者、もしくは町の方で現地確認をして対応してみたいと思っております。確かに議員おっしゃるとおり、どうしても子ども、非常に好奇心が旺盛です。本町でつけて、町道成田新田ですが、農業用の排水路と隣接している町道、転落防止のために町と土地改良区と協議をし、町道利用者の方の安全を図らなければならないということで、町道施設の安全設備をしております。まずは、その設備をした中においても、それを越えていく方もいらっしゃいますので、そういった部分、お互いに注意しながら、地域と連携し合っただけでやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） パトロール等お願いしたいと思います。幸い、私も先程知った箇所は土地改良区の役員を通じてやりましたら、土地改良区の方ですぐ対応してくれた例もあります。やはりどこに頼めばいいか、一般の人は、これがどこの管理か分からない部分もありますので、やはり住民にとっては行政が頼るところと思われまますので、その辺の連携をしっかりとお願いしたいと思います。

あと、除雪でありますけれども、前の議会でも言いましたけれども、今回も町道認定ということで増えます。そうすれば、当然除雪箇所も増えるわけでありまます。昨年は大雪ではありましたが、いつも同じ集落には遅い時間に来るといふ声も聞かれます。効率もあろうと思われまますが、この効率の良さのためにも、たまに反対から回っていくとか、そうすれば住民の感情も少しは和らぐのではないかと。いつも来ない、旧集落の住民はおとなしいといふようなことで捉えられてしまっています。やはりその辺の解決策、朝早くから出動しているのは除雪会議で存じておりますけれども、いま一度この方策を伺いまます。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 昨日の会議においても、除雪の体制及び稼働時間お話は申し上げてあるところまます。今般、勤務体系が非常に変化しており、住民の要望も様々となつてきておるところまます。出勤時間帯も自ずとばらばらになる。また、そういった部分で、通勤時間帯に間に合わない事例も多々あることは十分認識しておるところまます。議員おっしゃるとおり、路線の通路についての見直し、また、反対側からといふご意見も承りたいと思いまますが、機械の配置している場所、そこからの移動となりますので、移動して奥まで行つてから帰つて来るといふ手法では少し効率が下がる場合もございまます。こういったことも合わせて、また、今ご意見として伺いままして、オペレーター共々検証してまいりたいと思っております。以上まます。

○議 長（小林茂吉議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 三川の除雪体制は頑張っていると私は評価しているところまます。隣接の大きくなつた行政地域のところは、冬に行つたら、こついう体制か、三川なら、こんなことをやっていたらすぐ住民の声がといふことで、やはりかゆいところに手が届く行政になつていると。小さい町は小さいなり良さがあつて行つていると私は評価しているところまます。ただ、その住民の声が決してわがままでなく、要望の面もあるといふことを理解してほしいと思いまます。

続きままして、ふるさと応援寄附金で農作業体験といふことまます。今まで総務省の通達で、今通達といふ言葉は使いませんか、返礼品は3割以内といふことで、1万円なら3,000円以内、埼玉県の小川町といふところでは、やはり3,000円以下のものが今までのものでは対応できないといふことで、体験型といふことで、ここは有機栽培の大豆とか、いろいろやっております。そして、隣町に醤油の醸造所があつて、その町と提携して、国民がどちらの町にふるさと納税をやつても、その体験ができる。例えば、小川町の大豆買い取りの体験をして、隣町で醤油を作つて、それを送る。それが3,000円以内で済むといふようなこともやっております。やはり今、三川でもイ号を使つた酒造り等を行つているわけまますが、や

やはりそういう農作業で体験したものを、酒としてできた場合それを返礼品にするというような方法もできるのではないかと思います。そして、醸造所が三川町にはありませんので、醸造所のある市町村へ寄附金もできるという協定を結んで、そこにふるさと応援寄附金を寄附した場合も、三川の農業体験をしてできたお酒等を返礼品とすることも考えることができますが、そのような考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ふるさと応援寄附金を三川町も全国の方からいただいております。その返礼品の一つとして、今、例えば、農作業体験も組み込んだ形での、今町が取り組んでいる民間育種であったイ号というもの、お米を使ったお酒づくりに取り組んでおりますが、そういったものを提供するとか、関連付けながら、そういった、いわゆる返礼品にできないかというようなご質問でございました。可能性としては、町をPRするという意味では、このふるさと応援寄附金での返礼品については、いろんな可能性があるかと思えます。言われた内容についても、もしそれに対して向かおうというような、例えば、農業者、商業者等、主体的に考える方がいけば不可能ではないとは思っています。ただ、町としてそれを、いわゆる交流ですとか体験ですとかを持ちながら物産を出していこうという部分については、具体的には考えておりません。今、中心的に考えているのは、商業者、農業者が自分の生産したものを商品化して、寄附者、消費者から評価いただけるようなものを広げていこうというようなスタンスに向かっておりますので、可能性はあったにしても、今現在は考えてはおらないところです。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私が、ここは人口交流拡大策の一環として、詳しくこういう具体例を挙げているわけではありますが、今三川にある組織も入っていますけれども、毎年春の田植え体験、秋の稲刈り体験来て、それが春・秋とも三川町に宿泊してきております。いつも30人から40人ほど親子で来て、体験して、泊まって来ております。そして、それに関連した指導している方とグループ、そこにお米を販売しているところ等合わせますと、毎回70人が田田で交流しております。それが春と秋です。やはりそういう農作業体験を実際にやっている実績があるわけですので、それに絡めて、今はただそのときに収穫したお米を販売しているだけですけども、そういうものと絡めれば、そういう人たちにも三川でできたお酒を販売することができるのではないかと。人の呼び込みと販売、知名度アップに繋がると思いますので、その1点、もう一度深くお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） いわゆる今言われることについては、私なりに理解できる場所です。先程申し上げたとおり、その取り組みについては可能性があるかとは思いますが。ただ、実際の交流事業ですとか、イ号の販売を通しながら町をPRしていくことですか、いろんなものについては、それぞれの視点で取り組みを考えている場所です。その中の一つとして参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 都会の人が土に触れるとストレス軽減になっているという報告もあります。大学等で、やる前に唾液の検査をして土いじりをしたら、この唾液からストレスが解消になっている、半減しているという検査結果報告もありますので、やはり都会の人たちが土に触れるという感覚、喜び、あと、農業に対する理解を深めるためにも、やはり何らかの方法でやるべきではないかと思しますので、提言といたします。

続きまして、三川町の総合計画、10年を区切りとしてやって、基本計画、例えば、今もそうか分かりませんが、3年ごとのローリングで町づくりの計画等を出していると思われまます。この4次総合計画を立てる場合、やはり町民の意見も聞かなければならないとは思いますが、どうしてもある組織の充て職的な人たちの意見に偏ってしまっているのではないかと。今は、いろんな組織でも、組織の役員のみ手がいないとか、あるいは農業関係で言えば、本人は農業重視でなく、会社の収入の方が多く占めているけれども、その役に就いている。そういう感覚の意見等も出てまいります。例えば、組合、農業者の話し合いでもあったんですが、法人をやっている人の代表等も入れてみたりとか、やはり時代に合った意見を取り入れる方策もあるのではないかと考えられますが、この計画を策定する際の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 次期総合計画の策定につきましては、前回の策定の際にも、やはり住民アンケートを実施し、その後、策定推進委員会という組織の中で公募委員も募集して、そういった委員の方の参加、それから、より幅広い方の団体等からも参加いただくような形で、分科会形式で、それぞれ策定が進めていった経過がございます。今回の次期総合計画の策定につきましても、やはり幅広い意見の取り入れ等に関しましては同様な形でありまますし、現在またさらに情報化社会ということでありまして、広くホームページ等によるそういった意見等の聴取、あるいはフェイスブック等のそういった情報発信のあり方につきましても、情報共有を図りながら、より時代に合ったような形で、皆さまの意見を取り入れながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） そして、長期展望となるわけですが、私、前々から言っていましたとおり、皆さんご存知のとおり、2025年に大阪万博が開催されます。我々の経験でも、東京オリンピック後の大阪万博は東京オリンピックで比べ、もっとも開催時期の長さもありますけれども、すごい経済効果が出て、世の中の経済構造が変わったのではないかと経験しております。そういうもの、例えば、ああいう建設ラッシュになれば、いろんな資材の高騰等もありますけれども、経済効果も大きいわけですが、そのような今後の見通しあれば伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） そういった世界的なイベントに関して、本町に対するそういった効果といった部分に関しましては、例えば、インバウンド観光でありますとか、そういった部分で今後大阪等に訪れた方が、さらに本町、庄内空港等、あるいはJR高速道路等の整備も相まって本町を訪れていただくといったことで、相乗効果的なものは十分考えられ

ると期待しております。

- 議長（小林茂吉議員） 以上で2番 志田徳久議員の質問を終わります。
- 議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)
- 議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3時40分)
- 議長（小林茂吉議員） 次に、9番 梅津 博議員、登壇願います。9番 梅津 博議員。
- 9番（梅津 博議員）

1. 子育て交流施設について	1. 7月2日の臨時議会で議決された「附帯決議」の主旨に沿って、「子育て交流施設整備事業の取り組み経過について」並びに「桜木地区住環境整備事業計画」について丁寧な説明がなされたのか、伺う。
	2. 今後の「子育て交流施設整備事業」並びに「桜木地区住環境整備事業」の進め方について伺う。
2. 都市計画マスタープランについて	1. 都市計画マスタープランと関連事業の活用によって、今後のまちづくりを進めるべきと考えるが、当局の意向を伺う。
3. 農業振興について	1. 今後の農業振興策と農業の将来展望について伺う。

平成30年第8回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

最初に、子育て交流施設について質問いたします。

7月2日の臨時議会で議決された「附帯決議」の主旨に沿って、「子育て交流施設整備事業の取り組み経過について」並びに「桜木地区住環境整備事業計画」について丁寧な説明がなされたのか、伺います。

次に、今後の「子育て交流施設整備事業」並びに「桜木地区住環境整備事業」の進め方について伺います。

2番目に、都市計画マスタープランについて伺います。

都市計画マスタープランと関連事業の活用によって、今後のまちづくりを進めるべきと考えますが、当局の意向を伺います。

3点目に、農業振興について伺います。

今後の農業振興策と農業の将来展望について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

- 議長（小林茂吉議員） 阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の子育て交流施設について、1点目の「子育て交流施設整備事業の取り組み経

過について」の説明に関するご質問であります。7月2日開催の議会臨時会において採択されました附帯決議につきましては、その決議に基づき、子育て交流施設整備事業の取り組み経過と今後のスケジュールについて、7月19日付で町のホームページに掲載し、詳細な情報の提供を行ったところであります。

さらに、子育てサークルを対象とした「町長と語る会」においても、これらのことについて説明を行っております。

また、「桜木地区住環境整備事業計画」につきましては、本年8月に地権者をはじめ周辺町内会の方々を対象とした事業説明会を開催し、本事業の必要性や事業経過、さらには現在、課題となっている雨水排水対策についても説明させていただいたところであります。

今後とも、両事業の進捗に合わせ、地域住民等に対する情報の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

2点目の子育て交流施設及び桜木地区住環境整備事業の今後の進め方について、まず、子育て交流施設整備事業につきましては、現在、建設工事の入札に向けた準備を行っているところであり、入札会及び工事契約締結に伴う議会の議決を経て、着工してまいりたいと考えているところであります。

また「桜木地区住環境整備事業」につきましては、排水対策に関し、さらなる情報収集に努めるとともに、開発事業主体も含めた開発整備手法についても改めて検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、都市計画マスタープランに関するご質問であります。都市計画マスタープランは、市町村が自ら都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、その方針により計画された事業に関しては、国の支援制度等の活用が可能となるものであります。本町におきましても、そのような事業等がある場合については、その活用が考えられるところではありますが、その事業計画等の策定にあつては、本町の地域特性を踏まえたまちづくりの目標と、その目標の達成状況を評価する指標の設定、さらに、事業実施における費用対効果の検証が求められるとともに、地域によっては土地利用に関する新たな規制が必要となる可能性も考えられるところでもあります。

従いまして、都市計画マスタープランの策定によるまちづくりについては、住民との合意形成を図りながら、県、隣接市町、関係機関との調整なども含め慎重に進めていく必要があると考えているところであります。

次に、質問事項3の農業振興について、今後の農業振興策と将来展望に関するご質問であります。本町農業は、農業振興のマスタープランとなる農業経営基盤の強化に関する基本構想に基づき推進しているところであり、その中心は、「米どころ」としての地位を築いている稲作農業であり、併せて、農産所得の獲得という視点から、園芸作物や加工農産品の生産を組み入れていくことが、本町農業が描くべき農業経営の姿であると考えております。その実現に向けた町の振興策といたしましては、「瑞穂の郷づくり事業」による“こだわりの米づくり”の支援とともに、園芸作物等の生産販売を促し、農産所得の確保と拡大を支援する「三川町農産所得拡大支援事業」など、各般にわたる農業振興策を継続的に実施している

ところであります。

町といたしましては、今後とも主体者である農業者・農業関係団体と共に、知恵を絞り、また、実践を通して、効率的で安定した農業経営の実現に向けて取り組んで参りたいと考えているところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） それでは、順番に従って再質問させていただきます。

最初に、子育て交流施設関係の丁寧な説明という観点で、答弁では、ホームページによって詳細な内容、それから、子育てサークルを対象にした町長と語る会というようなことで、ある程度の説明をしてきたということではありますが、本来その附帯決議にあった丁寧な説明というのは、もう少し本当の意味での丁寧な説明と私は受けとめております。例えば、ホームページによって町民全体に対して周知徹底になったかといった場合については、ホームページを見ない方は知らないということでもありますし、子育てサークル以外の方々に何も説明されていないということだと思います。例えば、具体的に申し上げれば、現在の公民館ホールが使用禁止になるといった点、これは高齢者を中心に公民館ホール、あるいは福祉センターというものも結びつけながら活用されている方がいらっしゃるかと伺っております。当然そういった方々にとっては、新しいホールができたとしてもデメリットと、使いづらくなるということだと思います。そういった観点をもちながら、町民各位に対して全体の事業の内容、それに付随する事柄、運営等の具体的なことも含めて、メリット、それからデメリット、双方向からの説明をするべきかと。

それから、附帯決議に明記した広報誌、それから、説明座談会等の開催、町民にできるだけ多くの説明といった意味での座談会の開催、これは必要かと思いますが、丁寧な説明という意味で、この点どう捉えているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） ご質問がありました子育て交流施設にかかる丁寧な説明が行われたかということでもあります。町長の答弁でも申し上げておりますが、資料として、町民の皆さまが目につけられるようにということで細かな部分まで掲載した資料をホームページに載せたところであります。確かに梅津議員がご指摘のように、その周知、説明の仕方としては、広報誌なり座談会という部分も、その一つの手法としては確かにあります。子育て交流施設の整備事業が現在進められておりますので、その事業の進捗と合わせながら、住民の皆さまが必要とする情報を提供しながら、合わせてこれまでの経緯も説明していきたいというふうには考えており、近々事業が現場で着手されますので、そのタイミングでの説明会というのを現在のところ計画しているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今の答弁の中では、附帯決議という意味の本当の意味合いを理解していないというふうに受けとめました。

これは、議会として当初予算をなぜ止めたかといったことを、議会側としては、ある程度

周知徹底したというふうに思っていますし、町側として、当局側として指摘された部分も含めて、つまびらかに説明すると。それが必要なのかといった意味での附帯決議だったと私は思っております。

ただいまホームページの点について触れられました。ホームページ、事細かに書いてありますが、その中で、平成27年分について私なりに疑問なり思った点、確認したいと思いません。

単純ミスとして直っているかどうか分かりませんが、私が見た時点では、平成27年の6月が11月より下にきているということで、この辺は順番間違えたかと思いますが、11月の際に社会資本整備総合交付金、要するに、都市再生整備事業計画について補助要件を満たしていないということが判明したということが表記されております。これはこれでいいと思いますが、確かこの後に、12月議会で私が質問した部分がありました。財源について触れた部分があったんですけども、その際の答弁としては、新たな財源を探すと。他の補助事業に言及した部分があったと我々は理解しております。この部分が抜けていると。これは非常に、その後の経過を考えるとときには重要な点だと思います。特に我々議会としては、今年の2月20日まで補助事業が全くないということが周知されていなかったと、知らされていなかったと、通告されていなかったということですので、それは、この時点での町の答弁ということで確認したいと思いません。

それで、さらに申し上げれば、平成28年の5月31日に複合施設整備に関する町の方針決定とありますが、ここで何を決定したのか項目が書いてあります。抜けているのは財源、あとの内容を見ますと財源も細かく書いてあるんですけども、ここで財源の内訳が入っていないと。実際のところですけども、補助事業のメニューがもう完全にないということが判明したのはいつなのか。この資料を見る限り、これが分からないんですけども、それはいつなんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） まず1点目の、平成27年12月に梅津議員が議会で質問した財源の件が載っていないということではありますが、確かに平成24年から今年30年までの間、いろいろ議会の方とも説明会なり、議会を通してこの事業について説明をしてきた経緯があり、それらをすべて網羅して載せることができませんでしたので、省略した部分はあります。その省略する中で、今、梅津議員が言われた平成27年10月の答弁部分が抜けていたと思われまふ。この辺について、梅津議員が申し上げるように、必要とあれば再度私どもの方で確認しながら、ホームページ掲載などの差し替え等を少し検討したいと思いません。

また、2点目、最終的に補助事業がないということ、いつの時点で決めたのかということでもあります。町としては、まず平成28年の5月31日の時点で、町のホームページには3点及び全体の事業費などについても載せながら町の方針を決定したという資料を作っております。町としての最終決定については、この平成28年5月という捉え方をさせていただいて結構かと思われまふ。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 議会として聞き方も悪かったのかもしれませんが、この時点で、すでに補助事業に対して何もメニューがないという判断をしていたといったときに、では、この三つの施設を集める意味というのはなくなっていたのではないのでしょうか。説明、我々が聞いていたのは、要するに、社会資本整備総合交付金、これは、対象部分については100分の45の補助が出るということで伺ったわけですが、これを受けるために、その三つの施設を総合的に、複合的に集めたというような説明を聞いていたわけですが、それがなくなったというのが5月31日で、決定づけながら、この三つの複合施設をそのまま進めたというのはなぜなんですか。何の意味があって、この三つを集める必要があったのか。いろんな意見を出した中で、子育て部分は、とにかく新しく必要だと。では、ホールの部分は、今の部分を直してという案も当然あったわけですし、それを解消して、三つにして補助事業を受けてやるがために、あれを集めた。では、補助事業がなくなった時点で三つ集める意味は何もなくなったのではないかと私は思うんですけども、どういう判断でこれを進めようとしたのか伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今の子育て交流施設の整備については、今までも議会にはきちんと経過も報告しながら、議会の理解を得て進めてきたというふうに認識をいたしております。例えば、議事録等をもう一度確認をしていただければ、町がなぜ今の複合施設に進めたかということに関しましては、基本的なこの経緯というのはございます。それを梅津議員は十分理解をいただいているというふうに私は認識しておりました。と申しますのは、当初は公民館ホールの耐震化対策、これを進めるにおいては、やはり今の施設における解体費用等を考えた場合、別の場所にその公民館ホールを移設するというようなことで、何とか国の支援を受けられないかというようなことが本来のこの複合施設の、言うなれば整備事業の目的であったわけでありまして。

しかしながら、町の公共事業の公共施設の長寿命化等というようなことからしますと、子育て交流施設、また、子育て支援センターの狭隘化、さらには、その公民館ホールと、やはり子育て交流エリアという部分については、町としては、その複合施設の方がいろいろな町民との関わりができると、そういう機会がどんどん拡大するというようなことから、新たな場所にこの複合施設を設置すべきと結論付けたわけでありまして。ですので、その辺りの経緯について、もし今梅津議員が言われるような理解がなかなかできていなかったということからすると、もともとのそもそも論から議論をしないと始まらないというような状況もありますので、そういった点については、むしろまたいろんな機会でも理解を深めるということが必要なのではないかとこのように感じているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 率直な答弁はなかったと思います。要するに、補助事業を得るために複合したと。私たちはそう理解しておりました。

ホールに関しては、当然公民館にあった方が便利なことは誰が見ても同じだと思います。特に研修室、あるいは調理室等、様々な施設を有しながらホールというものが機能していたと。あるいは、福祉センターというものも繋がりながら機能していたと。そういう便利なホールだったわけでありますので、耐震化の際に使えないために別のところといったときには、当初は東側への移築というものも検討されたはずです。

ところが、それをなくして複合化したということだと私は理解しています。結果的に、この5月31日で補助事業がないということが分かりながら複合化したということで、当然、今後は現公民館のホールは使えなくなると。この点は非常に大きい点だと思います。十分町民に理解させるべきだと思います。先程町長が言った別の機会というのも今後いろいろありますので、その件は別の機会に譲りたいと思います。

次に、桜木地区の住環境整備について、この周知徹底に関してです。

先程以来、子育て施設に関してのホームページの件は理解していますが、この桜木地区に関しては一切情報が出ていないと。これは一体どういうことなのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 桜木地区の住環境整備事業については、本町における新たな住宅団地の候補地としてこの桜木地区を選定して、今の子育て施設と一体的にということを進めていたわけであります。その中で、平成27年度以降、議会全員協議会等も通して、それぞれ計画等を示しながら進めてきたわけであります。

しかし、本年2月の議会全員協議会において、特に排水関係、調整池の大きさ等がやはり課題ではないかということが提言されて、この事業については、事業実施を行う際に必要となる予算上程、あるいは土地開発公社への委託、そういったものは行わなかったといったことで、基本的に予算上程まで行った子ども子育て交流施設とは若干事業の進め方が違うのかと思っております。あくまでも、事業実施までの準備業務として基本計画等を作成して至ったわけでありますけれども、課題等が示された中で、その課題解決をやはりまずは再検討するということで、現在まだその段階でありますけれども、そうした中で、その計画等を今後さらに検討を進めることとしている排水課題等も含めて、そういった部分がある程度目途が立ってから説明する機会をまた設けるべきではないかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 最初の答弁の中で、今まで情報収集していたというような答弁もあったようです。具体的にどのようなこの整備事業に関しての、3月以降という話になりますが、情報収集をされたのか。その点、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） まずは、桜木地区のそういった個別の問題もありますけれども、押切地区全体の雨水排水対策についても、やはり大きな課題であるという認識もありますので、本町庁舎内におきまして押切地区雨水排水対策検討会議といったものを設けまして、関係課から出席していただいて、それぞれ現在の押切地区にかかる雨水排水等の問題点等、あるいは課題等について会議の中で現在検討しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 我々議会として指摘したと思っていましたけれども、押切地区全体の雨水排水対策については検討会議を行ったということで、前進を見たと感じました。

ただ、この桜木地区の際に一番の課題でありました、要するに、調整池なるものと、例えば、6号排水路というものがありますけれども、その拡大というものの比較をやるべきだという話もあったわけではありますが、そういった比較という観点で情報を集めて、どちらが長期的な管理というものを含めた観点で有利なのか、そういった比較を私はやらなければならないと思っていますけれども、その点については何もやっていないということでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） そういった対応策については、今後検討したいと思っております。現在はまだ、どの部分が冠水しやすいでありますとか、そういった情報の共有をまずは行っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 遅々として進まずといった感じがございます。

それで、附帯決議に関して読み上げることはしませんけれども、二つ列記しまして、子育て交流施設の取り組みについて、それから、桜木地区の住環境整備計画について、今までの計画、それから、今後の対応策等、それから、桜木地区については、当該計画策定に至った経緯等も含めて、広報みかわ、あるいは町のホームページ等で周知徹底することとしております。これがなされない限り予算の執行はしないということで附帯決議として決議されたわけですが、この決議について守られるのか。その点、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津議員が言われる丁寧な説明という部分については、その附帯決議の内容をどのように認識されているかという部分については、今までの経過の中で、町は町民に対しては、かなり丁寧な説明をしてきたと認識いたしております。と申しますのも、今までの議会で予算の減額補正、当初予算の減額、そして、附帯決議ということは、町民が最も関心事だったわけです。

それが、町が座談会、あるいはホームページ等での公表により、町民が「事業が進むんですね」というようなことを、私は多くの町民からそういう声をいただきました。ですので、町民は、やはりこの子育て交流事業が進むということに対しての、本当にその段階での理解というものが、やはり議会の広報も含めてやっていただいたのだというふうに受けとめているところでありますので、その点については、議会がその丁寧という部分についての理解というものに対しても、やはりそこは町と議会が一緒になって、町民に対するこれからの事業に理解を求めているというようなことでの認識でいるというふうに私は思っているところがあります。

また、今回の子育て交流施設というものの必要性という部分からしますと、先程少し言葉足らずだったんですが、この地域交流エリアというものは、そもそもは町の災害時においては避難所になるというようなことから、防災の視点で国からの支援を受けられないかという

ようなことで、ありとあらゆるその社会資本総合交付金のみならず、文部科学省、あるいは厚生労働省関係においても、その補助メニューはないのかとか、様々なそういった部分の、言うなれば、事前に霞が関の方に出向いてまで国の支援策を模索したわけであります。そういうような面においては、やはりこれからの防災部分についての若干の支援はあるものの、やはり町として必要な施設というふうな認識でいかなければならないというふうな判断をいたしたところであります。

そして、桜木地区の住環境については、当初はやはり子育て支援のための住宅地開発というような部分があったわけでありますが、現状からいたしますと、本町においては、既存の集落の周辺という新たな住宅開発が進んできたというようなことで、今は、町内会においては、既存の世帯よりも新たな住宅整備に伴うその世帯数が多くなっているというふうな状況もあります。そうしますと、やはりそれぞれの町内会の様々な地域コミュニティという部分についても課題がないわけではないというようなことから、できれば単独でその開発を進めるということが必要なのではないかとということで、やはり子育てエリアの中に子育て支援のための住宅地を整備するというような方向でできたわけであります。

ただ、その中において、若干説明不足と言われればそれまでなんですが、実はこの開発については、土地開発公社に、この地域開発についての今後の開発を何とかお願いしたいということで提案させていただきました。その段階で議会から、調整池はあのような面積ではいろいろな課題があるというようなことで異議を唱えられました。その段階においては、やはり町内の宅地の分譲価格、これがやはり坪単価からいたしますと最大でも7万5,000円ぐらいで販売されているという本町の事情がある中で、それを超えるような設計でありました。そういうことからしますと、やはり調整池も課題、そして、最終的には、分譲価格にもやはり大きな課題がそこには出てくるというようなことで、やはり排水対策をきちんと進めれば、また今後の桜木地区の開発という部分についても、さらに町民の理解を求めるような説明に繋げていけるのではないかと考えておりますので、ご理解をいただければと思うところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 答弁、手短にお願いします。聞いていることに一切答えられていないと。附帯決議には明記されています。先程言いました、ホームページ、広報みかわで子育て部分と桜木部分と説明することというふうに明記されています。これを守るのか、守らないのかということです。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） ご質問ありました件につきまして、先程も若干申し上げましたが、両事業ともこれから具体的に進む事業であります。その事業を進捗していくうえで、特に子育て交流施設につきましては、いよいよ具体的な計画が動くということで、その周知も含め、広報の方の担当と紙面調整をしながら検討したいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） ホームページに出ていた最後のところで、工事契約に関わる議会の

議決31年1月頃ということがあります。私は、今言った附帯決議が守られない限りは、この契約には賛成しません。その点を今のうちにお伝えしておきます。答弁聞くと、また長くなりますのでやめます。

次に、マスタープランに移ります。

それで、私は、この国土交通省関連の都市計画マスタープラン、これは、要するに国土交通省絡みの補助事業の入口であろうと思っています。ゲートという意味では、これをやらない限り、国土交通省の事業はなかなか難しいのかなと。今まで農林水産省管轄の事業に町では多く取り組んできたわけですが、もう時代は変わっていると。私は、この都市計画マスタープランの作成にあたって、まちづくりの将来設計というものについて、住民とともに策定していくと。この精神が協働のまちづくりのまさに原点に合致すると思っています。協働のまちづくりを謳いながら、なぜ取り組まないのか。その点、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 都市計画マスタープランについてでございます。議員おっしゃるとおり、都市計画マスタープラン、国土交通省関連事業の部分、入り口という部分は非常に認識はしております。ただ、議員がおっしゃっているとおり、地域とのコンセンサス、連携、また、先程の町長の答弁にもありましたが、今現在は明確な目的、目標、また、それに対する事業効果、こういったものを予めある程度考えたうえで何をするか。こういったものを明確化したうえでないと、進めるには非常に困難なプラン策定になろうかと思っています。ここら辺については、次期第4次計画等も踏まえております。こういった部分での調整もあることから、今後注意しながら検討、考えていかなければならないものと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 最初の答弁の中で、今の課長の答弁も含めて、該当するような、本町にとって有効な事業がある場合には、この計画についても考えましようというような答弁があったと思います。本当にこの姿勢でいいのかということ伺いたいと思います。具体的なもの、例えば、小さなことかもしれませんが、農業振興地域を住宅地にするといったときに、今まで横山の城下周辺は苦しいながらも許可になっていたと。ところが、今度はそうはいきませんよというような話も聞こえております。それが定かかかどうかは分かりませんが、そういったこと、要するに、市街化区域と農業振興区域が今現在ダブっているような町の計画について、やはりある程度、当然1回決めたからといって変更できないわけでもありませんし、この時点で決めていくということは必要なのかと思います。そういったことも含めて。

それから、先程のやりとりに繋がりますけれども、現にこのマスタープランを取り組まなかったということによって、先程明確になりましたけれども、平成28年の5月31日で補助事業を諦めた。町長が出した第3次の総合計画の60ページに、大きい字で都市計画マスタープランの策定とそれに基づく良好な生活環境の整備に取り組むとプロジェクト事業で載っております。そういった、自分が計画を出して、自分がそれを取り組まない。そのお

げで、先程言った補助事業が結果的に受けられなかったと。計算すれば数億円の損失です。このマスタープランを作るのに2,000万とか、そういった経費がかかると、先程、費用対効果ということもありましたけれども、こういった反省をどう思っているのか。私は、こういった数億円の損失というものに関して、何も責任を取らないというのはおかしいのではないかと考えております。その辺どう考えていますか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町においては、町の土地利用計画、あるいはそれぞれの町の地域におけるバランスというようなことから、いろいろな各種事業に取り組んできたわけであり、これは、本町のみならず、他の自治体においても、やはり都市計画マスタープランを作成するにあたっては、やはりその地域のしっかりとした住民の合意がなければ、そのマスタープランというものはなかなか作成できない。市街化区域と市街化調整区域、あるいは農振地域の混在というような部分からすると、現在においては県も、今この庄内地域においては、その計画を進めているというようなことでありますので、そういった面においては、当時の三川町の置かれている環境、条件ということからすると、安易にこの地域を指定してしまいますと、他の地域からすると、あとは、三川は開発の方向性、将来性はないというようなことも当然出てくるわけであり、やはり本町においては、そのような実情に合わせた形でのいろいろな取り組みを行ってまいりました。

ただ、梅津議員が言われるような、その都市計画マスタープランで、もしそういう地域が指定された場合、本町においては、西部の大規模商業集積の地域もそうであります。当初はイオンしか、あそこには誘致できないというような状況もありましたので、そういった部分では、やはりその自治体に合ったいろいろな施策を講じるというようなことでありますので、これがやはり、今、梅津議員が指摘されたような部分については、当然可能であれば、そのマスター計画の取り組みというものに対しては当然進めることができたというふうに認識をいたしているところであります。

ただし、今の現状からいたしましては、経過の中においては、その国からの支援が受けられなかった部分は損失ではないかと言われますが、その部分からすると、では、何をやるためにという部分からすれば、やはりできるものであれば、補助事業というものは当然それぞれの自治体の持ち分というものもあるわけであり、そういった部分のしっかりとした町の財政計画等も含めた形での今までの町政運営にあたってきたと思っているところでありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 子育て交流施設に関しては、私は、この補助事業に関して、理解不足も含めながら、あるいは都市計画のマスタープランに取り組まなかったという中で、蹴られるのを分かりながら申請したのかと思ったところです。それに関しては、4月の説明会の中でのやりとりが載っていましたが、今まで敢えてそのマスタープランには取り組んでこなかったというような答弁もしていたようですが、では、なぜこの補助事業を申請したのかということが少し間が抜けているのかと思ったところです。

それで、先程言いました住民との合意。これは要するに、私は、農地を守るという意味合いではなく、開発というものを進めるべきという観点で申し上げたつもりでございます。特に、みかわ産業団地もいっぱいになりました。それをどう拡張していくのか。あるいは、城下から通じる横山の助川三本木線、あの周辺。あるいは、桜木に通じる、隣接する対馬の周辺。あるいは、猪子のイオンの東側の周辺と。そういったところに関して、住宅地というのが私はどんどん、ある意味需要があるところを見ながら広げていく必要があるのではないかと。あるいは、産業団地も広げていく必要があるのではないかという意味で私は言ったつもりでございます。そういったことを考えながら、今後こういった国土交通省の利用できるものをぜひ利用するためにマスタープランが必要なのかと私としては思ったところです。

次に、農業振興策に移ります。

米に関して、今日もいろいろな議論がありました。新聞等の情報によれば、1月26日に山形県、それから、JA山形中央会が関係者を集めて県の米政策推進会議なるものをやっただと。この中で、つや姫、あるいは雪若丸の需要拡大、あるいは、はえぬきの複数年契約というものの進み方を見ながら、県としては、2018年度よりも来年は作付けを拡大したいという意向が出たようです。

一方、国、農林水産省は、その2日後に、1月28日に2019年度の適正生産量というものを出しました。718万トンから726万トン、前年が735万トンですので、それよりも9万トンから17万トン減と。これは、今まで計算の基礎になっていた年間需要の減少ペースが8万トンというものから10万トンに需要がさらに減っていくというものを基本に、こういう数字を出したようですけれども、国では減らす方向、県では、まだ決定ではありませんけれども、12月14日の県の再生協議会で決まるようですが、ある意味拡大という動きと理解しています。町としては、今までの流れから言えば、県に追随するのかなと思いますが、その辺どうでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 米の需給調整については、今お話があったとおりの状況でございます。米の主産地でありながら、一番率先して米の生産調整に向かってきた状況でございますし、これについては、昨年、いわゆる30年産米について、国の方が生産調整の関与から外れたということにおいて、米をいくら作るかというのは、需要に応じた生産ということを生産者が中心に判断していくという形になっております。そうした際に、今言われたとおり、いわゆる大もとになる受給の部分では、人口減少、さらには志向の変化から、年間8万トンの消費減が、今その見直しがなされまして10万トン減ると。10万トンという数はどうかというと、山形県が30万トンちょっとですので、3年間で山形県の生産部分が全部なくなるんだという数字になるんだそうです。そういった状況の中で、国としてはという言い方ですか、米受給のバランスを取って、米の価格を維持しながら経営を保っていくという視点からすれば、10万トンまで減っていくのだから生産調整は必要ですというふうな姿勢です。

一方で、実はその生産調整というのは自ら判断するということですので、売れるというふ

うな自己責任のもとに判断されるのが基本になりますので、山形県としては、つや姫、雪若丸、そういったブランド米を全面に出しながら、今年度よりは来年度市場に出す可能性はあるぞというような話が出ています。言われるとおりです。大きな面では需給調整が必要であり、なお、それを受ける県の方については、可能性として増産の状況だと。そういった部分については、まだまだこれからいろんな形で示されてくるんだろうと思いますが、町としては、まず基本的には生産調整をします。県の考え等以前に、町として生産調整が必要であるという考え方のもとに、今回、来年度に向けた方針が出る中では、独自にまた町としての判断を示していきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今後の状況を見ながら、町として判断するという事だと思っておりますが、その中で、たまたま今年は作況が全国で99だったか、98だったか、とにかく悪かったと。実は新潟、秋田は前年より作付けを増やしたという実績があるようです。たまたま作況が悪くて帳尻が合ったということなわけですけれども、当然両県は大産地であります、来年もまた増産してくるだろうと。山形県も同じような増産と。平年作なり、豊作の場合には当然だぶついてくるわけです。価格が下がるといった宿命を、今後米に関しては持つことになるのかなと。新しい生産調整が始まって、今年が初年度目、来年度が2年度目ということで、2年度目、3年度目辺りの動きで将来の動きが決まってくると思っておりますが、かつて養豚においては、同じような価格の乱高下によって養豚の経営が非常に苦しく、廃業した方がたくさんいると。いわゆるピッグ・サイクルと言われる状況が続いたわけですけれども、ある意味米に関しても、そういった時代に今立っているのかと思っております。三川町として、米の特産地として、今後この生産調整なり、あるいは生産の振興、あるいは農業全体も含めてですけれども、特に生産調整に関してどのように導いていくのか、その辺を伺いたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 農業という、いわゆる生業を経営としての視点で捉えたときに、今、例に出ましたが、養豚、豚を飼うという畜産農家が経営という視点の中で荒波にもまれて経営が成り立たなくなってしまうと。今現在、養豚の経営として成り立っているところは、経営者としての視点を持った人たちであるということになります。私もそのように思っていますが、それが米についても、稲作についても起こるのではないかとというようなことでございました。その可能性はあるかと思っております。

ただ、この地方が、三川町もそうですが、歴史的にも時間を積み重ねる中で、自然環境に恵まれて、米作りに対して、人も技術も圃場も水利施設も全国に誇る有数のものを揃えている地域だと思っております。そう思っている方はたくさんいらっしゃると思います。その地域で米作りを外して別のものをするという部分については、それは自ら持っているものを捨てるということになりますので、私は逆に、他が持っていないこの誇るべき状況をもって米作りについては進めるべきだろうという考え方に私も賛同をしております。それを視点に、議会でもいろんな場面で将来の農業、三川町の農業についてお示しさせていただいているとこ

ろですが、やはり稲作をベースにしながら、しかし、経営的に、所得的に厳しい状況は今ございますので、それを補う、もしくは付け加える形での園芸作物の加工、その他でも収入を得るといような複合的な考え方の経営というのは、やはりこれまでも同様、これからも通していく必要があろうかとは思っています。米作りという方向性については踏襲すべきだという考え方でございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 将来展望についても若干触れていただきましたので最後にしたいと思います。養豚経営の中で生き残っているのは経営感覚に優れた人と。どのような企業も荒波にもまれながら生き残っているということです。農業に関しても同じだと思います。

ただ、その中で、先程答弁ありました園芸関係、当然進めていかなければならない。複合的という言葉がありましたけれども、現在の農業生産を見ますと、畜産、野菜、その次に米と、全国ではそういった順番です。ですから、あるいはこの庄内、三川においても、米の優良産地でありますし、そのための設備、施設がありますけれども、やり方によっては野菜、何でもできると私は思っております。今、野菜農家もだいぶ減っていますし、いろんな気象状況の中で野菜の値段が高いという状況。ここで、この地において野菜作りは、安定した品目というのは意外と難しいかもしれませんけれども、やり方によっては大規模露地野菜という経営も私はできるのかと思っております。

ですから、面積として、例えば、水稻で20町歩というように描いている方も当然いらっしやいますが、それよりは、10町歩前後で1/3、あるいは半分程度を米にして、あとは野菜というもので、家族経営で1,500万、2,000万稼ぐというような方向に向かった方が私はいいかと。小さくても強い農業、そういったものを三川町が新たな目標として目指すべきかと私は思っているところです。

以上を指摘しまして、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、9番 梅津 博議員の質問を終わります。

本日の会議時間は、議事日程の都合により延長します。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 4時40分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 5時00分)

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第2号「主要農作物種子法の復活等を求める請願」の審査結果について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

平成30年12月6日

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
2	平成30年 12月4日	主要農作物種子法の復活等を求める請願	不採択	請願の趣旨に沿うことが困難である	

委員会の意見並びに審査経過について説明いたします。

去る12月5日午前9時半より、説明員、庄内農業農民運動連合会事務局長、小林様よりお出でいただきまして、趣旨説明をしていただきました。その後、質疑、意見陳述を行い、県条例が施行されている状況の中で、国への法律の復活は必要ないという意見、もう一つは、国の法律の廃止によって、やがては県の条例の意味合いもなくなってしまうのではないかと、いうふうな意見二つが出まして、採決の結果、賛成少数ということで不採択になりました。

以上、報告といたします。

- 議長（小林茂吉議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（小林茂吉議員） 以上で、質疑を終了します。

- 議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

本件の委員長報告は不採択であります。したがって、初めに、請願採択に賛成者の発言を許します。9番 梅津 博議員。

- 9番（梅津 博議員） ただいま上程されました請願第2号「主要農作物種子法の復活等を求める請願」について、原案に賛成の立場で討論いたします。

種子法の必要性については、本請願上程の際に説明申し上げたとおりであり、割愛しますが、請願審査の際に出ました意見陳述に関して若干申し述べたいと思います。

まず、今回の県条例の制定によって、ブランド米の生産体制は十分だとの意見がありまし

た。しかしながら、稲の品種改良については、非常に長い期間と膨大な人員、経費、他の育種場との協力、連携など多大な苦勞が伴います。優良品種の開発には、目的に応じた優良母本が必要ですが、例えば、つや姫に関しては、祖先の品種を調べますと、種子親、母方については山形70号、花粉親、父方については東北164号、さらに遡って、母系祖母は山形48号、これはコシヒカリの蒔培養による突然変異株であります。母系祖父はキヌヒカリ、北陸122号。父方、父系祖母は味こだま、これは新潟30号。父系祖父はひとめぼれ、東北143号というような内容であり、国の試験場や他県の試験場の品種から出来上がっていることが理解できます。

このように、国の種苗事業が安定的に存在するおかげで全国的な連携が図られ、結果的に県の育種事業が成り立っていると認識します。できた品種の販売戦略は、各県で今後とも厳しさを増すと思われませんが、育種に関して言えば、一つの県が所有する品種のみではバリエーション不足であり、将来のさらなる優良品種の創出について、やがて行き詰まることは明白であります。また、国の試験場で取り組んでいる良食味、超多収米や様々な機能を持たせた特殊品種の開発などは、分業的に国が担うべき取り組みであり、1県であらゆる品種改良をすることは不可能であります。国や各県の研究機関が連携して気象変動や耐病性に優れた形質、あるいはそれぞれの目的に応じた改良に取り組むという今までの体制が今後とも必要であると認識します。

また、種苗法は今年3月末で廃止になったばかりであり、復活の請願はなじまないという意見もありましたが、これこそ現場の混乱を国、当局に届けるには一刻も早い方が良く考えるものであります。

以上、申し述べたとおり、制定された県条例、そして、国の法律の再整備により種子事業は万全な体制が確立するものであり、廃止された種子法等の復活を求めるべきと考えます。

議員諸兄の賛同をお願いし、原案に対しての賛成討論といたします。

- 議 長（小林茂吉議員） 次に、請願採択に反対者の発言を許します。1番 鈴木重行議員。
- 1 番（鈴木重行議員） ただいま上程されております請願第2号の原案に対し、反対の立場から討論いたします。

本年4月に廃止された主要農作物種子法は、戦後食糧難であった1952年、昭和27年に食料安定供給のために、米、麦、大豆の3種類を対象に種の生産や優良品種の開発、選定を都道府県単位で行うものとしたものでした。この法律の趣旨は、奨励品種の指定試験を国が都道府県に課しているものであり、日本がまだ食糧難の時代に、国民の主食は良質なものを国が確保し供給するために種の管理を行うとしたものです。種子法廃止法案要旨には、種子生産者の技術水準の向上などにより種子の品質が安定してきているなど、農業を巡る状況の変化に鑑み廃止するとあり、種子法廃止法案には、種苗法のもとで従来どおり都道府県の種子生産に予算が確保されるよう、国に求める附帯決議が採択されています。当議会においては、種子法の代替えとして、先の9月議会において、山形県に対し主要農作物種子条例策定等に関係する意見書を全会一致で採決し提出しており、県では、10月に山形県主要農作物種子条例を制定し、これまでの種子法同等のことを規定しながら、県産米や大豆、麦類の優

良種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給を図るとしています。厳しい産地間競争の中、開発された全国トップブランド米つや姫をはじめとする本県の優良品種の開発技術や安定供給は、種子法をなくしてもゆるぎないものと考えます。

また、東京都など、大都市と農業圏では、米など、対象作物への取り組み方が自ずと違うことから、国が一律に指導する形の種子法の復活は適切でないと考えているところであります。

議員諸兄の賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから請願第2号「主要農作物種子法の復活等を求める請願」の件を採決します。

この採決は起立によって行います。この際、起立による表決において、起立しない場合は否とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。本件の委員長報告は不採択であります。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 3 名 不起立 5 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立少数であります。したがって、請願第2号「主要農作物種子法の復活等を求める請願」は、不採択とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第3「付託事件の委員会審査期限延期要求」の件を議題とします。

産業建設厚生常任委員会に付託した請願第3号「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心のタクシーを国に求める意見書の提出について」の件については、昨日中に審査を終えるよう期限を付けましたが、別紙のとおり、審査期限の延期要求が提出されております。

本件について、産業建設厚生常任委員会委員長より延期理由の説明を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

平成30年12月6日

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会  
委員長 芳賀修一 ㊞

委員会審査期限延期要求書

平成30年12月5日まで審査を終えるよう付託された下記事件は、いまだ結論を得るに至らなかったため、次の議会定例会まで期限を延期されるよう、会議規則第45条第2項の規定により要求します。

## 記

### 付託事件

請願第3号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について

審査の経過について若干報告いたします。去る12月5日午前10時半より、説明員、ハイヤーセンター代表取締役川村様、湯田川温泉自動車代表柿崎様2名より、請願の趣旨についての説明をいただきました。意見の陳述を行った結果、ライドシェアについては、個人の白ナンバーの実質営業行為であり違法であるという点は共通の問題として認識されましたが、三川町の独自の状況の中で、公共交通網が不足し、高齢者の足の確保の必要性をデマンドタクシーのあり方等を中心に議論してきた経過があり、今回法律の問題はあるということの認識はありましたが、より今後総合的に検討する必要があるという意見が出、採決の結果、継続審査となりました。

以上、報告いたします。

○議長（小林茂吉議員） ただいま産業建設厚生常任委員会委員長より、会議規則第45条第2項の規定により、審査期限を次の定例会まで延期したい旨の要求がありました。本件は、委員会要求のとおり、審査期限を延期することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） したがって、本件は、審査期限を委員会要求のとおり、次の議会定例会まで審査期限を延期することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第4、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第4号「消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願」の審査結果について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。5番 町野昌弘議員。

○議長（小林茂吉議員）

平成30年12月6日

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会  
委員長 町野 昌弘 ㊞

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
4	平成30年 12月4日	消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

若干審査の経過を説明したいと思います。

当日、説明員に消費税廃止鶴岡田川地区各界連絡会会長の菅原健一さんをはじめ4名の方から説明いただきまして、審査を行いました。

審査の経過としては、賛成意見として、今回の消費税の見直しには、免税者の商品取引に障害が出るインボイスがセットで組み込まれているため問題がある。また、商品ごとに複数税率が見込まれている今の見直しは、事務やシステムに与える影響が大きくなる恐れがある。社会保障などの財源の確保には必要だが、税率を上げるのではなくGDPを上げれば税収が増えるということで、今やっと景気が良くなってきているのに税率を今上げるのは、むしろ税収不足になるというふうな意見が出されました。

反対意見としては、社会保障などの財源は、企業の法人税や個人所得税など不確実性な財源に頼るべきではなく、消費税の安定的な財源にするべきで、その確保のために上がるのはやむを得ないというふうな意見でありました。

また、継続審査という意見では、軽減税率やインボイスなど、まだ全容が見えてこないというふうな意見がありまして、賛成2名、反対2名、継続審査1名で、賛成反対が同数でありましたので、委員長判断で賛成になりました。

○議 長（小林茂吉議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。討論はありませんか。

本件の委員長報告は採択であります。したがって、初めに、請願採択に反対者の発言を許します。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） ただいま上程されております請願第4号「消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願」に反対の立場から意見を述べます。

地方交付税は、各地方公共団体が一定の行政水準の確保ができるよう、財源の均衡化を最大の目的とし、地方財政の自主性の確保と地方行政の計画的運営を保証するためのものです。その地方交付税は、5税と言われている所得税、酒の酒税、法人税、消費税、たばこ税の一定額の合算額を交付税の総額としています。消費税の29%も含まれております。今、少子高齢化が進む中で、社会福祉の向上が求められております。それには財源が必要です。地方消費税交付は、平成6年度に都道府県民税として地方消費税が創設され、平成9年4月1日から施行され、都道府県間により精査した金額の1/2に相当する額が市町村に交付されております。住民サービスの維持・向上のためにも必要な財源であります。消費税増税中止の場合の財源として、防衛費、そして、今年のような多くの災害が発生した場合の復旧には大型事業が必要ですが、大型事業等の不必要性も趣旨にはあります。正当な理由の大型事業もあることをご理解願いたいと思います。これらを減らすことのないよう、今は増税する時期だと思いますので、消費税増税中止には反対ですので、議員諸兄の賛同を求め、反対討論いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、請願採択に賛成者の発言を許します。6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願に賛成する立場から討論いたします。

今お話がありましたような、社会保障費の確保上やむを得ないというふうな見方もございますが、まだまだ多々問題点が指摘されているとおおり、問題のある税率の値上げであります。一部請願の趣旨と重なりますけれども、一つは、5%までの消費税の値上げの段階、それから、8%に上げた段階では、少なからず経済の不況を巻き起こしました。今回の値上げによる不況も当然予測されております。それに対応する対策として、プレミアム商品券の発行や、現金決済ではないカード決済に対する還元金の配布等の経済対策もなされておりますが、いずれも、ある意味高所得者に対する恩恵があるのみで、低所得者に対してはあまり恩恵がないかもしれない。それから、期限付きであるという意味での景気対策にはならないのではないかとというふうな考え方があります。

また、言われておりますように、消費税に関しては逆進性がある。高所得者も低所得者もほぼ一律の課税になっているというふうな点がございます。

また、軽減税率の導入によって、8%と10%の税率が混在するという点で、これは少

なからず小売店等に関しては大変な混乱を招く可能性があります。現在もレジスターの導入等の考え方とか、いろんな課題が累積しておりまして、今非常に悩んでいる段階であると思います。

もう一つ言われましたインボイス制度ですが、適格請求書制度ということで、これは8%、10%の税率を認められた請求書の中に記載するということでの税額控除を受けるという話になりますが、これは、あくまでも課税事業者のみに対する配布になりますので、いわゆる1,000万円以下の事業高、売上高の免税事業者は該当しないということになります。そういう意味では、1,000万円以下、私ども中小企業者、または農家も同じような1,000万円以下の事業者が多いわけですが、仕入れの段階での明確な税率が記載されないという意味では、それを仕入れる側での仕入控除にならないということでは、非常に仕入れの段階で、はっきり言って仕入れしないという危険性も出てきております。これに関しては、全くその対策についての検討はありません。

また、社会保障費の財源として考えられておりますけれども、今回の税率8%から10%に上がるということでは、およそ4.4兆円の税収が増えるというふうに言われておりますが、実際、社会保障費というのは、毎年2兆円から3兆円増額しているという現状にあります。ということでは、4.4兆円の税収では2、3年分しかないということになります。この社会保障費を本当に消費税のみで賄うとすれば、毎年消費税を上げなければいけないというような結果になると思います。そういう意味では、社会保障財源としての消費税の値上げに関しては非常に問題があるというふうに言わざるを得ません。

以上の理由によりまして、請願に賛成をいたします。議員諸兄のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 他に討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから請願第4号「消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願」の件を採決します。

この採決は起立によって行います。この際、起立による表決において、起立しない場合は否とみなすことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。請願第4号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 5 名 不起立 3 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、請願第4号「消費税増税中止を求める意見書提出に関する請願」は、採択することに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

(午後 5時30分)

平成30年第8回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年12月7日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	遠藤淳士 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	黒田浩 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤直吉 建設環境課長
佐藤亮 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹	
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長      菅原明大 書記      鈴木拓也 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日            12月7日(金)            午前9時30分開議

- |       |         |    |   |
|-------|---------|----|---|
| 日程第 1 | 一般質問    | 1名 |   |
| 日程第 2 | 議第 64号  |    | 三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 3 | 議第 65号  |    | 三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定について                      |
| 日程第 4 | 議第 66号  |    | 町道路線の認定について                                     |
| 日程第 5 | 議第 67号  |    | 社会資本整備総合交付金事業(橋梁)町道尾花天神堂線鶴三橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について |
| 日程第 6 | 意見書第 2号 |    | 消費税増税中止を求める意見書                                  |

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり、追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

日程第1、一般質問を行います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員、登壇願います。

6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- |                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 1. 本年産水稻の減収要因の解明と今後の課題について           | 1. 本年産水稻の減収要因についてどのように把握されているか伺う。<br>2. 県における栽培指導のあり方、特に「つや姫」栽培の基準について課題を伺う。<br>3. 来年度以降に危惧される、水稻作付けの目安に協力しない農家への対策について見解を伺う。 |
| 2. 協働のまちづくりを進める手段としての「まちづくり条例」制定について | 1. 総合計画で提唱されている協働のまちづくりの現状と課題について伺う。<br>2. まちづくりの基本原則を定める「まちづくり条例」制定の必要性について見解を伺う。  |

平成30年第8回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

まず第1点目でありますが、本年産水稻の減収要因の解明と今後の課題についてをお伺いしたいと思います。

具体的には、本年産水稻の減収要因についてどのように把握されているかお伺いしたいと思います。また、県における栽培指導のあり方、特に「つや姫」栽培の基準について課題を伺います。また、来年度以降に危惧される、水稻作付けの目安に協力しない農家への対策について見解を伺います。

第2点目、協働のまちづくりを進める手段としての「まちづくり条例」制定についてお伺いしたいと思います。

具体的には、総合計画で提唱されている協働のまちづくりの現状と課題についてお伺いしたいと思います。また、まちづくりの基本原則を定める「まちづくり条例」制定の必要性に

ついでの見解を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員にご答弁申し上げます。

初めに、本年産水稻の減収要因の解明と今後の課題についてお答えいたします。

1点目の本年産水稻の減収要因に関するご質問であります。平年においては、栽培される稲の品種特性に合った肥培管理により、収量と品質が確保されてきたところでありますが、本年においては、稲の生育と登熟にマイナスの影響を及ぼす気象条件等が重なったため、近年にない大幅な減収に繋がったものと考えているところであります。

2点目のつや姫の栽培基準に関するご質問であります。つや姫は、高品質・良食味米として全国に名をはせるブランド米であります。そのため、安定的に生産するために栽培基準が示され、生産者もそれを遵守している中、本年産つや姫が大幅な減収と低品質になったことは、栽培基準の想定を超えた気象条件によるものと判断されているところであり、栽培基準を設定する山形県においては、現時点では栽培基準を見直す考えはないと伺っているところであります。

3点目の水稻作付けの目安に協力しない、いわゆる米の生産の目安に取り組まない農家への対応に関するご質問であります。適正な米の需給調整を維持することは、稲作経営の安定を図るうえで重要であるという考えから、本町においては、山形県農業再生協議会とともに米の生産の目安に取り組んでいるところであります。

米の生産の目安に取り組まない農業者への対応については、米の生産調整は重要なことであるという立場から、これまで同様に三川町農業再生協議会の生産の目安の実施方針について、理解を求めていきたいと考えております。

次に、「まちづくり条例」制定に関する2点のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

第3次三川町総合計画におきましては、「まちづくりの主役は住民一人ひとりである」という考え方のもと、住民のまちづくりへの参画を促進し、ともに連携、協力しながら課題の解決に向けて取り組む「協働のまちづくり」を推進しているところであります。

特に、町政への参加を促進するため、各種計画策定における協議会等の開催やパブリックコメントの導入など、住民の意見や提案を町政に反映させやすい環境づくりに努めているところであり、さらに、多くの方から町政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加していただけるよう、行政情報の発信、共有化を推進していく必要があると考えているところであります。

「まちづくり基本条例」につきましては、地方分権改革以降、住民自治の強化や仕組みを規範とした「自治基本条例」として、条例制定する自治体があると承知しているところでありますが、本町におきましては、まずは町政に関心を持ってもらい、まちづくりに対する住民の気運の醸成を図ってまいりたいと考えているところであり、現時点においては条例制定の考えは持っていないところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に、水稻の減収要因の解明と今後の課題についての再質問を行いたいと思います。ここは議会ですので、技術論を戦わせるつもりはまったくございません。来年度以降に何とか生産を安定させる方法は行政としても何かないかと、そういう手立てを探る意味で質問をさせていただきます。

今年の減収要因は気象要因ということで、当然それは気象要因なのでありますが、一つは減収の状況について。参考のために、庄内試験場で試験栽培をしている中のデータとしては最後まで終わっていませんので、正確なデータは出ていないかもしれませんが、平年策と比べると、「はえぬき」が502kg、84%の収量、「つや姫」は426kg、76%の収量しかない。現状としては1.9mmの網目、LLになりますけれども、この網目に通した場合の話ですが、穂数が少なく登熟具合もよくなく、精玄米収量も少ないということでの減収要因だというふうに言われております。

あとは、気象要因の中身になります。これも試験場の方の見解ではありますが、春先における土壌異常還元。土がわいたということが一つ。それによる初期生育の不良。それから、7月の猛暑による稲体の消耗。これがかなり大きいのではないかと思います。それ以降、8月中旬の低温による籾の発育停止があったということ。それから、8月下旬から9月上旬による日照不足による登熟不良というふうなことが文書には書かれております。ただ、その気象に対して、ある意味、人的に対応した農家もおられまして、平年作の収穫量を上げた生産者もおられます。その人の栽培状況については詳らかにできませんが、はっきり言えば、稲体の消耗に対してきちんと穂肥なり実肥を施した農家が、平年作の収量を上げているというふうな現状があるようであります。

今後対策として考えられる技術的な対策になりますが、一つは、気象に負けないような土壌改良資材の投入。それから、気象に合った生育診断を施して対応策を早めにするという意味。それから、土壌そのものがどのような状況になっているかを診断するというふうな対策が必要ではないかと思われまます。そして、それに対して、これは特に生産者や指導関係、それから農協の対応が非常に必要ではありますけれども、一つ必要として考えられる対策としては、今、葉緑素を診断し、肥効の具合を調べるためには、「SPAD」という高額な機械が必要になります。絶対なければいけないということはないんですが、葉色板という簡易なものもありますが、SPADというふうな基準として使われているものがありまして、そのような導入に対する補助の関係。それから、「ケイカル」、「ようりん」に対する補助というのは、以前に土壌改良がありましたけれども、そのような対策も考えられるのではないかと。それからもう一つ。土壌診断も、これは農業改良普及センターに申し込めばできる場合もありますが、費用がかかる場合もありますので、それに対する補助というふうなことは考えられるのではないかと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 平成30年産米の大幅な減収。気象状況等いろんなものが重なりながら、今言われているような状況になってございます。特に、同じ米の中でも品種

的には、つや姫が大きな影響を受けて減収になったという状況でございました。いけば、来年度以降に安定的に、今の状況についても参考にしながら生産できるような状況を作っていくというような視点で、今は土壌診断。さらには土壌改良。過去にあった「ケイカル」、「ようりん」の散布等々を言われましたが、改善する方向としての手立てとしては、言われるような内容については有効かと考えてはおります。一方で、そういった手立てについては、毎年の状況というよりは、基本的な部分を土というような部分も含めて力を付けていこうということでございますので、中長期的な視点に立って検討をして、判断をしてまいりたいと思います。

なお、今回の状況につきましては、後日、12月20日になりますが、具体的な状況の確認と、それに対する対処等について、関係機関が集まって会議を持つこととなっております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 異常気象は今年に限らず今後も、もしかしたら毎年起こる可能性もありますので、農家の生産の安定化に図るよう、十分な対策を求めたいと思います。

引き続き、つや姫に関してであります。これは県の肝煎りといひましようか、栽培の基準の中で栽培しなければいけないという、かなり厳しい、たぶん全国的にも、これぐらい栽培がきちんと管理されている品種はないのではないかと思います。この基準の中で栽培をするということが、基準そのものといひましようか、要するに、栽培の基準が厳しすぎて気象変動に対応しづらい。そういう意味では、もう少し気象に合わせた柔軟な対応が必要ではないかと。柔軟な指導要綱を少しでもいいですので、例えば追肥は、今は1kgくらいという話になっておりますけれども、気象によっては5割増しとか、そういうふうな柔軟な指導基準が必要ではないかと思います。これに関しては、行政に求める話ではありませんので、何かの機会に。たぶん試験関係とも話し合う機会があると思いますので、そのような意見があったということをお伝え願ひたいと思います。

もう1点。来年度以降に作付けの目安に協力しない農家への対策ということを行いました。一つの要因は、今年の減収分を来年で取り戻そうといひましようか、気持ちとしては非常に分かるんです。かなり経済的な所得の減少に繋がっておりますので、何とか来年に米をたくさん作って、その所得を取り戻そうと。単なる噂と言えは噂ですが、そういう話をしてる農家もおります。そういうのも一つの流れとしてあり得るのかなと考えております。また、来年度以降の適正生産量という意味の指標が出されつつありますけれども、2019年産米に関しては、17万tを減少させようという計画に基本的になっているみたいで是。ですから、今年以上に生産の目安が非常に厳しく減少されるというふうな危険性があると思います。そういう意味では、二重の意味で、来年度は過剰生産になってしまう危険性が非常に大きいと思います。

まさしく来年度は、米の生産の正念場を迎える年ではないかというふうに思ひわけです。これは三川町単独でできる仕事ではないのですが、三川町として何ができるのかということ考えた場合に、一つは、やはり何らかの奨励措置といひましようか、それを取ることができないかというふうに思ひわけですけれども、その辺はいかなものかでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今年の生産の状況を受けて、農家経営的にも厳しい状況にあるという中で言えば、米については「生産調整」という言葉を使いますが、長年取り組みながら米価の維持を守り、稲作経営を守るといような視点で取り組んできたところでございます。そうした流れの中で、今年についての状況を受けて、来年度は生産調整に取り組みないで自分で売るよというような人が出てくる可能性が、いろんな要件が加わってあるのではないかと。これについては今年に限らず、常にそういった部分はございました。ただ、生産調整に参加しないとイケないというような法制にはなっておりませんので、その方については、自分で生産した米を自分で売るというように形で判断をされた方と理解はしております。

一方で、今年の実績調整の例を取れば、生産調整方針の作成者、いわゆる農協ですとか、うちの方では、民間の淵田商店さんですとか、いわゆる米穀業者を含めて、そちらの方々が生産調整方針に対して取り組むということ前提に、そこに農業者が加入しているという状況になっています。つまり自分で生産したものを農協なり、「まいすたあ」なりで売る場合については、生産調整方針者が生産調整に取り組むということが前提になっておりますので、結果、取り組むことになっています。今まで生産調整に取り組まない方を具体的に見れば、自分で作ったものを自分で売るという方という状況になっています。ですので、そういった方が出る可能性、危惧はありますけれども、それに対して、ならないような奨励措置等という部分については、特に考えが及ばないところであります。できることと言えば、そういった流れの中で、全体として生産調整に取り組んでいくという、今年の方針等に基づきながら判断をしていくということにならざるを得ないかと思っております。

それから、取り組まない人については、そういった趣旨の理解を引き続き求めていく。参加の方については、意義についても求めていくということを引き続き行っていくことと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 集荷業者、農協は、取り組みをする段階での目安を守った農家というふうな条件というのは分かりますけれども、民間業者がそこまで行っているのかというのは、私は少し疑問です。それはともかく、奨励措置は取りづらい。当然、法律で縛ったものではないので、自由化したということで、その政策的には何ら制限はないという意味で、守らない人に対する規制をしたり、何かの差別をすることは絶対にできないというのは、それは当然だと思います。そういう意味での、逆に言えば、目安を守った方に対する奨励。これも差別になるのか、その辺も微妙なところではあります。私は前もこの話をいたしましたけれども、要するに、米ではないものに作物を導入するといいましょうか、そういう転作物の誘導といいましょうか、それが必要ではないかという話であります。それに対して、もっとより強固な支援策を取るという方法は可能ではないか。これは違法でも何でもありません。

そのような支援策について、一つは、例えば転作物の奨励。国で奨励措置を取っている奨励金等の加算。それから、産地作物として三川町で奨励しているものもありますし、それ

なりの奨励措置はありますけれども、それをもっと増やす方法はないのかということ。それから、機械に対する補助ということも前に申し上げましたけれども、水稻を中心でというふうな傾向がございます。

あと、所得拡大支援事業というのは水稻以外のものにはなりませんけれども、それにしても、施設園芸とか、そういう反収の所得を上げるものに特化している感じがします。そうではなくて、例えば大豆もそうですが、枝豆とか、それからカブラもかなり有力な作物でありますけれども、カブラはともかく、例えば、枝豆などは大規模にやるとすればかなりの機械設備が必要になってきます。収穫から脱穀、調整作業まで相当の資本を投下しないと大規模でできないというふうなことがあります。それを中心に大規模化してやっている農家も他の市町村ではありますし、鶴岡市が一番いい例であります。それは米の3倍ぐらいの所得が得られるということになっておりますので、そういう意味での奨励措置を取るとするのは、いかがなものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 生産の目安、いわゆる生産調整に取り組んでいる人についての奨励措置。よく言われるのが、「インセンティブ」というような言葉を使っているようです。動機付けとか、メリット措置ということに繋がるようです。つまり生産調整に取り組めばそういったものが出てくるんですよという部分については、いわゆる生産調整に付いている交付金等がこれにあたるかとは思いますが。本年度は、米を作ることに對しての直接的な支払交付金であるものについてはなくなりました。しかし、今言われるような、米以外を生産調整することで作物を作る、大豆云々、そういったものについての交付金については、町全体としては、平成29年度実績では3億円を超える部分が入っております。そういった部分が生産調整に取り組む農業者に対してのメリット措置、インセンティブというふうに捉えることはできるかと思えます。

さらに具体的に、この町で有用な米以外の作物ということであれば、可能性として、今の実際面も含めて、長ネギ、それから枝豆。これは土地利用ではございませんが、椎茸、いわゆる菌茸類というのがございます。こういったものを重点作物に町も指定をしておりますので、そういったものに取り組む際についてのインセンティブ的な交付金については、振興するうえで手厚く設定をしているところでございます。さらには、国・県補助事業、町単事業も含めて、生産設備等、機械が必要だという部分については、その状況に応じて対応できるものについては、積極的に支援していくという姿で今も進めております。これについては、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 新たに制度を作るのはそう簡単ではございませんので、従来の制度を十分に生かしながら、何とか本町では生産の目安が守れますように、しかも、経営が安定して農業持続に発展できるような方法を、私ども含めまして考えていきたいと思えます。

それから、次の質問に移りたいと思えます。協働のまちづくりを進める手段としてのまちづくり条例の制定についてということで、今の総合計画の協働のまちづくりの現状と課題に

ついてお伺いしたわけですが、それぞれの具体的なものについては、後でお話をお伺いしたいと思います。

行政なりの対応はしてきたというふうな回答でございましたが、この第3次総合計画を今は進行中でありまして、第2次総合計画から第3次が変わったのは、いろいろ違いはあると思いますが、文言として、「協働のまちづくり」という言葉が非常に何回も使われていることが大きな違いではないかというふうに思います。その中で、協働の推進方策ということで、第3次総合計画の中に三つあります。公平性、透明性の確保と行政情報の共有化の促進。これは情報公開等のことだと思います。また、町政への参加促進、審議会・協議会への参加促進。これは、パブリックコメントも含めた、審議会への町民の参加ということだと思います。それから、3点目の協働の推進。住民、地域、企業等が連携・協働して、公的サービスを促進することを支援するというふうな3点目がございますが、この三つの観点を見た場合に、総合計画で提唱された協働のまちづくりは果たしてどうだったのかということです。もう一度、お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 現在の第3次総合計画における協働の推進項目の中で3点ほど推進方策が謳われております。

1点目の公平性、透明性の確保と行政上の共有化の促進という部分では、今説明がありましたとおり、情報公開制度、それから広報、ホームページ等の活用といった部分については、この総合計画の中でそれぞれの制度の充実を図っております。ホームページ等についても迅速な情報提供ができるようなシステム改修等に努め、共有化を推進しているところであります。

それから、2点目の町政への参加促進ということで、広聴活動、それからパブリックコメント制度、それから協議会への住民の参加といった部分であります。特に広聴活動においては、町長と語る会、それから事業説明会等の実施。それから、各種審議会、協議会等の開催におきましても、関係機関の機関代表並びに協議会の内容によっては公募委員の募集といった内容で実施されております。それから、パブリックコメントについても、この総合計画の中で、新たに規定を設けたところであります。

それから、最後の協働の推進の部分については、これは全課にかかわる部分と認識しております。当課においては、そういった協働のまちづくり提案制度における補助制度もありますけれども、特に教育、それから福祉も含めたサービスの向上については、町だけではなく、それぞれの民間団体等からの協力によって、それぞれのサービスの向上を図ってきたといった経過があるかと思っておりますので、この3点とも、それぞれ積極的に展開してきたと認識しております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 町としては、推進方策にのっとり十分な協働のまちづくりを進めてきたという回答でございました。それは、少し不十分だというふうなことは言えないと思います。

それでは、具体的に事業に関して、その協働のまちづくりの観点で若干お聞きしたいと思います。

一つは、今の大きい事業としてありますが、子育て支援センターの建設についてであります。今は議会の方で一時的に事業をストップさせたというようなこともありまして、事業自体も遅れているとか、内容の若干の変更もあったというようなことで、そういう進行があったわけです。これが、なぜこうなってしまったのかという総括を、その協働のまちづくりの観点で少し考える必要があるのではないかとということがあります。子育て支援センターの建設そのものを今ここで語りますと通告外になりますので、そうではなくて、協働のまちづくりとしてどうだったのかと。

一つ私が考えるのは、情報公開が不十分だったのではないかと考えております。今も経過をいろいろとずっとやってきましたけれども、昨日も同僚議員が言われましたことの中で、補助金が受けられないというような情報が、かなり後になってから議会に伝えられたということもありました。そのような意味での情報公開の不十分さ。それから、予算についての公開。これは行政としては、進行中の予算について果たしてどれだけ公表したらいいのかは迷うところでもありますので、決定してから公表したいということも分からないではないですが、その辺の経過についても、できれば公開をして相談をするというような姿勢ができないのか。それから財源の問題です。その辺も含めまして、決定してから公開するということでは、ある意味、聞いていませんよ、話が違いますという話になってしまったような思いがあります。その情報公開という観点から考えた場合、もう少し事前に十分にやる必要があったのではないかとと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 協働のまちづくりにおける情報公開の面での個別事業における、そういった状況に対してのご質問でありました。特に、今、芳賀議員がおっしゃられました予算等についての事前の協議等、あり方については、従来からといいますか、予算等を事前にお知らせするといったことがなかなかできにくい部分があるかと思っております。特に財源等については、全体の町の予算の中で調整を図って、ぎりぎりまで全体の予算を見ながら調整を進めているという段階で、なるべく大規模事業のときに、そういった予算等について事前に協議しながらといった部分については、やはり検討課題ではないかと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） その辺は、私も行政的な事務取扱はよく分かりませんので、ただ思いを伝えただけになってしまいますけれども、もっと早めにお互いに相談するようなことができていれば、もっとすんなりいったのではないかなというふうなことを思っております。

そして、もう一つ。町政への参加促進という目的の中で、子育て支援センターの建設に関しても、関係者からの意見を聞きましたということがありました。ただ、関係者を、例えばステージを利用する関係者は地域交流エリアに関する関係者。それから、子育ての関係者は子育てエリアに関する関係者。学童保育もそうですが、部分的にそこを利用する人たちの利

用の声を聞いたというふうに私は受け取っております。そうではなくて、全体の構想をするという意味であれば、やはりいろんな関係者を集めて、全体の建物をどうしたらいいかということを検討するべきではなかったのかなと思いますが、その辺の町民参加のあり方については、どのようにお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 子育て交流施設に係る町民等からの意見聴取のあり方というご質問であります。この建設に係りましては、基本計画の段階から多くの町民の方々から計画に入っていただきまして、ご意見をいただいて、最終的に実施設計まで取りまとめてきたという経過がありました。その中で、特に細かい部分の意見を聞こうと思えば、やはり具体的な、ただいまお話にありましたように、ステージを利用する人、または子育て支援センターを利用する人というふうに、限定的なスポット、利用者からのご意見というのが一番有効な手段であります。そういったことから、ある程度限られた人からも意見を聞きつつ、町全体からのパブリックコメントという手法を取りながら、取りまとめてきたという経緯であります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 大きい事業を進める場合の手法ということになりますけれども、大体は行政がある程度計画を練り上げて、部分的に利用者の意見を聞くというやり方を今はしておりますけれども、そういうやり方をしていないところもあるわけです。その参画を十分に進めているところに関して言えば、計画当初から公募委員を入れるということで、計画の全体像を企画の段階から民間の意見を取り入れて、それから設計を進めるというようなことをやっているところもあります。そのような進め方もあり得るわけですので、やはり私たちの町としては、やり方を考えるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） そういった大規模事業の進め方について、公募委員等の参画については、従来から総合計画の策定でありますとか、その他の計画においても行ってきた経過がございます。個別の事業について、そういった専門的な立場で代表者から意見をいただく機会というのも当然重要でありますし、それは、それぞれの事業に応じて、そういった進め方があろうかと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） それぞれの進め方がありますので、今後、もし検討いただければ、設計当初から町民の参加を原則にするという方法もあるということをお願いしたいと思います。

それで、町民参加を一つ具体的に申し上げたいと思います。最初から公募委員を入れて行ってきた事業は、かわまちづくり事業であります。これは、私が前に議員として、たまたまメンバーとして参加しておりまして、委員会の構成に公募委員を入れるべきだということを目指しまして、すぐそれが実行なされまして、公募委員が入って、ある程度の計画づくり

をしたということがあります。ただ、計画が決定して、国に事業を申請し、決定した段階で、それ以降の具体的な進行に関しては、その公募委員は呼ばれなくなってしまったわけです。

今現実に進めている、委員会の名前は忘れましたが、前もお話をしましたが、組織代表という、学校関係とか町内会とか、そういう意味の充て職も含めた、公募ではない、決まった委員の方で構成されていると。それで、結果的には、公募委員の方の意見は、一応プランとしてはまとまったけれども、あとは呼ばれないということになれば、自分たちの考えたことが本当に活かされたのかも確認できない。まして、できたものに対して、どういうふうに参加しようかという気持ちは生まれてこないと思います。ですから、やり方としては、公募委員は完成まで。そして、完成以降も運営する立場まで継続して、委員として構成すべきだというふうに思うのですけれども、その辺のやり方については、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） かわまちづくり事業における、そういった公募委員のその後のアフターフォローといいますか、そういった部分についてお話があったわけでありまして。その部分については、その後もこの事業に関心を持っている公募委員の方が多いと思いますので、そういった方に対しての情報提供については、町の媒体を通じてご覧になっていただくような方法を、やはり取っていく必要があるのかなと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 単に情報提供すればいいということではなくて、まちづくりに参加するということは、自分の意見を言う。そして、そのメンバーとして参加していけば、必ず責任が生まれてくると思います。ですから、町民参加、それから町民の要求を聞いて、その事業を行う場合、町民がただサービスを受けるだけではなくて、サービスを受ける代わりに責任も伴うということと一緒にいく必要がある。それが、単にサービスを提供するのみの行政の姿勢ということは、私は大変不十分だと思います。

一つの具体例として、昨日は学童保育について議論がありました。学童保育に関しては、父兄の方々が大変苦勞して運営しているということは十分に分かります。今はどのようになっているかと言いますと、だんだん職員の方も不足しているということもありますし、負担が増えるということで公営化にしてほしいという要望が出てきております。要するに、行政としては、行政サービスを徹底して、皆さんの要望を聞きますよというだけであれば、常に新しい要望、尽きない要望が出てくるわけです。ところが、町長も答えられましたけれども、必ず限界があって、そう言われても人員等、予算の関係でできませんというふうに、どこかでとめなければいけないわけです。ですから、その行政の町民に対するサービスのあり方も、やはり要望するからには自分たちにも責任があるし、ある意味、行政にも限界があるということを知ってもらいながら、その両方で考えていくということが協働のまちづくりではないかと思えます。

ですから、その辺の進め方も、今の当事者と町の関係、1対1の関係では、たぶん今の問題は解決できないのではないかと私は周りから聞いておりました。その協働のまちづくりという意味でも、では、当事者だけではなくて、父兄の周りの関係、祖父母も含めた、その地

域も含めた関係の中に、その協働を広げていって、いろんな支援を仰ぐという、そういう視点とか、それに対して行政が支援する。それが本当の協働のまちづくりではないかなと思うのですけれども、その辺の行政のあり方という小難しい話になりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 公募委員が最後まで参画して、そういった責務を認識することによって、そういった事業への理解等も深まるということは同感であります。その公募委員の募集等については、それぞれの事業の段階等によって、今までもそういった公募委員の参画についてはお願いをしてきたところであります。

今言われました公募委員のみならず、地域の方々も巻き込んだ、そういった協働のまちづくりについては、理想的な姿ではないかと感じております。そういった方策等については、当然、今後とも推進していく必要があるのかなと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） たぶん、行政の事務を執行している職員にとっては、今私が申し上げた、町民の意見を聞きながら、最初からプランニングしなさいというような話は、たぶんとても大変な仕事だというふうに思っておられると思います。そんなことはできるはずがないと。これは、職員の立場ではたぶんできない。やはり行政のトップである方がきちんとそういうふうにして、まちづくりをしようというふうな姿勢がない限りは、職員はただ困るだけという話になります。そういう意味では、今後の町民の要望に応え、協働のまちづくりを進めるには、職員に対してもきちんと意向を伝え、進めていくという考え方が必要だと思いますけれども、その辺、町長いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 現在の総合計画における一番の基本構想、基本方針ということからすれば、協働のまちづくりということでスタートしたわけでありまして。これは芳賀議員もご承知のとおり、本町が平成の大合併のときに、三川町は単独でいきましょうという町民の判断ということがあって、第3次三川町総合計画がスタートしたわけでありまして。その段階においては、やはり行政がすべてにおいて、各種事業、あるいは政策的な課題というものを解決するには、行政の役割、また、その町民からの協力がなければできないというような部分での公助・共助・自助というようなことで、それぞれの役割というものをきちんと示した形の協働のまちづくりということで進めてきたわけでありまして。

その夢においては、やはり協働のまちづくりというものは、ある面において町民の皆さんからすると、町が何とかしてくれるだろうというような気持ちから、やはり自ら何ができるのかというようなことでの町民の住民参加。また、そこをさらに町の様々な計画づくり。あるいは、この町の事業推進にあたっては、各種協議会等の中でいろいろと意見を言っていたわけでありまして。これは、先程も企画調整課長が答弁されたことであります。この中で一番大きな、この地域の協働ということからしますと、やはりこれだけ今年のような全国的な大災害、自然災害が発生する中において、自助・共助・公助というものの何が必要かと

いうことを町民の皆さんも非常に考えてくれたのではないかと考えているところであります。

少し話をさせていただきたいと思うのは、過日、町内会長連絡協議会で、新潟県長岡市と三条市の方で視察研修を行ってまいりました。その中で、被災の経験をもとに、自助・共助・公助というものの本当の意味の、この協働のまちづくりというものに対する市民の認識が変わったというようなことであります。これが、やはり災害においては、町内会、そして、町民・住民という方々との、この自助と共助が一緒になって、行政の公助という部分で、この災害対応の重要性ということを学んできたわけでありまして。そういった面においては、今回は避難準備の情報提供、また、避難勧告をさせていただきましたが、その段階でも十分、町民の方々もその部分については理解をいただいたというようなことではないかと思っております。

今年度で見直しを図っております地域総合防災計画、また、ハザードマップの作成においても、全町内会でこのマップの作成にあたっては意見をいただいているというようなこともあります。これから行政が町民に対しても、自助という部分にどう向き合っていくかということも、これからの大きな一つのまちづくりになるのではないかと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 自助・共助という協働の側面としての災害対応というのは非常に分かりやすい面ではあります。災害対応に留まらず、行政全般に関しての協働が必要だというふうに申し上げたいと思っております。そのためには、やはり町の責任は何があるのか。それから、町民も権利はもちろんありますが、責任も伴う。その辺のところを明文化する必要があると思っております。それがなくて、協働の提案という方針だけが一人歩きしていく。ですから、基本的に町の行政とはどうあるべきか、町民はどうあるべきか、町民の責任と権利はどうかというふうなことをきちんと定めているのが町づくり条例、自治基本条例だと思います。それが無いのが、やはり今はいろんな住民参加も場合によってはあったりなかったりというふうなこともありますし、進まない要因ではないかというふうに私は思っております。

そういう意味でのまちづくり条例の制定を求めたいと思っておりますが、先程の回答としていただいたのは、醸成を待つというふうな話になりますけれども、黙って醸成を待つと何も育たないのではないかと。お酒でも放っておけば酔になりますし、ある程度緩和しないとだめだと。ですから、住民参加を仕掛ける。その醸成ではなくて、そういう運動が必要だと思っております。そういう意味でのまちづくり条例は必要だと思っております。

この制定に関しては、今年で全国で372。山形県では七つ。庄内では庄内町、遊佐町になっております。これは数の問題ではございませんけれども、ある意味、まちづくり条例を持っているところでの町民の参加というのは少し違う感じがします。特に遊佐町に関して申し上げますと、これは遊佐町の議員の方からお伺いしたことになりますが、やはり町民参加が進んでいると。職員の話をして、直接関係あるかないかという話になりますが、遊佐町の場合は、職員のOBの方が必ずボランティアをするというふうに聞いております。これは事業が多いからだというふうにも思っております。わが町の職員のOBの方は、ボランティアをやっている方もおりますけれども、どうもパチンコ屋に通っている方もおるようで、これ

は悪いとは言いませんが、やはり少し違うのではないかと。遊佐町に関しての職員のOBのボランティア参加といいたいでしょうか、これはまちづくりのイベントに参加する、運営するという形で参加しているらしいです。何で参加するのですかというふうに聞いたら、もしかしたらまちづくり条例があるのではないかと。これは職員の責務というのがありますよね。職員はまちづくりに参加すると、これはOBの規定はないですけれども、そういう条項があります。ですから、そういう意味でのまちづくり条例の必要性について、町長からお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程答弁を申し上げたのは、やはり今の第3次三川町総合計画を推進するにあたって協働のまちづくり。芳賀議員もいろいろと、今の町民の権利、責務というようなことを言われましたけれども、本町のように日常の生活圏。あるいは、現状からしても、それぞれの町内会の人口減少。その部分においては、世帯による町内会の、例えば役員。なかなかそういった手がなくなっているというような中において、町の責務、あるいは町内会、住民の責務というようなことを、今の段階でこのような条例制定をするといった場合においては、ある程度、町民に義務的な部分を強いるというような部分が非常に大きくなるのではないかと、私自身も危惧をしているところであります。

そういったことからいたしますと、行政も積極的に住民参加、あるいは参画を求めていながら、本町においては、最高の審議機関である振興審議会とか、様々な分野の協議会、審議会があるわけでありまして。そういった中できちんとした体制を作っていながら、それが町内会とか町民の協力を得なければならないという段階を、私はまだその段階まではいっていないのではないかと思うところであります。町民からすると、なんで自分がそういうことをしなければならないのだというような、そういう思いというのは少なからずあるのではないかと受けとめているところであります。

そういった部分については、やはりある面において、規模の大きい行政ということからすると、自治基本条例等を制定いたしまして、やはりそれなりの住民の役割というものをしっかりと示さなければならない部分もあるかもしれません。ですが、本町のように非常に顔が見える、そして、その地域の事情というのは、長い歴史の中で様々な人間関係がある。そういう状況等も把握しながら、どうあるべきかということからすると、庄内においても、他の2町においては、条例制定になっているというようなことでありますので、そういった部分については、十分その状況等も、私もある程度聞いてはいますが、芳賀議員が聞かれているようなことの中で、まずはしっかりと行政が公助としての役割を果たしていくということが重要なのではないかと私自身は考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 町民に負担をかける、責任を負わせるという話になりますが、これは行政が作るものではありません。行政と町民が一緒になって作るのです。そうでないと意味がありません。ですから、町民も理解して、ただサービス提供するだけでなく、行政と一緒に責任を負いながら、一緒に運営していくんだよという感覚を持つということ。そうい

う機会を作る意味でも、私は必要ではないかと。これは何年かかってもいいと思います。総合計画は作らなければいけないし、都市計画マスタープランも要望が出ていると。それに、まちづくり条例も作れというふうな話に今はなっております、大変だとは思いますが、たぶん、一番ルールが少なく作れそうなのは、まちづくり条例でありますので、ぜひ検討いただきたい。

それから、言うてはなんですけれども、議会に関しては議会の基本条例ができておまして、町民との関係、それから議会の責任。そういう規定というのは明文化されております。そういう意味では、まちづくりの基本、それを町の憲法といいましょうか、それが基本となる意味の自治基本条例、まちづくり条例をこれからもぜひ検討するべきだというふうに申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終了します。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 2時01分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、議第64号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第64号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず、一般職の職員の給料月額について平均で0.1%、勤勉手当を年間0.05月分引き上げるものであります。なお、技能労務職の職員については、規則において一般職の職員に準じて改正いたすものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいませ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） それでは、細部につきまして、私からご説明申し上げます。

初めに、本日配布いたしました人事院の給与勧告の骨子及び山形県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に基づきまして、このたびの勧告の要点についてご説明申し上げます。

まず国及び県におきましては、民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上の民間事業所の職種別民間給与実態調査を実施し、その結果として、民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準引き上げと勤勉手当の引き上げを勧告したところであり、本町におきましては、お配りしております資料の最終ページ、4ページに掲載しました山形県人事委員会の勧告による給与改定の内容に準じ、平成30年4月1日に遡及して、給与の平均改定率を0.1%、勤勉手当を0.05月引き上げることとしたところであります。なお、同勧告におきま

して、諸手当に係る勧告もなされていることから、所要の改正をいたしたく、本議会定例会に上程したところであります。

それでは、上程しております議案について、別にお配りしている新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、議案の第1条関係については、宿日直手当を1回4,200円から4,400円を超えない範囲の額に改め、退庁時から引き続いて行われる宿直勤務手当については、1回6,300円から6,600円を超えない範囲の額。常直的な宿日直手当については、月額2万1,000円から2万2,000円を超えない範囲の額に改めるものであります。また、勤勉手当については、再任用職員も含む一般職の職員に勤勉手当について、12月の支給月数を、それぞれ5/100引き上げるものであります。さらに、一般職の職員の給料表の改定については、議案書の給料表により1級から6級のすべての級において引き上げ改定するものであり、その平均の改定率は0.1%であります。

次に、議案の第2条関係については、平成31年度以降の6月及び12月の期末勤勉手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、期末手当と勤勉手当について、平準化のための所要の改正をいたすものであります。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第64号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第64号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第3、議第65号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第65号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、重度心身障害（児）者医療受給者の対象者について、

市町村民税が賦課期日現在、指定都市で課税された者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして判定するという改正であります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第65号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第65号「三川町医療給付条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第66号「町道路線の認定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第66号「町道路線の認定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、町道小尺横山線の南側において、新たな民間開発で整備になりました住宅分譲地の南北方向、及び東西方向に接続する2路線であり、道路交通体系の整備とともに、生活道路として維持管理する必要があるため、町道路線として認定いたしたく、道路法第8条第2項の規定により、ご提案申し上げるものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） この議第66号の地番ですけれども、これは「横山字大正」と。もし分からなければ結構ですけれども、分かっていたら答えていただきたいです。この「大正」というのは、いわゆる大正時代。いわゆる大正11年ですかね。基盤整備をした経緯があり、その地番を採用して「大正」になっているものと私なりに理解するものですが、当時、この大正という地番は、三川町は大体面積がどのぐらいあるのか。もし分かれば、お答え願えればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまの地番、大正という部分の面積のご質問でしたが、当課の方に資料が手元にございませんで、分かった段階で、後程お知らせをしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第66号「町道路線の認定」の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第66号「町道路線の認定」  
の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第5、議第67号「社会資本整備総合交付金事業(橋梁)町道尾  
花天神堂線鶴三橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について」の件を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第67号「社会資本整備総合交付金事業  
(橋梁)町道尾花天神堂線鶴三橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について」、提案理由をご  
説明申し上げます。

本案につきましては、平成30年8月6日、議第43号で議決をいただきました鶴三橋橋  
梁補修工事請負契約に係る施工方法について、既存の塗装を、有害物を含む産業廃棄物とし  
て取り扱うことが妥当であるとされたことと併せて、既存床板の整備については、施工方法  
を見直しする必要があることから変更するものであり、それにより、当初契約金額 9,396  
万円に911万3,040円を追加し、変更後の契約金額を1億307万3,040円にいたしたく、議  
会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第67号「社会資本整備総合交付金事業(橋梁)町道尾  
花天神堂線鶴三橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第67号「社会資本整備総合  
交付金事業(橋梁)町道尾花天神堂線鶴三橋橋梁補修工事請負契約の一部変更について」の件  
は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第6、意見書第2号「消費税増税中止を求める意見書」の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本件について、提案理由の説明を求めます。

5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） ただいま上程されております意見書第2号「消費税増税中止を求める意見書」の提案理由を申し上げたいと思います。

今回の消費税率の見直しには、免税者の商品取引に障害が出るインボイス制度が組み込まれており、また、商品ごとの複数税率は、事務システムに与える影響が大きくなる恐れがあります。

それから、社会保障などの財源確保には、税率よりGDPを上げ税収確保を目指すべきであります。

以上の理由で、住民の暮らし、地域経済に深刻な影響を与える消費税増税中止を求める意見書を提出するものであります。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。提出者に対する質疑を許します。

8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 提出者に少し質疑をしたいと思います。

「消費税増税中止を求める意見書」という名になっているわけですがけれども、現在、国では税金のことが協議中なわけです。以前、こういう法律に関して、協議中に関してこういう意見書を出したことは、はっきり言ってないです。

それから、この文面ですけれども、最初に出てきた過激な文章が相当なくなっておはりますけれども、やはり三川町議会として国に請願を提出する。いわゆる、お願いです。ですから、この文面というのは非常に大事です。やはり相手を傷つけたり、あるいは、間違っただけを言ったり、食い違いのある表現、そういうものはあってはならないことであります。この文章を昨日はだいぶ直したようでありましてけれども、この下から3行目。「地方自治体に深刻な打撃」という文面がありますけれども、やはりこの辺は、私は三川町議会の品位と、そして、的確な表現ではないと思います。その辺、提出者としてどのような思いを持っているのか伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） ただいま質問をいただきました。

まず初めに、協議中の案件には今まで意見書を出したことがないということでありましたけれども、私の認識としては、消費税増税は協議中ではなく、このままいくと来年の10月には上がるというふうなことが決まっていると、内閣で決めたもので決まっているというふうな認識であります。これを中止する意見書ということで提出をする気持ちであります。

また、意見書の中の下から3行目。「地域経済、地方自治体」というところで、地方自治体に深刻な影響を与えるかどうかというところでありましてけれども、消費税が上がれば、生

産者と消費そのものが落ちるといことが懸念されるわけでありです。その地方自治体も町民の生活の基盤に立って自治体を行っているということを考えますと、この消費税アップというものは、地方自治体に影響は与えるという観点です。深刻かどうかは、大小考え方はあろうかと思えますけれども、考え方によれば深刻な影響も当然考えられるのかなというふうな文面で捉えられております。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、意見書第2号「消費税増税中止を求める意見書」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議がありますので、起立によって採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 6 名 不起立 2 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、意見書第2号「消費税増税中止を求める意見書」の件は、原案のとおり決定されました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成30年第8回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時45分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成30年12月7日

三川町議会議長

三川町議会議員 3番

三川町議会議員 4番